

平成23年第363回矢吹町議会定例会会議録目次

第 1 号 (9月9日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	4
監査報告	5
組合議会報告	7
議長報告	8
町政報告	8
承認第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
承認第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	18
承認第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	19
議案の上程、説明(議案第45号～議案第51号、認定第1号～認定第9号)	20
散会の宣告	25

第 2 号 (9月12日)

議事日程	27
本日の会議に付した事件	27
出席議員	27
欠席議員	27
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	27
職務のため出席した者の職氏名	28
開議の宣告	29
一般質問	29
諸根重男君	29
根本信雄君	39

藤井精七君	45
鈴木隆司君	49
棚木良一君	56
青山英樹君	67
総括質疑	76
議案・陳情の付託	76
散会の宣告	77

第 3 号 (9月20日)

議事日程	79
本日の会議に付した事件	79
出席議員	79
欠席議員	79
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	79
職務のため出席した者の職氏名	80
開議の宣告	81
議事日程の報告	81
陳情第3号の委員長報告、質疑、討論、採決	81
議案第45号、認定第2号～第9号の委員長報告、質疑、討論、採決	83
議案第46号～第51号、認定第1号の委員長報告、質疑、討論、採決	87
日程の追加	93
諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	93
議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決	94
閉会中の継続調査の申し出について	95
議員の派遣について	95
町長発言	96
閉会の宣告	96
署名議員	97

平成23年第363回矢吹町議会定例会

議事日程(第1号)

平成23年9月9日(金曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸報告
- 日程第 4 町政報告
- 日程第 5 承認第11号 専決処分の承認を求めることについて(専決第12号 平成23年度矢吹町一般会計補正予算(第3号))
- 日程第 6 承認第12号 専決処分の承認を求めることについて(専決第13号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例)
- 日程第 7 承認第13号 専決処分の承認を求めることについて(専決第14号 平成23年度矢吹町一般会計補正予算(第4号))
- 日程第 8 議案の上程
議案第45号・第46号・第47号・第48号・第49号・第50号・第51号
認定第1号・第2号・第3号・第4号・第5号・第6号・第7号・第8号・第9号
(町長提案理由説明のみ)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(15名)

1番	青 山 英 樹 君	2番	竹 元 孝 夫 君
3番	鈴 木 隆 司 君	4番	鈴 木 一 夫 君
5番	藤 井 精 七 君	6番	棚 木 良 一 君
7番	大 木 義 正 君	8番	角 田 秀 明 君
9番	熊 田 宏 君	10番	永 沼 義 和 君
11番	諸 根 重 男 君	12番	遠 藤 守 君
13番	根 本 信 雄 君	14番	吉 田 伸 君
15番	栗 崎 千 代 松 君		

欠席議員(1名)

16番 柏 村 栄 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	野崎吉郎君	副町長	渡邊正樹君
教育長	栗林正樹君	代表監査委員	佐藤昇一君
企画経営課長	圓谷誠君	総務課長	会田光一君
税務課長	井戸沼寿量君	町民生活課長	円谷一雄君
保健福祉課長	深谷昌利君	産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	須藤源太君
都市建設課長	藤田豊君	上下水道課長	円谷清茂君
会計管理者 兼出納室長	水戸邦夫君	教育次長兼 学校教育課長	藤田忠晴君
生涯学習課長 兼中央公民館 長	近藤尚一君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	坂路寿紀	主幹兼 局長補佐 兼次長	菊地利雄
--------	------	--------------------	------

◎開会の宣告

○副議長（栗崎千代松君） 皆さんおはようございます。ご参集ありがとうございます。

初めに、柏村議長より、今定例会を病気入院加療のため欠席する旨の届け出がありました。

よって、私、栗崎副議長が、地方自治法第106条第1項の規定に基づき、議長の職務を行うことといたしますので、皆様のご協力をお願いいたします。

ただいまの出席議員数は15名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより第363回矢吹町議会定例会を開会いたします。

(午前10時00分)

◎開議の宣告

○副議長（栗崎千代松君） これより会議を開きます。

それでは、これより日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○副議長（栗崎千代松君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

1番 青山英樹君

2番 竹元孝夫君

を指名いたします。

◎会期の決定

○副議長（栗崎千代松君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期及び議事日程については、議会運営委員会において審議されておりますので、その審議結果について報告を求めます。

議会運営委員長、12番、遠藤守君。

[12番 遠藤 守君登壇]

○12番（遠藤 守君） 議場の皆さん、おはようございます。

第363回矢吹町議会定例会が本日9月9日招集になりましたので、それに先立ちまして9月7日午前10時から議会運営委員会を開き、今期定例会の運営について協議いたしました。

協議に入る前に、町長から提出予定の議案について企画経営課長から説明を求め、さらに議長から提出された日程案などについて議会事務局長から説明を求め、協議しました結果、会期を本日9月9日から9月20日までの12日間とすることに協議が成立いたしました。

町長提出の議案等は19件であります。承認3件は全体審議といたします。

次に、9月2日までに受理されました陳情1件については、総務常任委員会に付託して審議することにいた

します。

そのほか、7件の補正予算関係議案及び平成22年度各会計の決算認定9件については、一般会計と特別会計に分けて第1予算決算特別委員会、第2予算決算特別委員会を設置構成して審議することにいたします。

なお、各委員会への付託案件は議案付託表のとおりであります。

また、会期日程及び議事日程については、皆様のお手元に配付してあるとおりであります。第1日目の本日は、諸報告並びに町政報告を行い、さらに本会議で承認3件を全体審議とし議決いたし、日程第8で議案第45号から第51号まで、認定第1号から第9号までを一括上程して町長から提案理由の説明を受け、初日は終了いたします。

第2日目の10日、第3日目の11日は土曜、日曜のため休会といたします。

第4日目の12日月曜日は、通告の議員から順次一般質問を行い、総括質疑をして議案、陳情の付託を行います。

第5日目の13日火曜日は、午前10時から常任委員会を開催いたし、午後1時から予算決算特別委員会を開催いたします。

第6日目の14日水曜日は、前日に引き続きまして、午前10時から予算決算特別委員会を開催いたします。

第7日目の15日木曜日も、前日に引き続き、予算決算特別委員会を開催いたします。

第8日目の16日金曜日は、報告書作成のため休会といたします。

第9日目の17、第10日目の18、第11日目の19日は土曜日、日曜日、祝日のため休会いたします。

第12日目の20日火曜日は、午後1時から本会議を開き、各委員会に付託した議案、請願の審査結果を各委員長から報告を受け、審議、採決を行い、本定例会は終了となりますが、会期中に追加議案等があれば、その時点において議会運営委員会を開き、その対応について協議をすることにいたしますので、議員各位のご協力をお願いいたします。

以上で議会運営委員会の報告といたします。

なお、今議会は、慣例により最終日本会議終了後、午後6時から、宝鮎において町管理職との懇親会を開催いたしますので、皆様方のご参加をお願いする次第でございます。

以上、議会運営委員会の報告といたします。ご協力よろしく申し上げます。

○副議長（栗崎千代松君） お諮りいたします。ただいま議会運営委員長報告のとおり、今期定例会の会期は、本日9月9日から9月20日までの12日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日9月9日から9月20日までの12日間と決定いたしました。

なお、会期中の個々の日程につきましては、議事日程としてお手元に配付してあるとおりであります。

◎諸般の報告

○副議長（栗崎千代松君） 日程第3、これより諸般の報告をいたします。

本定例会の議案書、決算書、一般会計、特別会計決算審査及び財政健全化審査意見書、例月出納検査結果報

告書、水道事業会計決算審査及び経営健全化審査意見書、矢吹町、泉崎村、中島村及び白河市火葬場協議会会計決算意見書について、事務報告書、白河地方広域市町村圏整備組合議会、白河地方水道用水供給企業団議会における議案書の写し、陳情文書表並びに議案等説明のため出席を求めた者の報告書は、お手元に配付してあるとおりであります。

次に、意見書の送付について報告いたします。

さきの6月定例会において議決された発議第2号 東京電力福島第一原子力発電所事故に関する意見書、発議第3号 子どもたちに長期的な健康モニタリングと定期的な健康診断の実施を求める意見書、発議第4号 原発事故の早急な収束と、県内すべての原発廃炉を求める意見書は、6月20日付で各関係機関に送付いたしました。

◎監査報告

○副議長（栗崎千代松君） これより例月出納検査の結果報告及び平成22年度の一般会計、特別会計の決算審査及び財政健全化審査意見、水道事業会計決算審査及び経営健全化審査意見について、代表監査委員より報告を求めます。

代表監査委員、佐藤昇一君。

〔代表監査委員 佐藤昇一君登壇〕

○代表監査委員（佐藤昇一君） 皆さん、おはようございます。

それでは、お手元に配付しました監査結果の報告をさせていただきます。

今回の報告は、例月出納検査結果並びに平成22年度決算審査と、決算審査にあわせて実施しました財政健全化の審査結果報告の2件であります。

初めに、例月出納検査結果の報告をいたします。

執行した日ですが、平成22年度第14回5月分及び平成23年度第2回5月分の出納については6月24日に、平成23年度第3回6月分の出納は7月25日に、平成23年度第4回7月分出納は8月24日に、それぞれ行いました。

また、水道事業会計につきましては、平成23年4月1日から6月30日までの第1・四半期分を7月26日に行いました。

出納検査に当たっては、会計管理者兼出納室長及び上下水道課長から関係する必要な書類の提出を求め、それぞれ関係月の出納状況を聞いた後、検査を行いました。その結果、各会計とも出納事務に違法、不当は認められず、計数においても違算はなく、適正であると認めました。

なお、詳細につきましては報告書をごらんいただきたいと思います。

続きまして、平成22年度矢吹町各種会計歳入歳出決算審査及び財政健全化審査の意見について申し上げます。

審査の対象ですが、1、一般会計、2、国民健康保険特別会計、3、公共下水道事業特別会計、4、土地造成事業特別会計、5、老人保健特別会計、6、農業集落排水事業特別会計、7、介護保険特別会計、8、後期高齢者医療特別会計の8件であります。

審査の日ですが、平成23年8月3日、4日、5日、8日、9日、10日の6日間で行いました。

審査の結果ですが、平成22年度矢吹町一般会計、特別会計決算審査及び財政健全化審査意見書14ページに記

載のとおり、平成22年度の一般会計、特別会計歳入歳出決算及び基金の運用の決算状況は、その計数に誤りはなく、諸書類も整理され、各会計管理は適正であります。

総体的には、平成22年度末の東日本大震災とそれに伴う原子力発電所の津波被害事故対策に奔走する中で、行政運営のため財政再建に努め、自主財源の確保、役場の再建に取り組まれるとともに、矢吹中学校建設を初め、数々の事業を完了するなど、第5次まちづくり総合計画をもとにおおむね事業が執行され、各会計とも黒字をもって決算されたことは評価します。

しかし、歳入においては、景気の低迷、雇用の不安定などから、唯一の自主財源である町税が前年比1.4%減、一方、地方税で6.3%の増額を示しており、財産収入、町債、前年度からの事業繰越金などの財源によって、一般財源全体で前年比3.1%の増額となりましたが、今後とも自主財源の確保を中心とした健全な財政運営が求められます。

また、我が国における長引く経済危機はもとより、今後、災害の傷痕が深く残る町の再建のために各産業の復興と雇用機会の確保が望まれることから、もろもろの戦略に取り組まなければならないと思います。

今後もさらなる一般財源の確保に努力するとともに、職員相互の創意工夫によって、さらなる経常経費の削減を図り、行財政改革大綱に基づいた事業執行と管理によって、限られた財源を効率的に活用され、町政の発展と住民福祉の向上に努力されることを望みます。

また、自治体財政の健全性を目的に創設された健全化判断比率については、実質赤字比率、連結実質赤字比率は算定されないものの、実質公債費比率は17.6%、将来負担比率158.3%と、実質公債費比率についてはまだまだ高い数値を示しており、財政の早期健全化、または再生計画による基準数値からは下回り、財政の健全化計画の策定を要しないものと認めるが、引き続き判断比率の低下に向けた方策に努められたい。

なお、公共下水道事業、土地造成事業、農業集落排水事業特別会計においては、いずれも資金不足がなく、経営はいずれも良好な状態にあると認めるが、今後も依存財源に頼ることない自主財源の確保に努め、安定した経営を望むものであります。

なお、詳細につきましては、意見書をごらんいただきたいと思います。

続きまして、平成22年度矢吹町水道事業会計決算審査及び経営健全化審査について申し上げます。

審査の日ですが、平成23年7月26日に行いました。

審査の結果ですが、提出された決算書及び決算付属書類を審査したところ、決算は法令に準じて作成され、財政状況、経営成績表は明確に示されており、計数に違算はなく、決算は適正であると認めました。

平成22年度決算では、経済情勢の悪化する中、誘致企業の進出等により、給水収益は前年度比1.3%増加しました。さらに、過年度の簡易水道と上水道事業の合併時の固定資産額計上及び減価償却費を適正に修正処理した結果、過年度修正益3,389万円の発生により、最終利益は3,764万円となりました。

今後の経営に当たっては、安全で良質な水道水の安定供給を大前提とし、給水収益の向上策を重点に考慮し、未納者に対する徴収強化など、企業としての経営的観点を念頭に置いた安定した経営が求められます。

あわせて、審査に付された水道事業会計の資金不足比率を示すその算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されており、また実質的な資金不足はなく、良好な経営状態にあると認められます。

なお、詳細につきましては、意見書をごらんいただきたいと思います。

以上で、例月出納検査結果並びに平成22年度各種会計決算審査及び財政健全化等の審査意見の報告を終わります。

○副議長（栗崎千代松君） 以上で代表監査委員からの報告を終結いたします。

◎組合議会報告

○副議長（栗崎千代松君） これより白河地方水道用水供給企業団議員から、議案審議の結果について報告を求めます。

白河地方水道用水供給企業団議員、9番、熊田宏君。

〔9番 熊田 宏君登壇〕

○9番（熊田 宏君） 議場の皆さん、おはようございます。

去る8月11日に平成23年第2回白河地方水道用水供給企業団議会定例会が開催されましたので、その結果について報告させていただきます。

提出された議案は2件であります。議案第4号 平成22年度白河地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計決算の認定についてであります。平成22年度水道用水供給事業会計の損益計算書によれば、収益的収入総額6億9,173万3,522円に対し、収益的支出総額が6億4,536万9,437円で、収支差し引きの結果、4,636万4,085円の純利益による決算となりました。

当年度末処分利益剰余金4,636万4,085円の処分については、減債積立金に全額を積み立てるということで、原案のとおり認定されました。

次に、議案第5号 平成23年度白河地方水道用水供給企業団水道用水供給事業会計補正予算（第1号）についてであります。収入で用水供給事業収益の補助金1,493万2,000円、支出で用水供給事業費用の原水及び浄化費が今災害関係から2,820万3,000円が計上されております。

なお、詳細につきましては、お手元に配付されております資料をごらんいただきたいと思います。

以上で報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○副議長（栗崎千代松君） それでは、平成23年第2回白河地方広域市町村圏整備組合議会臨時会が、さきの8月11日に開催され、議長が出席しましたので、私からその報告をいたします。

初めに、提出議案等の審議に入る前段に、組合議長及び副議長の選挙に関する申し合わせ事項に基づき、任期満了に伴う組合議会議長及び副議長の選挙が行われ、議長には前副議長職にありました中島村議会議長の折笠三吉氏が、そして、副議長には埴町議会議長の鈴木道男氏がそれぞれ選任されましたので、お知らせします。

なお、本臨時会に提案されました議案は5件、報告1件であります。

初めに、議案第7号から第9号までは、いずれも専決処分の承認を求めるものであります。

最初に、議案第7号による専決処分ですが、本案は地方自治法第286条第1項の規定による福島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について、地方自治法第179条第1項の規定により、専決第1号により処分したものであり、原案のとおり承認されました。

次に、議案第8号による専決処分ですが、本案は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による消防署、分署の望楼等が大きな被害を受けたことに伴い、各消防庁舎の復旧を迅速に行うため、地方

自治法第179条第1項の規定により、平成23年度白河地方広域市町村圏整備組合一般会計補正予算（第1号）を専決処分したものであり、原案のとおり承認されました。

次に、議案第9号による専決処分ではありますが、本案は、白河消防署配備のはしご車による物損事故にかかわる損害賠償について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものであり、原案のとおり承認されました。

次に、議案第10号 動産の取得については、救助工作車1台の購入について、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき議会の議決を求めたものであり、本案については原案のとおり可決されました。

最後に、議案第11号 平成23年度白河地方広域市町村圏整備組合一般会計補正予算（第2号）について、本案についても原案のとおり可決されました。

次に、報告第1号 平成22年度白河地方広域市町村圏整備組合事故繰越し繰越計算書の報告についてであります。

なお、詳細については、お手元に配付しました資料をごらんいただきたいと思います。

以上で組合議員からの報告を終結いたします。

◎議長報告

○副議長（栗崎千代松君） 次に、会議規則第121条第1項の規定により、議員派遣について報告いたします。

派遣の結果につきましては、お手元に配付した報告書のとおりであります。

以上で諸般の報告は終了いたします。

◎町政報告

○副議長（栗崎千代松君） 日程第4、これより町政報告を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、おはようございます。

第363回矢吹町議会定例会の開催に際しまして、議長を初め議員の皆様には感謝を申し上げます。

先ほど、柏村議長が今定例会を病気入院加療のため欠席される旨のご説明がありましたが、議員の皆様におかれましても、健康管理には十分留意され、今後ともこの難局を乗り切るため力強いご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、町政報告をさせていただきます。

初めに、矢吹町復興対策本部の設置についてであります。このたびの東日本大震災における被災状況につきましては、6月に開催された矢吹町議会第362回定例会の町政報告において詳細に報告申し上げたとおり、町内全域にわたり甚大な被害をもたらしました。

そして、その被害に対し、町民の皆様の避難対策及び給水活動、ライフラインの応急復旧等、協力団体や関係機関、ボランティアの皆様とともに総力を挙げ取り組んだところであります。その結果、現在は地震発生時直後の混乱からはひとまずの落ちつきを取り戻し、復旧及び復興への取り組みを着々と進めております。改め

て、災害復旧等にご尽力くださいました多くの皆様方に心より感謝申し上げます。

このように、応急対策がおおむね終了し、本格的な災害復旧事業及び復興へ向けた各分野における施策の構成、展開を図るための立て直しを行い、新たな段階での取り組みを進めるため、6月30日をもって「矢吹町災害対策本部」を解散し、7月1日より「矢吹町復興対策本部」を設置したところであります。

今後は当該本部において、被災者の生活再建支援及び町内施設等の早急かつ確実な復旧、そして矢吹町の力強い復興の実現のための各種事業を、全庁的な認識の統一のもと、強力に推進してまいります。

次に、広報やぶき及びホームページ等による震災情報提供についてであります。震災発生直後の混乱からの一定の落ちつきを取り戻した現在、町民の皆様が必要とする情報は、生活再建及び生業再興の各種支援策へとシフトしております。また、放射線問題についても、子供を持つ世帯の方々を中心に関心が高い状況であります。

このような情報需要を受け、災害住宅融資制度や保育料等の減免及び奨学金制度、農家経営及び中小企業の経営を支援する各種制度等のお知らせ、また町内の放射線測定結果や園庭、校庭の表土除却事業の概要を広報やぶきに掲載し、広く周知を行ってまいりました。

ホームページにおいてもこれら情報を掲載しており、また、誌面上制約のある広報やぶきを補完する形で、さらに詳細な情報も網羅しているところであります。

今後も引き続き、ニーズに的確にこたえ得る情報提供を行い、町民の皆様の生活再建の支援に資するよう努めてまいります。

次に、東日本大震災の義援金の配分についてであります。国、県及び町の義援金につきましては、5月10日に申請受け付けを開始し、5月25日に第1回目を配分し、その後、8月30日までで合計9回、配分いたしました。

第9回までの配分世帯、配分総額は、全壊が323世帯、大規模半壊と半壊が1,284世帯で、配分総額は11億4,770万176円であります。

なお、町義援金についてであります。これまでご支援いただきました義援金総額は、8月30日現在で5,954万5,847円であり、8月30日の第9回までの配分総額は3,465万円であります。

今後の義援金の配分につきましては、被害認定が確定し次第、配分委員会を開催し、配分対象者や配分金額について決定してまいりたいと考えております。

次に、災害復旧に係る派遣職員の辞令交付についてであります。総務省を通じ要望していた東日本大震災に係る中長期的な職員の派遣については、8月から4名の派遣職員に対し併任辞令を交付し、業務に当たっていただいております。派遣元自治体については、姉妹都市の三鷹市から2名、日本三大開拓地交流都市である川南町から1名、埼玉県八潮市から1名となっております。

派遣職員の皆様を初め、各種震災復興業務に多くの皆様からのご協力をいただいております。心から感謝申し上げます。

次に、災害復旧事業の進捗状況についてであります。

初めに、道路災害のうち国庫補助事業として工事を予定している工事費60万円以上の96カ所、総額4億3,000万円につきましては、8月末現在で3カ所の発注を行いました。

9月以降は一月当たり約20カ所の発注を目標とし、ため池等の他事業関連約10カ所を除き、年度内の工事完成を予定しております。

次に、単独道路災害復旧事業につきましては、主に幹線道路、通学路の舗装による路面補修工事を実施しております。補助事業に該当しない被災箇所は約450カ所あり、敷き砂利等により維持管理を行いながら通行を確保させておりますが、路線の重要性、被災状況などから優先順位を定め、9月より本復旧に努めてまいります。

次に、公園災害復旧事業につきましては、都市公園である大池公園とひまわり公園で7カ所の被災があり、7月の災害査定の結果、約4,000万円の工事費が確定し、現在、工事発注に向けた実施設計を行っております。今後、9月に3カ所、10月に3カ所を発注し、ため池等の他事業関連1カ所を除き、年度内の工事完成を予定しております。

次に、中町地内の町道通行どめにつきましては、倒壊のおそれのある建物に隣接する町道北町・新町線を、二次災害及び危険回避のため5月3日より約50メートルの区間を全面通行どめとしており、現在も規制中であります。通行者、商店会、地区の住民の皆様にも多大な影響があるため、迂回道路改良工事を実施し、7月8日に開通しております。倒壊のおそれのある旧円谷呉服店建物の解体工事が10月末ごろを完了予定としているため、安全性が確保されるそれまでの期間は通行どめによる規制を継続せざるを得ない状況でありますので、ご理解とご協力をお願いします。

次に、中町地内、大福寺周辺の被災を受けた排水路につきましては、7月8日に災害復旧工事の計画概要説明会を実施し、被災排水路の現状、課題、町の基本的な考え方を関係者にお示し、理解を得ることができましたので、第一に水路の保全を図るため、排水路に倒れているまたは倒れるおそれのあるブロック塀の撤去工事を実施しております。

今後は、被災排水路に隣接する地権者との調整を図りながら、復旧工事に努めてまいりたいと考えております。

次に、農業施設、農地災害復旧事業につきましては、町内のため池、水路、農道、揚水機場、農地等402カ所、被災総額12億7,844万円の被害状況であり、平成24年春の作付に支障がないよう補助対象地区及び町単独地区の整備を進めてまいります。

補助対象となる災害復旧箇所については、6月8日の第2次災害査定から始まり、8月23日現在、ため池21地区、水路18地区、道路3地区、揚水機場2地区、農地16地区の合計60地区、3億9,200万円の査定を完了しており、9月末の第15次査定までに、残り21地区、約9,000万円の査定を完了し、総額約4億8,000万円の補助申請を行う予定としております。今後は、10月末までに設計業務を完了し、11月上旬には工事発注を予定しております。

町単独の小災害については、農地、農道、水路、ため池など約300カ所の被災があり、11月末までに現地確認、設計を完了し、年内には工事発注を予定しております。

次に、公共下水道施設につきましては、旧国道及び町道田町・大池線を中心とした下水道幹線の下水道本管が地盤の揺れに伴い沈下し、マンホールの沈下や隆起を発生させ、大きな被害を受けております。6月下旬に国の災害査定を受け、被害延長は約10キロメートル、被害額は約10億円で査定を完了しております。

現在は実施設計中であり、複数年契約での工事発注を10月ごろから予定し、妙見食堂を起点とした下水道幹線の下流側より、下水道管を既設管から新設管へと布設がえを行い、2年間での工事完成を予定しております。

次に、農業集落排水施設につきましては、寺内地区、大和内地区、本村地区、三城目地区、松倉地区を中心とした下水道本管が地盤の揺れに伴い沈下し、マンホールの沈下や隆起を発生させ、大きな被害を受けております。6月中旬に国の災害査定を受け、被害延長は約4.5キロメートル、被害額は約5億円で査定を完了しております。

現在は、公共下水道施設と同様に実施設計中であり、複数年契約での工事発注を10月ごろから予定し、下水道管を既設管から新設管へと布設がえを行い、1年半での工事完成を予定しております。

次に、水道施設につきましては、五本松配水池から水道本管が地盤の揺れに伴い管のずれが発生、さらに継ぎ手部の破損や水道本管からの宅内止水栓が破損しております。特に、配水池のタンク周辺地盤、柿之内橋水管橋、明新配水池の破損、堰の上中継ポンプ場の被害が主なものであり、被害箇所は約200カ所、被害額は約1億円であります。9月下旬には国の災害査定を受ける予定となっております。

今後は、実施設計を実施し、柿之内橋水管橋や仮設管の本布設箇所等を実施し、年度内の工事完成を予定しております。

次に、健康センターの温水プールにつきましては、応急工事を実施し、ボイラーによる加温ではありますが、6月1日より営業を再開しております。本格的改修工事を実施するため、10月には1カ月間の休業を予定しておりますが、ボイラーによる加温で燃料代が高額になる見込みであるため、来年の1月からは再度休業を予定しております。今年度の営業データを十分に検証し、次年度以降の営業時期等を含めた運営方針を決定していきたいと考えております。

また、あゆり温泉につきましては、地質調査、実施設計を終了し、11月から一部営業再開を目指し現在工事に着手しております。

次に、保健福祉センターにつきましては、応急工事を実施し使用しております。具体的な復旧工事については、県より災害査定の日程が示されていない状況のため、急な日程にも対応できるよう万全な準備に努めてまいります。

次に、福祉会館につきましては、専門業者による調査を進めた結果、取り壊しと改修可能との両方の意見が出されているため、改修計画の見直しを早急に進め、結論を出してまいります。

次に、教育施設につきましては、先月、学校施設災害復旧事業に伴う文部科学省の災害査定が完了し、ほぼ申請どおりの認定を受け、現在、工事発注に向けての実施設計を行っております。今後、実施設計が完了次第、9月中旬より随時、復旧工事を発注してまいります。工事の際は、生徒、児童、園児らへの影響を十分考慮し、休日に集中的に工事を行うなど、各学校、園との連携を十分図りながら事業を推進してまいります。

次に、社会教育施設につきましては、9施設に被害を受けております。

三神公民館と善郷小グラウンド夜間照明施設については、復旧工事が6月末で完了しております。中央公民館、文化センター、図書館、ふるさとの森芸術村については、県との協議により、国の災害査定前に事前着工することとし、震災直後より復旧工事を進めております。中畑公民館については、被害が大きいため、国の査定後できるだけ早い時期に復旧工事に入る予定としております。勤労者体育館、町民テニスコートについては、

県との協議により、災害査定が済み次第、速やかに復旧工事に入る予定としております。

なお、それぞれの施設の復旧完了は年度内を予定しております。

次に、被災者支援対策についてであります。

初めに、民間賃貸住宅に入居した被災者の借り上げ住宅であります。募集事務を7月1日から開始し、現在38世帯96名の入居が決定しております。入居受け付け期限が県災害対策本部により10月末までと決定されたため、さらなる周知を図り、被災者の救済に努めてまいります。

次に、商工業者の復興支援策であります。町内中小事業者を対象に、店舗等建物の被災程度により、全壊については3万円、半壊については2万円の町義援金を事業者の申請に基づき10月中旬より交付することとしております。

また、震災復旧・復興のために制度資金の融資を受けた中小事業者に対し、融資に伴い発生する保証料について全額補助し、制度資金利用者の負担軽減を図るための制度を創設し支援することとしております。

さらには、震災復興に伴い新設された県中小企業等復旧復興支援制度の補助金を受けた事業者に対して、県補助金額の1割相当額を上乗せ補助する町独自の制度を新設しております。

いずれの制度につきましても、関係者に対し周知徹底を図るため、文書通知等を行い、申請手続の早期取りまとめを実施しているところであります。

次に、農業者戸別所得補償制度の加入状況であります。震災により羽鳥用水が通水できなかったため、転作作物を推進し、より多くの農業者が所得を確保できるよう農業者戸別所得補償制度に取り組んでおります。

町内における申請者数は611名、また申請者以外にも、生産数量目標の調整として157名の方がいわゆる「とも補償」として助成金の対象となっております。

主な転作作物の面積については、大豆が95ヘクタール、ソバが12ヘクタール、飼料作物が12ヘクタール、燕麦が300ヘクタールとなっております。

これらに係る町単独の助成については、大豆、ソバ、飼料作物、麦は10アールあたり1万円、燕麦は10アールあたり5,000円、被災田については10アール当たり3,000円の矢吹町商工会発行の商品券を年内目標に交付する予定としております。

次に、風評被害対策についてであります。初めに、農畜産物等の風評被害撲滅活動であります。5月12日JAしらかわ農協主催の風評被害防止キャンペーンを皮切りに、5月15日味の素スタジアム感謝デー、6月5日チャリティーフェスタ新中、7月16、17日三鷹商工まつり、7月30日ふれあいみたか駅前夏まつりにおいて「まけないぞ、ふくしま！まけないぞ、やぶき町！」というのぼり旗を掲げ、安心して新鮮な野菜等の販売を行ってまいりました。これら原発事故に関する農畜産物の風評被害の払拭には、青年農業者ネットワーク組織「やぶきぐるぐるnowker's」が中心となり首都圏への直売活動を行ってまいりました。

また、県南地域の9市町村で構成する白河地方原発風評被害一掃キャンペーン推進協議会が主催するキャンペーンとして、5月27日に東京都日比谷公園において、6月25、6月26日には、東京都有楽町におけるイベントに参加し、野菜を初め、みそ、せんべい、グーズベリージャム等の町内産品等の販売を行ってまいりました。

今後とも、風評被害が一掃されるまで、三鷹市を初め各種団体等が実施するイベントに積極的に参加し、町の農畜産物等のPR及び販売活動を続けてまいります。

次に、三鷹市にオープンした東日本応援ショップへの出店についてであります。株式会社まちづくり三鷹が、三鷹駅前に東日本大震災の復興支援の一環として、7月30日から来年3月末日までの期間限定でアンテナショップを開設しております。矢吹町を初め東北地方の友好都市から多数の特産品等が出品されており、今後は、「矢吹フェア」など応援ショップを盛り上げるイベントの開催も検討しております。

姉妹都市の三鷹市には、復旧・復興・風評被害対策等、今回の東日本大震災に伴うあらゆる被害において絶大なるご支援をいただき深く感謝申し上げます。

次に、放射線対策についてであります。

初めに、園庭、校庭等の表土除却事業であります。6月下旬から各施設で表土の除却工事を実施し、保育園、幼稚園は7月上旬に、小中学校も8月中旬には工事を完了しております。表土除却後の放射線量は、平均で除却前の約3分の1程度まで低減することができ、表土面の放射線量の低減が図られたことで、園児並びに児童生徒の屋外活動について、今後は、特別な制限をする必要がないと考えております。保護者の皆さんの心配と不安の解消が図られたものと考えており、今後も継続的に放射線量の測定を行いながら、教育施設全般の安全・安心の視点での管理を行ってまいります。

次に、学校施設等への扇風機の設置であります。扇風機については7月中旬にすべての幼・保育園、小中学校に総数で約270台を配置しております。今後は、エアコンの設置についても放射線対策関連補助事業等を十分に注視し、対応していきたいと考えております。

次に、放射能に関する講演会であります。7月17日に日本大学専任講師野口邦和博士を講師に迎え、「原発事故による放射能と健康」「外部被ばく」と「内部被ばく」の対策と題し、講演会を開催いたしました。約400名の町民の皆様にお集まりいただき、講演の最後には参加者からの質問に対する適切な回答など、町民の皆様の不安解消に大いに役立ったものと考えております。

次に、高圧洗浄機の導入であります。アネスト岩田株式会社様から6月21日に高圧洗浄機21台の寄贈がありました。各学校等では、保護者の皆様の協力を得ながら校舎等の洗浄に活用し、放射線低減に向け取り組んでいるところであります。

アネスト岩田株式会社様を初め、多くの企業の皆様のご支援とご協力に深く感謝申し上げますとともに、今後も地域総ぐるみでの「住みよいまちづくり」に全力で取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、各学校、幼稚園、保育園の屋外プールの利用についてであります。原発事故による放射能汚染が心配されるため、今年度は各学校施設等の屋外プールを利用しないことといたしました。このため、水泳の授業等は、6月以降、健康センター温水プールを利用することとし、休館日の火曜日等を利用し水泳授業等を行っております。小中学生については、夏休み期間中、希望する児童生徒に利用券を配布し、温水プールを利用できるようにいたしました。

ここまで東日本大震災関連についてご報告申し上げますが、冒頭にもお願い申し上げたとおり、矢吹町の力強い復興に当たっては議員の皆様のご協力が不可欠であります。重ねてお願いを申し上げ、私からの町政報告とさせていただきます。

次からの15項目については項目のみ報告させていただき、内容につきましては、お手元に配付いたしました

第363回矢吹町議会定例会町政報告により報告とさせていただきます。

東京やぶき会について。

第28回矢吹町統計グラフコンクールについて。

行政区活動支援事業について。

交通・防犯行政関係について。

住民健診について。

ヘルスステーション事業について。

小児平日夜間救急医療事業について。

矢吹町農業委員会委員の一般選挙について。

河川クリーンアップ作戦について。

県道須賀川・矢吹線（寺内工区）道路事業について。

学力向上対策事業について。

小中学生の活躍について。

スクールソーシャルワーカーについて。

中学校の始業式について。

矢吹町少年の主張大会について。

以上であります。

○副議長（栗崎千代松君） 以上で町政報告は終了いたします。

◎承認第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（栗崎千代松君） 日程第5、これより承認第11号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 承認第11号 専決処分の承認を求めることについてであります。専決第12号 平成23年度矢吹町一般会計補正予算（第3号）について、既定の歳入歳出予算にそれぞれ2億1,404万6,000円を追加し、総額を80億6,202万4,000円とするとともに、地方債の補正を行うものであります。

今回の専決予算は、学校施設表土除却事業を初め、東日本大震災に対応する事業を実施するもので、歳入の内容は、国庫支出金2,567万7,000円、県支出金1億424万5,000円、繰入金3,352万4,000円、町債5,060万円を増額するものであります。

歳出の内容は、民生費が倒壊危険建物解体事業、住宅応急修理事業、災害援護資金貸付事業などにより1億8,035万6,000円を増額、教育費が学校施設表土除却事業などにより3,369万円を増額するものであります。

次に、地方債の補正内容につきましては、災害援護資金貸付金債2,500万円を追加し、災害廃棄物処理事業債を2,560万円増額し3,640万円とするものであります。

以上です。

○副議長（栗崎千代松君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

8番、角田秀明議員。

〔8番 角田秀明君登壇〕

○8番（角田秀明君） この補正予算に関連して、私が町長に一言お伺いをしたいと思います。

実は先日、町民の方から「矢吹町は大したものですね、出産祝い金に5万も出るんですってね」。私は何のことかちょっとわからなかったんです。これ、議員の皆さん、わかっている方はあるかもしれませんが、私は3月の当初予算で聞き漏らしたのかも知れませんが、わからなかったわけです。そうですか、よかったですねと言いましたけれども、議員がわからないお金が、町民の方々に出産祝い金だということで5万も出るということで、私がわからなかったということは、大変町民の皆さんに申しわけないと。選挙の公約として、町民の皆さんの声を町政に届けるという私の役目だということで、皆さんにお願いをしながら当選をさせていただいているわけですが、これが、議員がわからないうちに町民の皆さんが、議会をおいて私がお礼を言われたということに大変自分に対してもふがいないし、また、執行側に対して質問を求めたところ、この震災への当初予算でありまして、なかなか説明ができなかったというようなことで、我々には説明しなかったような、そういう当局の説明でありましたけれども、やはり私は国から来たのかなと初め思ったわけですね、5万も出産祝い金が出るということは。ところが、これが町独自だということになりますと、我々議会がわからないうちにそういうお金が出るのかなということで、大変不安にも思いますし、町長独断の出産祝い金だということになれば、私たちとしても、大変勉強不足で申しわけないのですが、やはりこういうことは正していかななくてはならないのではないかなということで、大変、お祝いなので本来ならば私も質問をしなくなかったわけですが、どさくさに紛れてこういうことをやられたのでは、やっぱり困るなということで、質問をいたします。

○副議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 8番、角田議員の質問にお答えさせていただきます。

出産祝い金の5万円、説明が足りなかったのではないかと、私の独断でどさくさに紛れてそういう予算をつけたのかということでございますが、そういうことは全くございません。他意もございませんし、町民にとってよかれと思って実施させていただいた予算でございます。なお、3月の当初予算時、施政方針の中で説明を申し上げましたが、説明が足りなかったことについては改めておわびを申し上げたいと思います。今後こういうことのないように、皆様のほうにきちっと説明した上で予算を通していきたいというふうに考えておりますので、そうしたことをご理解いただきたいと思います。

以上で、答弁といたします。

○副議長（栗崎千代松君） 8番、角田秀明君。

〔8番 角田秀明君登壇〕

○8番（角田秀明君） 今、町長が説明をしたというようなことで、同僚議員の中からも、よく聞けというよう

なことではありますが、当局としては、なかなか町長とのすり合わせがうまくいかないために、町政報告で説明をしたいというようなことであったが、あの震災の為に説明が漏れたんじゃないかというようなことで、当局は私に答弁をしておりますが、私から言わせると、議会で、議長を中心として我々議会が、昨年、一昨年に、子供たちの医療無料費を中学3年生までやってくれというようなとき、段階的にやりたいというようなことで、6年生までだったわけですね。他町村の隣接の町村は中学3年生まで無料化に今していると、そういう議会からの要望に対してはなかなか決断をしていただけないのに、町民がよかれということになれば町長独自でもこういう大きな金額を町民の皆さんにお渡しするのかというようなことが、ちょっと私も疑問に思ったので質問したわけでありまして、当局の説明は、私は最初、先ほども言いましたように、国のほうから来たのかなというようなことで質問したところ、いや、これは町独自の出産祝い金ですよというようなことで、そうしますと、赤ちゃんを産んだ方が、産まれたときに5万をいただき、そして今度は国のほうから毎月1万5,000円を3歳までいただけるということになると、子供が産まると、これ月給取りみたいになるんですよ。そういうことが、やはり、これからの将来の子供たちに関して何でもかんでもお金がいただけるような、こういう世の中になるのかなという、こういう不安もありまして、町長のやっていることを別に反対ではないのです、私は。ただ、議会が知らない間にこういうことがあるのかなということを今回皆さんにお諮りをしながら、私だけがこれ知らなかったのなら申しわけないと思いますけれども、質問にさせていただきました。

○副議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 再質問にお答えさせていただきます。

私も、今、当時の3月の施政方針の状況を思い起こしておりました。3月の施政方針の中にきちっとこの出産祝い金については説明申し上げ、その後、議会の中で説明を申し上げる機会というものを持つ予定でございましたが、あのときには震災があって、その後議会が閉じてしまったということで、その後皆様に説明する機会を失ってしまったということが一番の原因ではないかなというふうに思っております。いずれにしても、そうではあってもこうした内容については議会の皆様にきちっとその後も説明する機会がございましたので、こうしたことを含めて、今後そういうアクシデントがあった時にでも皆様にきちんと理解して納得していただけるような、そんな場もきちっと考慮していきたいというふうに思っております。

矢吹町の、年々子供たちの出生数が減っております。そうしたことも含めて、町のほうで今できることは何かと考えたときに、こうしたことについても町としてとるべきだろうということは、ずっと検討されておりましたので、こうした形で出産祝い金を予算計上させていただいて、事業として取り組んでいくことになりました。

なお、先ほどからお話ししているように、独断ではなくて、どさくさでもないということ、またご理解いただければと思ひまして、再質問に対するお答えとさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○副議長（栗崎千代松君） 10番、永沼義和君。

〔10番 永沼義和君登壇〕

○10番（永沼義和君） 静かに厳かに終わろうかと思いましたが、今、町長の答弁、同僚議員からの質問に対して、答弁に対し、私も思いつくものが多々あるもので、最近の身近なもので。

二、三日前に新聞の折り込みに産業祭のチラシが入りました。事業計画や何か、これは産業振興課だろうと思いますが、町民の中からいや、やんだないという中で、これは、今議会の補正予算で可決されて実行されるものであろうと私は思うわけです。別に反対ではないんです。先にすべて町民に知れるというふうなことが議会軽視ということであろうかと思うんですが、その辺、町長執行がこれ2期、間もなく終了するわけです、8年が。3期目を目前に控え、恐らく無投票であります。そういう中で、執行側の一方的な方向でオール与党だからすべてが通るという形で進んでいくのかなと、私も不安でございます。この件に関して町長の判断、企画課長の判断、また産業振興課長の判断についてお聞きいたします。

○副議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 10番、永沼議員の質問にお答えさせていただきます。

10月22日に、町としては町民のきずな、そして疲弊している矢吹町の元気を取り戻そうと、そして大いにこの地域から復旧、復興に向けて声を大にしていこうというような、そういうねらいで復興祭を開催するというような計画を立てております。議会の皆さんには十分な説明がされていないというようなご指摘については、私も素直にお謝りをしたいというふうに思っております。まだ中身が定まっていない部分がありますが、説明できる部分については説明できるわけで、そうした機会を設けてこなかったことについて皆様に深くおわびをしたいと思います。ただ、住民に知らせる機会というのは、今回の広報紙、さらには10月の広報紙ということであるんですが、事前のPRを十分にしたいということで、皆様のほうに十分な説明がないまま流してしまった、広報してしまったことについては、皆様にもお謝りするとともに十分にご理解をいただきたいというふうに思っております。

今後、皆様方にこうしたことのないように、できるだけ詳細に説明をこの後も加えていきたいというふうに思いますので、よろしく願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○副議長（栗崎千代松君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗崎千代松君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより承認第11号 専決処分の承認を求めることについて（専決第12号 平成23年度矢吹町一般会計補正予算（第3号））を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第11号は原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（栗崎千代松君） 日程第6、これより承認第12号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 承認第12号 専決処分の承認を求めることについてであります。専決第13号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が平成23年7月29日に、また、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律が平成23年5月2日に、それぞれ公布、施行されたことを受け、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正を地方自治法第179条第1項の規定に基づき同年8月25日付で専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

今回の改正につきましては、災害弔慰金の支給対象となる遺族に、現行の配偶者、子、父母、孫、祖父母のほか、同居または生計を同じくしていた兄弟姉妹を加えること、また、災害援護資金の償還期間や利率等を改正するものであり、改正後の条例は平成23年3月11日から適用するものであります。

ご承認のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

○副議長（栗崎千代松君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗崎千代松君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより承認第12号 専決処分の承認を求めることについて（専決第13号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第12号は原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（栗崎千代松君） 日程第7、これより承認第13号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 承認第13号 専決処分の承認を求めることについてであります。専決第14号 平成23年度矢吹町一般会計補正予算（第4号）について、既定の歳入歳出予算にそれぞれ4,660万9,000円を追加し、総額を81億863万3,000円とするものであります。

今回の専決予算は、東日本大震災による原発事故の長期化に伴い、子供や妊婦の放射線に対する不安の解消や健康管理に努めるため線量計等緊急整備支援事業に取り組むもので、歳入の内容は県支出金4,660万9,000円を増額し、歳出の内容は衛生費を4,660万9,000円増額するものであります。

以上です。

○副議長（栗崎千代松君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

14番、吉田伸君。

〔14番 吉田 伸君登壇〕

○14番（吉田 伸君） ただいま、町長の方から放射線の機械の購入ということで説明があったんですけども、どの程度の放射線の機械を、測定器ですか、これを購入するのか、ちょっと聞いておきたい。

ということは、新聞、週刊誌等であっていますけれども、10万未満の機械だと測定器に確信性がない。誤認が非常に多くて、ただの機械の購入に終わっちゃっているという、そういうふうな私、ちょっとそういうデータが入ったものですから、一応聞いておきたいと。間違いがあったんでは何の意味もないと、そういうことでちょっと聞いておきたい。

○副議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 14番、吉田議員の質問にお答えさせていただきます。

今回、放射線の測定器を購入すると、どの程度の性能を持つものかというようなおたがしでございますが、これら詳しい内容については保健福祉課長から説明させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○副議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、深谷昌利君。

〔保健福祉課長 深谷昌利君登壇〕

○保健福祉課長（深谷昌利君） それでは、14番、吉田伸議員の質問にお答えさせていただきます。

今回補正させていただきました線量計につきましては3種類ございます。いわゆる個人線量計と、それと空

間線量計ということで、吉田議員のご質問の内容につきましては空間線量計のほうだと思います。私のほうも、インターネットで購入されているような10万円未満のものについては、中国製とかということで、正しくないという報道を耳にしております。今回私どものほうで購入しようとしております空間線量計につきましては、堀場製作所というところのもので、定価は13万5,000円のものでございます。こちらについてを購入したいというふうに考えております。なお、文部科学省のほうでは、3月末ぐらいにこの同じ製品を市町村に配る予定があるというふうに聞いておりますので、品質には間違いのないのであろうというふうに思っております。

以上でございます。

○副議長（栗崎千代松君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗崎千代松君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより承認第13号 専決処分承認を求めることについて（専決第14号 平成23年度矢吹町一般会計補正予算（第4号））を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第13号は原案のとおり承認することに決しました。

ここで暫時休議といたします。

（午前11時13分）

○副議長（栗崎千代松君） 再開いたします。

（午前11時24分）

◎議案の上程、説明（議案第45号～議案第51号、認定第1号～認定第9号）

○副議長（栗崎千代松君） 日程第8、これより議案の上程を行います。

議案第45号、第46号、第47号、第48号、第49号、第50号、第51号、続きまして認定第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号を一括して議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

なお、朗読は議案名のみとさせていただきますので、ご了承願います。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○副議長（栗崎千代松君） 提案理由の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 初めに、議案第45号 平成23年度矢吹町一般会計補正予算（第5号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ11億4,628万8,000円を追加し、総額を92億5,492万1,000円とするとともに、地方債の補正を行うものであります。

歳入の主な内容は、国庫支出金5億4,223万7,000円、県支出金1億9,432万2,000円、寄附金691万9,000円、繰越金6,661万6,000円、町債3億3,990万円を増額するものであります。

歳出の主な内容は、民生費が災害救助費などにより3億3,309万4,000円の増額、衛生費が環境対策費などにより6,213万1,000円の増額、農林水産業費が県営ほ場整備事業長峰地区負担金などにより3,126万3,000円の増額、土木費が緊急地方道路整備事業の事業費変更などにより6,176万5,000円の減額、災害復旧費が農業施設災害復旧費、土木施設災害復旧費などにより7億9,905万2,000円増額するものであります。

次に、地方債の補正内容につきましては、経営体育成基盤整備事業債640万円、急傾斜地対策事業債300万円を追加するとともに、事業費の変更により一般単独事業債40万円、地方道路等整備事業債3,410万円、一般補助施設整備等事業債150万円、都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業債1,350万円を減額し、農業施設災害復旧事業債1億470万円、公共土木施設災害復旧事業債1億4,880万円、公立学校施設災害復旧事業債1,490万円、災害廃棄物処理事業債1億1,160万円を増額するものであります。

次に、議案第46号 平成23年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1億3,833万1,000円を追加し、総額を21億5,683万8,000円とするものであります。

歳入の内容は、国民健康保険税3,046万6,000円、前期高齢者交付金317万5,000円、繰入金3,332万4,000円を減額し、国庫支出金1,064万9,000円、繰越金1億9,464万7,000円を増額するものであります。

歳出の内容は、総務費167万5,000円を減額し、保険給付費4,681万7,000円、前期高齢者納付金等18万8,000円、共同事業拠出金650万1,000円、基金積立金6,600万円、諸支出金2,050万円を増額するものであります。

次に、議案第47号 平成23年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ2億1,173万6,000円を追加し、総額を12億8,640万7,000円とするとともに、繰越明許費の設定及び地方債の補正を行うものであります。

歳入の主な内容は、町債2億4,530万円を増額し、国庫支出金4,000万円を減額するものであります。

歳出の主な内容は、災害復旧費3億75万円を増額し、事業費9,707万6,000円を減額するものであります。

次に、繰越明許費の内容につきましては、公共下水道施設災害復旧事業の年度内完了が困難なことから7億8,343万円を設定するものであります。

次に、地方債の補正内容につきましては、災害復旧事業債を2億9,820万円増額し、公共下水道事業債を5,290万円減額補正するものであります。

次に、議案第48号 平成23年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1億9,278万7,000円を追加し、総額を6億8,741万9,000円とするとともに、繰越明許費の設定及び地方債の補正を行うものであります。

歳入の主な内容は、町債 1 億8,287万円を増額するものであります。

歳出の主な内容は、災害復旧費 1 億8,320万円を増額するものであります。

次に、繰越明許費の内容につきましては、農業集落排水施設災害復旧事業の年度内完了が困難なことから 4 億6,085万円を設定するものであります。

次に、地方債の補正内容につきましては、災害復旧事業債を 1 億8,287万円増額するものであります。

次に、議案第49号 平成23年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ9,052万6,000円を追加し、総額を10億6,188万5,000円とするものであります。

歳入の内容は、国庫支出金7,065万円、支払基金交付金117万1,000円、県支出金1,393万3,000円、繰越金543万7,000円を増額し、繰入金66万5,000円を減額するものであります。

歳出の内容は、保険給付費3,090万5,000円、基金積立金1,573万8,000円、諸支出金4,454万8,000円を増額し、総務費66万5,000円を減額するものであります。

次に、議案第50号 平成23年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ371万2,000円を追加し、総額を 1 億3,806万3,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰入金140万6,000円、繰越金202万1,000円、諸収入28万5,000円を増額するものであります。

歳出の内容は、総務費140万6,000円、後期高齢者医療広域連合納付金153万2,000円、諸支出金77万4,000円を増額するものであります。

次に、議案第51号 平成23年度矢吹町水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。本案は、収益的支出につきましては、既定の予算に299万8,000円を追加し、支出予算総額を 4 億7,085万4,000円とするものであります。

支出の内容は、修繕費100万円、賃金80万5,000円、人件費61万3,000円、委託料等58万円を増額するものであります。

また、資本的収入につきましては、既定の予算に720万円を追加し、収入予算総額 2 億434万9,000円とし、支出につきましては、既定の予算に800万円を追加し、支出予算総額 2 億6,750万5,000円とするものであります。

収入の内容はその他工事負担金720万円を増額し、支出の内容は工事請負費800万円を増額するものであります。

次に、認定第1号 平成22年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。一般会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

我が国の経済は、東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にあるものの、上向きの動きが見られ、景気を持ち直している状況にあります。ただし、電力供給の制約や原子力災害の影響、海外景気の下振れ懸念に加え、為替レート、株価の変動等によっては、景気の下振れするリスクが存在します。また、デフレの影響や雇用情勢の悪化が依然として残っていることにも注意が必要であります。

こうした状況の中、平成22年度についても、昨年同様経済対策事業である地域活性化交付金・きめ細かな交付金、地域活性化交付金・住民に光をそそぐ交付金を初め、まちづくり総合計画に基づく各種事業を実施し、

町民福祉の向上に努めてまいりました。

歳入面におきましては、地方交付税が国の補正予算による再算定により6.3%の増、国庫支出金が経済景気対策による地域活性化・公共投資臨時交付金、地域活性化・経済危機臨時交付金、安全・安心な学校づくり交付金、地域活性化交付金・きめ細かな交付金、地域活性化交付金・住民に光をそそぐ交付金、子ども手当交付金、保育所運営費負担金により76.2%の増、町債が経営体育成基盤整備事業債、教育債、臨時財政対策債により50.3%の増、町税の町民税個人分や固定資産税の償却資産等において1.4%の減、繰越金が繰越事業費等充当財源繰越額の減により50.3%の減、財産収入が町有地売払収入の減により29.0%の減、繰入金が中学校整備基金の取り崩し減により60.5%の減となりました。

歳出面におきましては、民生費が保育園運営業務負担金及び子ども手当の増により12.3%の増、労働費が雇用促進住宅取得事業により286.9%の増、農林水産業費が国営土地改良事業（隈戸川地区負担金）により24.6%の増、教育費が中学校改築事業、小学校耐震補強事業により24.9%の増、災害復旧費が東日本大震災による復旧経費により387.1%の増、衛生費が衛生処理一部事務組合負担金の減により5.8%の減、商工費が県信用保証協会貸付金等により5.7%の減、土木費が臨時地方道整備事業により0.9%の減、公債費が大規模事業の償還終了により11.2%の減となりました。

これらの結果、一般会計総額の決算収支は、歳入76億9,478万5,000円、歳出70億8,170万3,000円で差し引き6億1,308万2,000円の黒字決算となりました。

今後の町政運営に当たりましては、東日本大震災からの復旧、復興を第一とし、刻々と変化する社会情勢や不透明な国の地方財政対策等にも対応する持続可能な安定した行財政基盤を確立するため、行財政改革をより一層促進し、住民生活の安定と向上を目指してまいります。

次に、認定第2号 平成22年度矢吹町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。国民健康保険特別会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

平成22年度における決算額は、前年対比で歳入4.8%の増加、歳出1.5%の減少となりました。また、国保被保険者の主な医療費については、前年対比で0.8%増加し、高額療養費については前年対比で7.1%増加しました。

一般経済は一部回復の傾向が見られたものの、国保被保険者の経済状況は改善が見られず、その影響を受けて、国保財政は依然として厳しい状況が続いています。

国保事業としては、予防医療としての人間ドックや医療費通知、広報紙、パンフレットによる啓発活動のほか、予防に重点を置いた特定健診の結果、生活習慣病予備軍と判定された方に対する特定保健指導を実施し、早期介入による医療費の抑制に努めました。

さらに、特定健診の未受診者訪問や、特定保健指導該当者の家庭訪問を実施し、受診率向上に取り組みました。

なお、平成22年度の決算収支は、歳入21億3,971万2,000円、歳出19億1,506万5,000円、差し引き2億2,464万7,000円の黒字決算となりました。

次に、認定第3号 平成22年度矢吹町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算についてであります。公共下水道事業特別会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

居住環境の向上と自然環境の保全に努め、公共用水域の水質改善を図るため、下水道汚水管渠の整備を図りました。

平成22年度の事業は、2路線延べ117メートルの汚水管布設工事を実施しました。前年より0.1ヘクタールの受益地の整備拡大により、400ヘクタールの下水道認可区域の82.7%の整備を完了しました。平成22年度末現在、3,617世帯の水洗化可能世帯のうち、2,820世帯が排水設備工事を行い、前年より79戸の接続世帯が増加し、下水道区域内の水洗化率は1.1%伸びて78.0%となりました。

なお、平成22年度の決算収支は、歳入4億1,022万4,000円、歳出4億1,011万9,000円、差し引き10万5,000円の黒字決算となりました。

次に、認定第4号 平成22年度矢吹町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。土地造成事業特別会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

平成22年度土地造成事業特別会計は、一本木第二宅地分譲地1区画の買い戻し及び未販売区画について、チラシの配布、広報紙やホームページに詳細を掲載するなど販売促進活動に努めるとともに、東郷、田町宅地分譲地内の公園遊具の修繕及び除草等の維持管理業務を行いました。

なお、平成22年度の決算収支は、歳入1,163万8,000円、歳出1,075万9,000円、差し引き87万9,000円の黒字決算となりました。

次に、認定第5号 平成22年度矢吹町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてであります。老人保健特別会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

老人保健法に基づく医療制度の対象者であった75歳以上の被保険者は、平成20年4月より後期高齢者医療制度に移行しました。このため、平成22年度は経過措置として適正な拠出金の精算に伴う支出となり、歳入、歳出とも大幅な減額となりました。このため、老人保健特別会計は平成22年度をもって終了となりました。

なお、平成22年度の決算収支は、歳入1,180万6,000円、歳出1,170万8,000円、差し引き9万8,000円の黒字決算となりました。

次に、認定第6号 平成22年度矢吹町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。農業集落排水事業特別会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

農村生活環境の向上と自然環境の保全に努め、あわせて公共用水域の水質改善を図るため、5地域に整備した農業集落排水処理施設の経費の縮減を図りながら、適正な維持管理を行い、生産性の高い農業の実現と活力ある農村社会の形成に努めてまいりました。

平成22年度末現在、大和久地区、本村地区、三城目地区、寺内地区、松倉地区の730世帯の水洗化可能世帯のうち、520世帯が排水設備工事を行い、前年より9戸の接続世帯が増加し、農業集落排水整備区域内の水洗化率は0.3%伸びて71.2%となりました。

なお、平成22年度の決算収支は、歳入1億7,730万5,000円、歳出1億7,729万7,000円、差し引き8,000円の黒字決算となりました。

次に、認定第7号 平成22年度矢吹町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。介護保険特別会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

第4期介護保険事業計画の2年目としての事業運営を行いました。保険料については、基準年額を3万

4,300円とし、現年度の収納率は98.5%となりました。

保険給付については、給付費総額が前年度より13.7%の伸びとなりました。給付費総額の内訳として、居宅サービス給付費47.6%、地域密着型サービス給付費5.6%、施設サービス給付費40.8%、その他6%となり、居宅サービス給付費の割合が抑えられてきております。

要介護認定状況については、高齢者の約15.1%が認定を受けており、介護保険制度に対する理解が深まってきたものと思われまます。

なお、平成22年度の決算収支は、歳入10億712万8,000円、歳出10億168万9,000円、差し引き543万9,000円の黒字決算となりました。

次に、認定第8号 平成22年度矢吹町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてであります。後期高齢者医療特別会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

高齢化の進展による医療費の増大に対応するため、平成20年4月から後期高齢者医療制度がスタートしました。75歳以上の高齢者は、従来の医療保険制度から独立した後期高齢者医療制度に加入することになり、保険料は原則として年金から天引き徴収されます。

医療費の負担割合は、国と地方自治体による公費負担が5割、現役世代の保険料が4割、高齢者の保険料が1割となっています。

なお、平成22年度の決算収支は、歳入1億3,311万2,000円、歳出1億3,109万円、差し引き202万2,000円の黒字決算となりました。

次に、認定第9号 平成22年度矢吹町水道事業会計決算認定についてであります。水道事業会計決算状況の総括的な説明をさせていただきます。

本年度の給水戸数は6,148戸、給水人口は1万6,782人で、区域内人口1万8,175人に対する普及率は92.3%となっております。水道利用状況は、配水量は180万8,682立方メートル、有収水量は156万5,848立方メートルでありました。

収益的収支につきましては、事務事業の見直しによる人件費や維持管理費の削減に努めるなど、経営の健全化を進めました。さらに、過年度に簡易水道事業と上水道事業合併による固定資産償却を適正な処理を行い、収入が5億1,915万2,000円に対し、支出が4億8,282万1,000円となり、3,633万1,000円の純利益となりました。

また、資本的収支につきましては、収入が3,238万8,000円に対し、支出が1億6,326万8,000円となり、不足額1億3,088万円が生じましたが、これは当年度消費税調整額23万7,000円及び過年度損益留保資金6,506万2,000円、当年度損益留保資金6,558万1,000円で補てんいたしました。

なお、水道事業につきましては、未給水地域の配水管新設工事を町道改良工事等にあわせて実施するなど、投資効果が得られる効率的な整備を行い、安全で安心な水道水の供給に努めてまいりました。

以上、提案理由とさせていただきます。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。終わります。

◎散会の宣告

○副議長（栗崎千代松君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

なお、引き続き議員控室において全員協議会を開催いたしますので、ご協力をお願いいたします。

ご協力ありがとうございました。

(午前11時48分)

平成23年第363回矢吹町議会定例会

議事日程(第2号)

平成23年9月12日(月曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 総括質疑

日程第3 議案・陳情の付託

議案第45号・第46号・第47号・第48号・第49号・第50号・第51号

認定第1号・第2号・第3号・第4号・第5号・第6号・第7号・第8号・第9号

陳情第3号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(15名)

1番	青	山	英	樹	君	2番	竹	元	孝	夫	君
3番	鈴	木	隆	司	君	4番	鈴	木	一	夫	君
5番	藤	井	精	七	君	6番	棚	木	良	一	君
7番	大	木	義	正	君	8番	角	田	秀	明	君
9番	熊	田		宏	君	10番	永	沼	義	和	君
11番	諸	根	重	男	君	12番	遠	藤		守	君
13番	根	本	信	雄	君	14番	吉	田		伸	君
15番	栗	崎	千	代	松	君					

欠席議員(1名)

16番 柏村 栄 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 野 崎 吉 郎 君 副 町 長 渡 邊 正 樹 君

教 育 長 栗 林 正 樹 君 企画経営課長 圓 谷 誠 君

総務課長 会 田 光 一 君 税務課長 井戸沼 寿 量 君

町民生活課長 円 谷 一 雄 君 保健福祉課長 深 谷 昌 利 君

産業振興課長
兼農業委員会
事務局長 須 藤 源 太 君 都市建設課長 藤 田 豊 君

上下水道課長 円 谷 清 茂 君 会計管理者兼
出納室長 水 戸 邦 夫 君

教育次長兼
学校教育課長 藤 田 忠 晴 君 生涯学習課長
兼中央公民館
長 近 藤 尚 一 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 坂 路 寿 紀 主 幹 兼
局長補佐 菊 地 利 雄
兼 次 長

◎開議の宣告

○副議長（栗崎千代松君） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は15名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○副議長（栗崎千代松君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、これより一般質問を行います。

通告に従いまして順次質問を許します。

◇ 諸 根 重 男 君

○副議長（栗崎千代松君） 通告1番、11番、諸根重男君の一般質問を許します。

11番。

〔11番 諸根重男君登壇〕

○11番（諸根重男君） 皆さん、おはようございます。

通告順に従いましてトップバッターということで、今回は質問内容がすべて震災の質問ということでございますが、ご答弁のほどよろしく申し上げます。

今月2日、野田新総理が発足し、記者会見で第一に話されたことは、東日本大震災からの復旧、復興と東京電力福島第一原発事故の収束を最優先課題に挙げ、まずは震災、原発対応が最優先、福島の再生なくして日本の再生はない、こう話されました。震災に当たった方々初め、福島県としても大変心強い言葉であり、明るい立ち直りの兆しが見えてきたように思います。

さて、今題の1番でございますが、震災からきのうでちょうど半年を過ぎ、その後の復旧状況と今後の復興計画、ビジョンについてであります。

忘れもしない3月11日午後2時46分に三陸沖、国内観測史上最大規模の東北沖地震が発生し、きのうで半年を過ぎ、矢吹町も50億を超える甚大な被害をこうむりました。その後の復旧進捗状況はどのように進んでいるかお伺いします。また、今後の復旧計画についても伺いますが、まずは、今後のこの一日も早く取り組むことが先決と思います。

復興ビジョンの骨子（案）についてであります。

その中で、地方自治体としては住民を守ることが重要な使命であり、必要であれば独自の取り組みを進めなくてはならない。復興計画を今年度内に策定し、平成27年度を最終年度とする第5次矢吹町まちづくり総合計画に反映させると言っておりますが、この復興の基本理念の住宅の再建、道路の修復、上下水道を初めとした災害復興へ向けた7つの柱と策定スケジュール概要案ができたわけでありまして。

矢吹町にとっても大きな計画案と復興に係る経費が待っておりますが、ここで町長の今後の対応として、括

弧書きをしておきましたが、野崎町長におかれましては、2期8年来年の1月で任期を迎え、残すところ4カ月余りとなったこの間、震災前に着工、完成した体育館、本校舎においても地震に強い学校ができたことは一目瞭然であります。また、震災後も町民のために職員と一丸となり、昼夜を問わず復旧のために難局を乗り切ってきたことは大変な苦勞であったと思います。しかし、今後の復旧、復興と2期工事である矢中の武道場、プール等もまだまだ大きな課題が残っているが、野崎町長におきましては、今後3期目も町民のために続投する意思があるのか、町長の考えを伺います。

次に、商工業者の雇用状況についてであります。

被害額25億三百六十数万円となっているが、わかれば、この内訳を聞かせていただきたい。また、何社ぐらいが被害をこうむったのか。現在、支援受け付けはゼロの申し込みだが、その辺もどうなっているのか。営業を断念した会社、店はあるのか。雇用状況はどうなっているのか。町としては今後どのような支援を考えているか、お伺いいたします。

次に、仮設住宅の今後の見通しと対策であります。

避難所も各市町村で閉鎖され、いろいろな問題が起きているところもありますが、今後の対応であります。仮設の場合、期限があるわけですが、その後の対応はどうするのか。85戸あるわけですが、この仮設住宅ですか、間に合ってはいるのか。人数は何名ぐらいいるのか。帰る家がない方々には今後どのような支援対策を考えているのか。家を建てたくても建てかえできない方々への融資の制度はどうなっているか。また、金融公庫による二重ローンもあると思いますが、町としてどのような支援対策ができるか、お伺いします。

次に、4番でございますが、今回の震災による転出転入者はあったのか。また、児童についても学校別に何人ぐらいいるのかお聞かせいただけます。それと加えて、人口の推移はどうなっているのか、変わっているのか、変わっていないのか、お聞かせいただきたいと思えます。

次に、5番の放射線量測定器の貸し出しについてであります。

須賀川市では、8月30日から市民に無料で貸し出しをしており、電話予約で約100個用意されたと聞いております。矢吹町でも学童に対しての個人線量計、ガラスバッジの支援は聞いておりますが、矢吹町としては、この一般市民への測定器、線量計ですが、購入についてはどうなっているのかお伺いします。また、何個ぐらいを予定しているのか。貸し出し方法はどのような方法で周知させるのか。また、使用方法のマニュアルも必要と思われるがお伺いします。

次に、全農産物の放射線検査について。

隣町の鏡石町では、独自の放射線検査として、農林水産物への緊急モニタリング調査に加え、収穫期を迎えた農産物を対象に放射線検査を独自で安心・安全を確認し、白河の分析センターにおいて各種農産物すべて検出限界以下の結果を得られ、さらに、町は風評被害対策として町内の農作物が安全・安心であることをPRするシールを独自に作成し、各農家が出荷販売時に活用すると言っております。矢吹町としては何も考えてはいないのか、その辺を伺います。

次に、7番目でございますが、これがまた一番大事なものかなと思っはいるんですけども、損壊家屋解体撤去事業についてであります。これはまだ案になっていますけれどもね。

これまで177棟の建物の取り壊しが終わり、今後の見込みを含め約300棟あり、残り123棟となるが、この工

事の概要を見ますと、ポイントは第三者に対して人的、物的な被害を防止する場合と、また道路や公共施設に面して人的にも物的にも被害を及ぼすおそれがある場合と規定されていますが、果たして、円谷呉服店はこの条件に当てはまるが、これ以外に何件、この事業に当てはまる家屋があるのか。大変難しい判定が強いられると思うが、町長はどう考えているのか。私は、全壊された家屋は当然であり、半壊と認められて、多額の修理費がかさむため、やむなく解体された建物すべてが補助対策になるよう努力が必要と思うが、町長の考えを伺います。

最後に、損壊家屋による義援金、支援金であります。町の義援金は現在幾ら残っているのか。また、今後どのように配分をなさるのか。一部損壊の方々にも義援金を支給すべきであり、町長の手腕を発揮するときと思うが、いかがな考えを持っておられるのか伺います。一部損壊の方でもかなりの修理費、修復費がかかっておるとお思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○副議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、おはようございます。

それでは、11番、諸根議員のご質問にお答えいたします。

初めに、震災から半年が経過した現在の復旧状況と今後の復興計画、ビジョンについて、そして私の今後の対応についてのおただしであります。初めに、現在の復旧状況及び今後の復興ビジョン、そして復興計画についてお答えいたします。

震災からちょうど半年が経過いたしました。地震発生直後の避難所対応や支援物資の調達及び配給、給水活動やライフラインの応急復旧対応、その後の被災家屋の罹災調査、義援金、支援金等の受け付け支給等、東日本大震災に際し、さまざまな対応を迫られてまいりました。これら対応に当たっていただいた町民ボランティアの皆様を初め、建設協力会や消防団、日赤奉仕団、民生児童委員協議会の皆様、そして町職員並びに議員各位に、この場をおかりし感謝の意を表します。本当にありがとうございました。

皆様からのご協力により、現在はその混乱からひとまずの落ちつきを取り戻しておりますが、復興へ向け現在の課題は、道路や上下水道等の生活基盤、農地・農業施設等の経済基盤、公共施設等の自治体基盤、これらの復旧活動であります。

道路については、補助事業分96、単独事業分450の復旧箇所がありますが、これまでにすべての被害査定を終え、9月以降には毎月20カ所の発注を行い、平成24年9月までの完了を予定しております。

上水道については、本管200カ所のほとんどが震災直後の4月までに復旧を完了し、水管橋、配水池、ポンプ場等については、今年度中の完了を予定しております。

下水道及び農業集落排水についても、被害延長合わせて約14.5キロメートル分の全ての災害査定を終え、9月下旬より順次発注、平成24年度中の完了を予定しております。

農地・農業施設については、補助単独合計283カ所について災害査定が90%完了しており、残りの分についても早期に査定を実施し、10月末発注、年度内の完了を予定しております。なお、小災害分約200カ所について

も同様に年度内の完了を予定し、春の作付に間に合うよう、鋭意取り組んでいるところであります。

公共施設につきましては、学校教育分についてはそのほとんどを夏休み中に完了し、残る部分についても応急工事を済ませ、年度内に完了する予定であります。

保健福祉施設については、あゆり温泉は8月に発注済みで年内に完了、温水プールは10月に発注予定で同じく年内完了、保健福祉センターは年明けに発注、年度内に完了の予定であります。

その他公共施設につきましても、一区自治会館、小池会館、新町集会所の3つの集会施設及び福祉会館は次年度以降の対応となりますが、その他の施設につきましては、おおむね年度内の復旧完了が予定されており、順調に進捗している状況であります。

これらの施設の復旧及び被災者の生活再建支援につきましては、可能な限り早い時期に対策をとることが必要と考え、これまでに数次の補正予算を編成し取り組んでまいりました。しかしながら、これらはあくまでも応急的な復旧、日常生活の回復が主な内容であります。今後の復興につきましては、さきに復興ビジョンの考え方で説明申し上げましたように、ただ単に震災以前の姿に戻すだけではなく、それ以上に活力に満ちた町としての再生を目指すとともに、今回の震災の検証を踏まえ、災害に強く、さらに安心・安全を町民の皆様が感じられるまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

現在、復興ビジョンは、町内各種団体の皆様からアンケートによりご意見をいただいているものを集約、反映し、おおむね10月を目途に策定し、それに基づく個別計画を位置づける復興計画は、まちづくり総合計画の見直しと並行して作業を進め、最終的には今年度末までに決定したいと考えております。

復興のためには中長期的な取り組みが必要となり、何を求め、何が必要なのか、議員の皆様を初めとする町民の声を広く集約し、今後十分な調査、検討を行い、計画づくりを進めることが必要と考えております。

そして、それらを踏まえての、議員おただしの3期目への私自身の考えについてであります。私が町政のかじ取り役という重責を担わせていただき、間もなく2期目、合計8年の任期を迎えますが、この間、矢吹町にとっては、今回の震災を初め重要な局面が続いた、まさしく苦闘の連続であったと実感しております。

特に、財政再建3カ年計画は、これまでの苦闘の中でも最たるものであります。

国では平成18年度から実質公債費比率という新たな財政指標を示してきました。算定の結果、3カ年平均で24.3%という高い数値を示し、本町は県内ワースト3位、全国でも37位と大変厳しい状況にあることが判明しました。この結果を受け、財政再建団体転落の阻止や借金依存体質からの脱却等の目標を掲げ、財政運営の再建、役場組織の再建、まちづくりの再建といった3本の柱を掲げ、平成19年度に本計画を策定し、財政立て直しのために邁進してまいりました。内に厳しくの姿勢で、内部改革や収入の増加に積極的に取り組み、町民の皆様のご負担をでき得る限り最低限のものとなるよう努めてまいりました。

その結果、平成21年度までの3年間、町民、行政が一丸となり取り組んできたことにより、当初の効果目標額である7億5,000万を大幅に超える8億円を達成することができました。この結果は、議員の皆様を初め、町民の皆様の深いご理解とご協力なくしてはなし得なかった大いなる成果であります。

この計画の達成により、長年の懸案であった矢吹中学校の耐震改築事業が実現し、ことし3月に校舎I期及び体育館が落成したところであります。また、子ども医療費無料化の小学6年生までの引き上げを実現、行政区活動支援事業やまちづくり団体支援事業もスタートするなど、充実したさまざまな行政サービスの展開の開

始に至りました。これらの成果は、苦しみながらも勝ち取った財政再建3カ年計画の成功が、本町がまちづくりの新たな段階を踏み出す大きな原動力であったと強く確信しております。

そうした一つの闘いを終えたやさき、私の新たな、そして人生最大の苦闘が始まりました。東日本大震災であります。

冒頭より述べさせていただいたとおり、震災からの復興への歩みは今始まったばかりであります。さらには、第5次矢吹町まちづくり総合計画後期基本計画も今年度がスタートの年であります。これらの計画の実現へ向け、引き続き4年間の町政を担わせていただくことは、私自身に課せられた非常に重い責務であり、最大の使命であると認識しております。

我が矢吹町が、震災以前よりも活力のあるまち、安全安心なまちを実現し、そしてその先にある、まちづくり総合計画で我々が目指す、町の将来像である「みんなが支え創造する私のふるさと 田園のまち・やぶき」の実現へ向かうに当たり、今こそ一致団結の時であります。行政はもとより、議員の皆様を初め、町内の商工業者及び農業生産者、企業、住民、すなわち全町民が一丸となり、復興への道を一步一步、着実に、かつ力強く歩んでいかねばなりません。

この復興への険しい道のりに際しては、私がこれまでの人生で培ってきたすべてを注ぎ込み、不退転の決意で粉骨砕身取り組んでまいりる所存でありますので、諸根議員を初め、議員の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

次に、商工業者の雇用状況についてのおたただしですが、白河ハローワークが発表している雇用失業情勢によりますと、最新の情報として、7月のまとめでございますが、白河地域における有効求人倍率は0.57倍と、昨年と同じ月と比べ0.16ポイント上昇しております。就職件数では301件となっており、昨年同月251件に対し50件の増加となり、若干ではございますが持ち直しの兆しが出てきていると思われまます。

しかし、当町が設置しております無料職業紹介所においては、震災以降の有効求人倍率は0.11倍であり、昨年の0.44倍と比較し大幅に低下しております。登録数においても7月末現在で、昨年の求人登録数35名に対し、今年は24名と減少しております。また、求職者数は昨年184名に対し、今年は215名と増加するなど、求めに対するあっせんができていない状態となっております。

震災の影響による解雇または離職の因果関係については把握できておりませんが、依然として雇用を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあるため、雇用確保への働きかけを一層強化してまいります。

なお、震災に伴う復旧復興事業にあわせた被災者雇用の確保については、町建設協力を初め各事業所に対し、ハローワークへの求人とあわせ、町の無料職業紹介所へも求人の登録をしていただくよう通知や事業所訪問等により依頼してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、商店街の災害の状況、その店の再建の有無、さらには支援の内容についてのおただしにつきましては、産業振興課長より答弁させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

次に、仮設住宅の今後の見通しと対策についてのおたただしですが、初めに、入居状況についてお答えいたします。

町には、町民プール跡地に建設した一本木仮設住宅、大林住宅地に建設した大町仮設住宅、町営小池住宅北側に建設した善郷内仮設住宅があります。それぞれの入居状況は、一本木仮設住宅は、建設戸数60戸中、一時

は全戸入居状態でありましたが、現在は57世帯が入居しております。大町仮設住宅は建設戸数9戸、善郷内仮設住宅は建設戸数16戸で、それぞれ全戸入居しております。出身地別では、町内出身者が56世帯157人、他市町村出身者は26世帯54人が、それぞれの仮設住宅に入居しております。市町村別では、双葉町8世帯18人、浪江町6世帯13人、富岡町5世帯11人、南相馬市4世帯7人、大熊町2世帯3人、川内村が1世帯2人となっております。

諸根議員おただしの今後の見通しと対策についてですが、8月に、入居者に対し住宅再建の意向について調査を実施しました。2年以内にどこに住みますかの質問に対し、55%の世帯が公営住宅または民間住宅を望んでおります。また、住む場所はとの問いには、町内の方は90%が矢吹町に住むとの回答に対し、相双地区からの入居者においては、回答者15世帯中10世帯が未定と答えております。

また、入居者からの苦情に関してのおただしについては、雨漏りや雨による敷地の傷み等の苦情がありましたが、雨漏り箇所の修繕や砂利を敷くなど、速やかに対処しております。

最後に、冬に向けての対策についてですが、一番は寒さ対策であるかと思えます。相双地区からの入居者は矢吹町の寒さになれていないと思われるため、さきに各種団体からいただいた布団や毛布などの支援物資を配布するなどの対応を図りたいと考えております。

また、仮設住宅の建設主体である福島県に対しても、防寒対策及び防寒物資等を要望し、寒さに困ることのないよう対応してまいりたいと考えておりますので、議員の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

なお、そのほかにも金融支援の対策についてのおただしについてもございましたが、これについても、その内容等については産業振興課長より答弁させますので、よろしくをお願いいたします。

次に、震災による転入転出者についてのおただしであります。県を通じ提供のある避難先等に関する情報では、7月1日現在、転出届をせずに当町から他県へ避難されている方の人数は29名となっております。避難先の内訳としては、関東地方へ14名、甲信越地方へ9名、その他が6名となっております。このほか、当町で管理している住民基本台帳では、異動理由は不明であります。正式な届けをし、3月11日から7月31日までに転出された方が425名、転入された方が242名となっております。

主な転出先は、北海道・東北地方55名、関東地方118名、甲信越地方35名、関西地方13名、山陽・山陰地方9名、四国・九州地方15名、国外5名、その他県内へ175名となっております。

なお、単純に昨年と比較しますと、転出者で124名の増、転入者で40名の減となっていることから、震災による影響もあると考えております。

また、自主的に一時避難されているような、自治体での把握が困難なケースも多々あると思われ、実質的な人口動態の把握に至っていないのが現状でありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、放射線量計についてのおただしであります。原発事故の長期化により、放射線量の測定に関し住民の関心が高まっており、特に妊婦や子供を持つ親の不安の解消は、子供を健やかに産み育てるために重要な課題となっております。このため、福島県は県民健康管理支援のため、線量計等緊急整備支援事業実施要領を定めました。この要領は、市町村が個人線量計やサーベイメーターを整備し、住民に貸し出す場合に全額補助するものであります。

町では、この制度を活用して、小・中学生1,534人にバッジ式線量計を、幼稚園、保育園以下の子供たち956

人と妊婦約180人に電子式線量計を配布するとともに、サーベイメーターを購入しPTAや一般町民への貸し出しができるよう準備を進めているところであります。しかし、県内の市町村が一斉に発注を行っている状況のため、配布できる時期は、現在のところ10月中旬の見込みとなっています。住民不安解消のため、一日でも早く配布できるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、おただしの一般の貸し出しも含め、その貸し出しの方法、購入の詳しい内容、数量等については、保健福祉課長より答弁をさせますので、よろしくお願いいたします。

次に、全農産物の放射線検査についてのおただしであります。福島県では、現在、全農産物を対象に緊急時モニタリング調査を実施しております。当町においては、5月18日に採取したミズナから放射性物質セシウムの暫定規制値500ベクレルを大きく下回る8.7ベクレルを検出したのを最後に、それ以降は、ハウレンソウほか50検体のサンプルで放射性物質は検出されておられません。

しかしながら、放射性物質は検出されないものの、いわゆる風評被害については、いまだ払拭される状態になっていないことはご承知のとおりであります。このため、今9月議会の補正予算において、放射線測定機器ガンマスペクトロメーター1台を予算計上させていただき、農産物や農用地の土壌を調査する体制を整備し、農家の皆さまの安心・安全の確保に努めていく考えであります。

また、これら安心・安全のPR方法等については、近隣市町村で取り組んでいる安全・安心シール等がありますが、どのような方法がより効果的か町独自の視点により検討するとともに、農家の皆さまの負担軽減についても十分考慮していきたいと考えております。

今後の農産物の風評被害対策については、今年度設置しました矢吹町農業再生協議会の中でも、矢吹町のこれからの農業の方向性を含め、具体的な協議をしていく予定となっておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、損壊家屋解体撤去事業についてのおただしであります。本事業は、東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の中で、国の補助で実施する事業であります。震災により損壊した家屋、事業所等の解体撤去に関する指針に基づき行うもので、倒壊した建物、倒壊の危険性がある建物という観点から、第三者への人的、物的な被害を及ぼすおそれがあると判断できる場合に適用されます。対象となる建物の損壊程度は半壊以上であり、既に取り壊した建物についても特例として取り扱うことができる内容となっております。

これまで町が取り壊し済証明書を発行した住家等は、177棟となっております。今後取り壊す建物も含め約300棟を見込み、2億1,000万円を今9月議会の補正予算に予算計上させていただいております。

なお、財源については、国からの補助金が2分の1、残りは災害対策債が充当され、償還金の95%が普通交付税、5%が特別交付税で措置されることとなっております。

今後これらの事業実施に向けては、西白河郡管内の市町村が統一基準を設け、足並みをそろえながら前向きに、できるだけ該当できるような、そうした考え方も含め、実施していきたいというふうに考えております。

また、本制度に該当しない一部損壊住宅への助成につきましては、社会資本整備総合交付金を活用した助成について県に要望し、現在、町助成事業の内容について最終的な助成内容の検討をしております。現段階の案としましては、1件当たりの補修費に対する補助率は3分の1、補助金額は5万円以上で10万円を限度額とし、助成対象約2,000件、事業費で約2億円と見込んでおります。

今後も、国・県の補助制度の動向、さらには近隣市町村の状況、国の財政状況等を考慮しながら、一部損壊住宅に対する支援制度を年内のできるだけ早い時期に実施できるよう努力してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で11番、諸根議員への答弁とさせていただきます。

○副議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 議場の皆さん、おはようございます。

11番、諸根議員の質問にお答えいたします。

震災の影響による子供たちの転出転入についてのおただしであります。転学の届出につきまして、その理由を求めておりませんので、教育委員会として把握している範囲でお答えさせていただきます。

転入につきましては、相双地方などから小学生8名、中学生8名の児童・生徒を受け入れておりましたが、地元に戻ったり、他市町村へ転出したりして、現在は小学生6名、中学生4名となっております。転出につきましては、小学生15名、中学生4名が町外へ避難のため転校しておりましたが、そのうち小学生2名が戻ってきております。また、国外への避難は小学生が3名となっております。

以上で11番、諸根議員への答弁とさせていただきます。

○副議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

産業振興課長、須藤源太君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 須藤源太君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（須藤源太君） 11番、諸根議員の質問にお答えをさせていただきます。

中小小工業者に対する支援策であります。まず、1点目は、いわゆる県が制度創設いたしました中小企業等復旧・復興支援補助事業及び中小企業グループ等復旧・復興支援補助事業の2つの補助事業に対する県の補助金の交付決定額に応じた一定の町の補助をするという支援制度を現在検討中であります。

なお、中小企業等復旧・復興支援事業補助については、既に締め切りが終わっておりまして、県の情報によりますと、矢吹に関連した件数は43件で1億8,000万強というふうな内容のようでございます。それから、中小企業グループ等復旧・復興支援事業については、今月22日が申請期限でありますので、複数のグループのエントリーが予定されております。いずれにしても、この2制度に伴った県の補助金交付決定額に応じた一定の補助を町が助成する町独自の助成制度を現在検討中であります。

続いて、金融支援についてであります。震災関係の制度資金借入れに伴う保証料について全額補助をするという支援制度についても、あわせて創設をする予定をしております。

それから、3点目ですが、いわゆる羽鳥ダム用水等の断水による作付ができなかった、いわゆる被災田に対する1反歩3,000円の再生のための支援金については、商工会発行の商品券を購入し配布するという予定をしておりますので、これに伴って、地元の商店からの購入ということで、これらの売り上げが向上に寄与されるというような効果をもくろんでおるところであります。

以上で答弁とさせていただきます。

○副議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、深谷昌利君。

〔保健福祉課長 深谷昌利君登壇〕

○保健福祉課長（深谷昌利君） 11番、諸根議員さんの放射線量計の整備に関する質問にお答えさせていただきます。

まず、台数でございますけれども、こちらは県の整備支援事業のほうの補助上限額目いっぱい利用させていただきまして、現在のところ99台購入する予定になっております。こちらのほうにつきましては、71台分を幼稚園、保育園、小学校、中学校、お子さんを持つ関心の高い皆さんに対して、PTA等に対してこちらから貸し出していただく予定をしております。そのほか一般向けとしましては、復興対策本部の窓口で28台を貸し出しを予定しております。もちろん、当然無料での予定になっております。

なお、現在購入予定しております線量計につきましては、スイッチを押して35秒ほど待っていただければ計測がされるという簡単なものでございますので、難しい操作ではないというふうに考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○副議長（栗崎千代松君） 再質問がございませんか。

11番。

○11番（諸根重男君） 大変わかりやすい答弁であったのですがけれども、私のほうでちょっともう一度聞きたいことがあるもので。

まず、初めに、今回の復興費なんですけれども、県ではこの復興費の経費の試算が2兆円と発表されたが、我が矢吹町では、わかる範囲で結構なんですけれども、どのぐらいの復興費の経費がかかるのか。

それから、教育委員会のほうなんですけれども、先日、あさひ保育園で運動会が行われたわけですが、すべての保育園、学校も除去をしたわけですが、なぜ体育館で運動会をやるようになったのか。ちょっと私、その辺も心配なものですから、その辺をちょっとひとつよろしくお願いします。

それから、町長さんも最後におっしゃいましたが、損壊家屋解体撤去事業について最大限前向きに検討すると言っておりますが、これは私、すべての町民の方々もやはり莫大な、これから倒壊された方々はかなりのお金がかかるわけでございますが、どうかこの事業に向くように特段のご配慮をよろしくお願いします。

以上です。

○副議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 11番、諸根議員の再質問にお答えをさせていただきます。

今後予定される復興費、幾らになるかについてのおたがしでございますが、復旧費については、諸根議員もご存じのとおりだというふうに思いますが、復興費については、いまだどのぐらいの金額になるか算定はしておりませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

この復興費については、この後、平成24年度の当初予算も含め、それ以降の復興計画の費用、これらについてもシミュレーションをしながら、今年度末までには具体的な数字を積み上げていきたいと、そのように考え

ておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

なお、半壊以上の家屋の取り壊し費用については、先ほども答弁させていただきました。縛りはあるとはい
うものの、その縛りをどういうふうに判断するかというのは、非常に難しい問題だと思います。できるだけ取
り壊される方にも説明をしながら、ただし、できるだけそれに該当するようなそんな手だてを講じていき
たいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上で再質問に対する答弁とさせていただきます。

○副議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 諸根議員への再質問にお答え申し上げます。

先ほど町長の答弁にもありましたように、保育園、幼稚園、小・中学校ともすべて表土除去をしていただき
ました。本当に議員の皆様初め、皆様のご協力といえますか、ご理解ありがとうございました。

その結果、約3分の1ほどに空中放射線量は低下いたしました。あさひ保育園も0.1前後、低いところでは
0.08、高いところで0.15ぐらいのところもありますが、大変低くなりました。その前は、高いところで0.4、
低いところで0.3ぐらいありましたので、3分の1程度になったものというふうに思っております。

そこで、なぜ、そういうふうに低くなったのに、あさひ保育園では外で、園庭で行わなかったということに
ついてですが、実は、これについては町内で5つの幼稚園、保育園で協議をしたようでございます。今までや
っていた競技の中に、幼稚園ですと綱引きと玉入れがあると、それから、保育園では玉入れがあると。それか
らもう一つは待機の時間ですね。園庭にどうしてもいすなどで座る、あるいは園庭でしゃがんで待っていると。
そういうときにどうしても土に触るなどと言っても触ってしまう。それから、玉入れや綱引きをすれば、当然、
土ぼこりが舞い上がる。3分の1ほどにはなりましたが、それでもやはり吸うおそれがあるのではないかとい
うことで、保護者等からの要望もあり、今年度は室内で行いましょうということになったということござい
ます。

低くなって、通常の活動は園庭でも十分にできる数値に下がっております。もし土や砂に触った場合には、
その後洗えば、よほどこやらない限りは空中に舞い上がるということはほとんどないということございま
すので、手洗いやうがいや、そういうことで放射線の体内被曝ということはほとんどないというふうに言われ
ておりますが、今回は念には念を入れてこういう結果になったわけでございます。ご理解をお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○副議長（栗崎千代松君） 再々質問はございませんか。

11番。

○11番（諸根重男君） 答弁は要りませんが、学校一同、生徒も一日も早く表で運動ができるように願って
おります。

ご答弁ありがとうございました。

○副議長（栗崎千代松君） 以上で、11番、諸根重男君の一般質問は打ち切ります。

◇ 根本信雄君

○副議長（栗崎千代松君） 続きまして、通告2番、13番、根本信雄君の一般質問を許します。

13番。

〔13番 根本信雄君登壇〕

○13番（根本信雄君） 皆様、おはようございます。

私もしばらくぶりでこの壇上に立たせていただきました。実に8年ぶりかなというようなことで、議員の活動がなまっていたのかなというふうに自分でも反省しておりますけれども、今回は一般質問を通告させていただきましたので、順次一般質問をしたいと思います。

まず、1点目、いよいよ2期8年をこの12月で終わろうとしている野崎町長の出馬はあるのかと、その考えを伺うものであります。

と申しますのは、私はちょうどこの半年前、3月の議会の開会日でございました。午前中に矢吹中学校の卒業式があり、午後から3月の定例会でございました。皆さんもご承知のように、私はこの議場で榎木議員さん、藤井精七議員とともに、あの恐ろしい地震を体験をしました。この議場がねじれるような形でありました。この大きな体もその議場の机の下に転がり込むというようなことであったわけでありまして。あの恐ろしい、かつて経験したこともない震災があったわけでありまして。

実はあの震災、中学校の体育館、そしてあの校舎がほぼ完成をしておりました。平成21年の3月議会、あの中学校を改築しようか、いや待てよと、もう少し様子を見ようかと、さまざまな意見が町民からもありました。一たんは3月議会で見合わせようと野崎町長が決断をされました。そして、6月議会になったわけでありまして。あのときに全国の学校の改築ばかりでなくて、さまざまな公共施設の改築の話がありました。

そして、国のほうでもスクール・ニューディール構想という話がありました。これは何と臨時交付金で建築費の恐らく3分の1近く臨時交付金として国のほうから出てくるというふうな話がありました。そのような話があり、我々としても、これは臨時交付金ですから、臨時交付債ではないです。国からいただける貴重な財源になるわけでありまして。そして、6月議会にこのスクール・ニューディール施策によって中学校の改築を再度決定をしたわけでありまして。

そして、国のほうでは8月のあの政権交代劇があったわけでありまして。これ何と自民党から民主党へ政権が移行するという国の、これは我々も有権者の一人として認めざるを得ないことでありまして。国のほうでは民主党政権が事業見直しやら話がありました。野崎町長も、決定はしましたけれども、恐らく予算が確定するまで、いろいろなさまざまな手を打って、地元の国会議員の先生方に働きかけを行っていたんだなというふうに思うわけでありまして。

そして、スクール・ニューディールによる中学校の改築が始まったわけでありまして。解体から始まり、そして平成22年度中には8割方の完成を見るんだぞというふうな事業の内容であります。本体の8割ですから、これはえらい、請け負った業者さんも大変な仕事になるわけでありまして。これがこの春にほぼ完成を見たわけということでありまして。これがもし、私が心配するのは、野崎町長が決断をしなくて、耐震補強のほうにスタンスを移していたならば、今ごろ中学校は仮設校舎をつくっているだろうと。その姿を想像するとき、私は恐ろしさを感じるわけでありまして。

そして、あの中学校の体育館、卒業式を終わって、夜にはもう被災者の皆様方があそこで避難をしたわけがあります。私も町の町民の方にいろいろ話を聞きますけれども、これはタイミングがよかったのかなと、タイミングがよ過ぎるにしては、一日のうちにそのように午前中と午後では変わるわけでありまして。この辺のことを考えたときに、やはり野崎町長の町民を思う、あのときの決断が正しかったんだと私は思います。

そして、あの辺の町の行政のやり方、これも降って湧いたようなスクール・ニューディールの案に飛びついたらんたろうというふうな話がありますけれども、そうではなくて、職員の皆様方が、そして歴代の町長さんが、45年もたったあの矢吹中学校の改築ということをこれまで経過としてやってきたわけでありまして。これがうまく花を開いたというと語弊がありますけれども、考えただけですばらしいことだなというふうに私は思い、野崎町長の決断と勇気と度量に対して高い評価を与えるものであります。

私も知っている市長さんがおまして、市長になったときに財政が苦しくて、とんでもないときに市長になったわいという話を聞きました。とんでもないときに、うちの町長も本当にとんでもないときに町長になって、なったばかりのときに夢を持っていろいろな政策を打ち出そうとしておったわけでありまして。

ところが、財政が悪化していると、非常に苦しい中で、これも小泉総理のときの三位一体改革ということで補助金カットやら地方交付金の見直しやら、これはこれまで長年財政を預かってきた町の担当者だって、補助金がカットされて交付税がカットされると、これは考えられないことなんだ。我々会社でしたらば、約束手形をもらうわけですから、何十年分の約束手形をもらったらば、これ不渡りするわけないです。ですから、国の政策でもって、その三位一体改革でもって、我々の町の財政の状況が実質公債比率というふうな形でもって全国一斉に出されました。何てひどいんです、やっぱり。全国で37番目やら何番目と、県内では3番目ですと。

これもやはり歴代町長さんが、我々も含めて地域総合整備事業債、いわゆる地総債の中で町のさまざまなインフラ、社会資本整備に尽力をされてきたおかげで財政も苦しくなっていると。平成十五、六年の一般質問された議員さんも、平成十八年、十九年のころには公債率がピークだと、赤信号を送ったことがありました。それも、現在としては今回は17.6と借金率が少なくなってきたということでありまして。これは町長、そして職員の皆様方が頑張ってこそその結果であるというふうに私は評価をしております。

評価ばかりしていると、町長の応援団長みたいなものになりますけれども、3選も、これ選挙があるからどうしようもないですけども、町民のためを思い、町民福祉の充実、そして、まさにこの大震災の後の復旧、復興のために頑張っていく考えを問うわけでありまして。

次に、2番目の質問であります。これも災害時、水の供給対策というふうなことであります。

復旧、復興が先決ですから、水の供給対策等、ハードのものは差し控えたいくなるのは当然ですけども、私は阪神淡路大震災のときに、平成7年、今から16年前、この壇上で一般質問をした経験がありました。阪神淡路の大震災の長田地区のある小学校の子供たちが、あのグラウンドで何と人文字を書いて、ヘリコプターのマスコミに訴えをしたものがテレビに映っておりました。何とグラウンドの校庭に水をくれと書いてあるんです。あの場合は都会型の震災でございました。それでも小学校の子供たちが人文字を書くほど水の供給がうまくいっていないのかなと私は思っておりました。16年前ですから、今と余り変わらないと思うんですけども、川の水やプールの水は飲めません。今回もそうです。水の給水車が来ており、北海道のほうから水が来ても、泉崎までは来ているけれども、なかなか矢吹までは届かないというふうなのがあって、約10日間水が来ませんで

した。

そして、私はそのときに、緊急用の貯水槽の設置を一般質問で取り上げました。これは1日に我々が1.5リットルまたは2リットルぐらい、何としても飲み水としてほしいということでもあります。そして、これも当然、白河とか須賀川とか郡山にはある。実際あるんです。矢吹町にもそのようなタンクを地下に設置してはどうかというふうな質問をしました。時の首長さんの答弁では、町内にある井戸水のマップをつくって対応したいというふうな答弁があったなど今でも記憶に残っております。

ですから、その井戸水だって、マップが今だってつくられていたかというふうなことを考えると、ないわけです。備えあれば憂いなしと、事故は忘れたころにやってくるというけれども、口では言うけれども、実際やられていないのが現状だと。町長には、ぜひ矢吹小学校でも善郷小学校でもいいので、そんなところに小規模でもいいから非常用の貯水タンクを設置して、周辺住民の緊急時の水の供給に役立てていただきたいというふうに思うわけであります。

3点目は、商店街の活性化策と。仮設住宅は充実してあるけれども、私は仮設店舗の考えはどうかというふうな質問であります。

これは町内を歩いていても、今まであったさまざまな商店が更地になったと、これは皆様もご存じであると思います。これからまだ解体をしてしまうお店もあるでしょう。私は、このような現状を見た場合に、町として、もちろん商工会の話も大事でしょうけれども、あの町の姿を見た場合に、仮設店舗が何とかできないかと思うわけであります。

神戸の大震災のときに、パソナという人材派遣会社が急成長をしました。これは被災者に対して雇用の機会を与えると。ということはつまりお金を稼ぐチャンス、そして、それらの仕事を行政のほうができない、それをパソナという、南部という社長が立ち上げて、西武デパートのあの店舗の中に修復をしながら神戸ハーバーサーカスという一坪テナント、あそこから出てきたと、一坪テナントというのは。にぎわいを取り戻すと、当然あるんだけど、老人も若者もとにかく稼ぐところ、これを売る。ただお金をもらっただけでは済まない。体を動かして仕事をするのが今までやっていたわけですので、そんな環境を整えてやったわけであります。カルチャーでもギターとかピアノとかバイオリンとか、実際教えていても、それらの施設が破壊されたところからいろいろな環境整備を図っていったのが話に聞いております。

我が町も商工会が言ってこないからとか、あの人言ってこないからではなくて、こういうふうな非常事態なんだから、町長は手を差し伸べるというふうなことが一番大事な、大切な方法になってくるんだろうというふうに私は考えます。どうか、さまざまな条件があろうかと思うけれども、町民と実際手を差し伸べながら、何も言ってこないからいいんじゃないかと、そんなところを十分やっていただきたいというふうに思うわけであります。

次に、中心市街地の活性化事業というのであります。

これも矢吹で最近、名前を言えば商工会で長年経験されてきた遠藤さんという方が、これも白河で、あの白河の在来線の駅の西側の隣のところで第1回目のミニコンサートのものを開いたと。まるっきりボランティアの事業であります。我が町も副議長の栗崎議員が頑張って立ち上げた軽トラ市があります。すばらしい。やっと声が出てきたと、若者が出てきていると私は思うわけであります。

これまでの産業祭、ことしは復興祭になりますけれども、さまざまな町のイベントに積極的に取り組んだあの若者たちを何とか、それはさわやか町民会議の皆様もいるでしょう。ではなくて、駅前あの地区にこれからもおれはここで商売するんだと、一生生きていくんだというような人が必ずやいるわけでありまして。私はその人たちに相談をしながら中心の市街地、やはり八幡町の地区に町が移っても、矢吹の町の顔、核となるのは、駅前あの周辺の地域の皆様方が核になっていくんだろうなというふうを考えるわけでありまして。

どうか、まちづくりの意味からも、中心市街地活性化のあのミニコンサートをボランティアの形でやっている団体を、ぜひ町としても積極的に応援をしていけば、道は開けてくるんだろうというふうには私考えるのであります。町長のその辺の考えを伺うものであります。

これまでも、さわやか町民会議とかさまざまな団体がありますけれども、そのような運動がようやく出てきているというふうなことであります。

時間もありませんので、最後の質問にさせていただきます。これは監査委員の感想というふうなことでございます。

監査委員を代表監査委員の佐藤氏とともに仕事をさせていただいてから3年半を経過をしております。私はちっぽけな会社を経営しておりますけれども、財務関係、金をつくるのは私でも、納税とかそちらのほうは税理士任せというふうな形であります。監査委員を経験して、やはり特に企業会計であります。これは本当に煩雑で難しいというふうなのが直接の感想であります。

前にも、ある議員の方も質問の中で、一般の会社のように財務諸表をつくってやられたらどうかと、県のほうでもそのような話を聞いております。なかなか町の仕事は時間のかかるもの、お金には計算できないものとか、いろんな事業があつてしかるべきなんでしょうけれども、私は特に水道事業会計の企業会計、わかりづらい。いや、私だけがわかりづらいのかもわかりませんが、その辺の職員の配置、私は人事権があるわけじゃありませんので、町長の専権事項であります。長年やってもわからないものはわからないんです。勉強してもわからないものはわからない。

○副議長（栗崎千代松君） あと残り1分ですので、まとめてください。

○13番（根本信雄君） はい、了解。

ですから、そのような配置をした場合に、専門的な知識を持った方を導入するとか、ある程度予算を確保しながら配置していくとか、私は決して間違いがあつたとは言っていない。やはりそのような会計をさせる仕事ですので、再任用も含め人事を考えていただきたいなというふうに思うわけでありまして。

長い一般質問になりました。あとは再質問はありませんので、町長の答弁、よろしくお願いを申し上げます。

○副議長（栗崎千代松君） ここで暫時休議をいたします。

(午前11時19分)

○副議長（栗崎千代松君） 再開いたします。

(午前11時29分)

○副議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、13番、根本議員のご質問にお答えいたします。

初めに、私の3選出馬の考えについてのおただしであります。先ほど諸根議員にお答えさせていただいたとおり、引き続き4年間の町政を担わせていただきたいと考えております。

平成16年1月、私は町民の皆様から多くのご支持を受け、町政を執行させていただきました。その後、平成19年12月の2期目の選挙におきましても、再度町民の皆様からの負託をいただき、引き続き4年間、まちづくりの先頭に立たせていただきました。

この4年間には、さまざまな困難がありました。米国の金融危機、いわゆるリーマン・ショックに端を発する世界経済の混乱は日本へも波及し、都市と地方の経済格差拡大、さらなる雇用情勢の悪化等、国内経済の減速は地方の自治体経営にも多大な悪影響を与えました。その余波は、我が矢吹町においても例に漏れず大きな影響があり、企業業績の不振や雇用情勢の悪化等による税収の著しい減少があり、非常に難しい財政運営を強いられてきました。

このような状況の中、当町では平成19年度から取り組んできた財政再建3カ年計画に基づき、財政の立て直しに邁進した結果、当初の効果目標額である7億5,000万円を大幅に超える8億円を達成することができました。この財政再建3カ年計画の達成により、町が抱えていた大きな行政課題を解決することが可能となりました。

その代表的なものが、矢吹中学校の耐震改築であります。平成9年度より、その耐震性の低さについて専門家からの指摘がありましたが、本町の財政状況により着手が困難であり、長年の懸案となっております。しかし、当該計画の達成見込みが確実となり、さらには、国が当時打ち出した経済危機対策であるスクール・ニューディール構想を活用し、議員の皆様を初め、多くの町民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、平成21年度に念願の着手を果たすことが可能となりました。

校舎第1期及び体育館が今年3月に完成し、3月11日にこけら落としとなる卒業式を無事開催することができましたが、同日午後には東北地方太平洋沖地震が発生いたしました。しかし、震度6弱にも及ぶ大地震に遭遇したにもかかわらず、構造的にはもちろん、設備も含めた建物の損傷等は皆無であり、改めて新校舎、体育館の安全性と耐震性の高さが確認できました。

当時、ほぼ完成していた体育館は、町の中心的な避難所として有効に活用され、その安全性と施設規模、保有設備等により、多くの避難者を受け入れることができました。今後も、大規模災害時における最も安全な大規模収容施設として機能することが改めて確認できました。

その他各小学校や保育園、幼稚園につきましても、昨年度実施した耐震補強工事により、施設の安全性、耐震性を著しく損なうような重大な損傷を受けることなく、かつ児童や園児の生命に危険を及ぼすような重大な被災は免れることができました。

この他にも、財政再建に一定の成果が見込まれたことを受け、子供医療費無料化の小学6年生までの引き上げを実現、また、行政区活動支援事業やまちづくり団体支援事業もスタートし、我が町にとっていよいよ本格的な充実した行政サービスを展開する時期がやってきました。

また、平成20年に誘致を実現したレンゴー株式会社福島矢吹工場も昨年本格稼働を始め、雇用の大幅な増加、

町内経済のさらなる発展が見込まれ、本町のまちづくり施策は、いよいよ新たな段階へと踏み出す状態までに至りました。

さらに、昨年度に策定した第5次矢吹町まちづくり総合計画後期基本計画において、それら行政サービスの充実を図る事業を体系化し、20の政策と48の施策を踏まえた多数の事務事業を網羅し、当該総合計画の達成へ向け、平成23年度から27年度までの後期5カ年間に向け、準備万端の体制をとってきたところであります。

ようやく、町政2期目の重点課題である、農商工の連携による産業振興のまちづくり及びみんなが地域を支える協働のまちづくりに本格的に取り組む段階になったと、私自身実感しているところであります。私が3期目の町政を担うことになりましたなら、この2つのまちづくりを軸に、震災からの力強い復興、そして、その先にある矢吹町の光輝く明るい未来の実現を目指し、私自身がこれまでの人生で培ったすべてを注ぎ込み、町民の皆様と一体となり邁進していく覚悟でありますので、根本議員初め、議員の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

次に、災害時の水の供給対策についてのおたただしであります。今回の震災では、白河地方水道用水供給企業団からの水道供給が2日間ストップし、また、町水道施設の主要配水管に甚大な被害を受けたため、町内への水道供給が最大で13日間ストップいたしました。

他の市町村に比べ甚大な被害にもかかわらず、町内の水道公認店を初め、各種ボランティアの皆様方のご尽力、三鷹市からの資材提供等のご支援、そして職員の努力により、予想を上回る速さで復旧することができました。心より感謝申し上げます。

しかしながら、課題も浮き彫りとなり、災害時の水の供給対策としては、さらなる給水タンクの備蓄や既設の老朽管、石綿管の更新、幹線の代替となるバイパス管の新設を計画するなど、水道施設の機能強化を図りたいと考えております。さらに、市街地部については、五本松配水池以外にも水道水が備蓄できる地下式耐震性貯水槽の設置なども検討してまいりたいと考えております。

今後とも、安全で良質な水を安定的に供給していくため、水道施設の強化に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、中心市街地、商店街の活性化策、仮設店舗についてのおたただしであります。初めに、仮設店舗につきましては、震災直後より町商工会を通じ希望する事業者の把握に努めてまいりましたが、1社のみの申し出であったため、国が行う仮設店舗事業の採択要件には至りませんでした。しかしながら、例えば、町が土地の確保をするなど、被災した事業者が少しでも制度利用をしやすい環境の整備をすることで、事業の再開に向け前向きとなるよう支援していきたいと考えております。

次に、商店街の活性化、中心市街地活性化につきましては、昨年まで空き店舗の解消とその効果よっての活性化を模索し、今年度初めより空き店舗利用者等への補助事業を開始する予定でありましたが、今回の大震災により、空き店舗だけではなく、商店街全体を復旧から復興へ、そして活性化へ、策の練り直しをすることとしております。

町では現在、復興ビジョンを作成しているところでありますが、町商工会におかれましても自主的な取り組みとして商店街復興計画の策定に向け検討を重ねているとのことであり、それらの内容についても十分考慮しながら、町として積極的に町の復興ビジョン及び復興計画を策定し、道路や駐車場の整備を初め、町並みづく

りの形成など、この災いを転じて福となすべく商店街及び中心市街地の活性化策を、遠藤さんの例もありましたが、多くの団体、多くの住民の参加をいただいた中で検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、監査委員の感想についてのおただしであります。去る8月31日に、監査委員である根本議員及び佐藤代表監査委員から、平成22年度の決算審査及び財政健全化審査についての意見書をいただいたところであります。

決算審査は、各予算に定める目的に沿って事務事業が最も効果的、経済的、合法的に執行されているかを審査するもので、地方公共団体の財政の健全性を目的に創設された健全化判断比率による各財政指標について審査する財政健全化審査とあわせ、毎年8月上旬に監査委員のお2人に審査していただいているものであります。

審査結果につきましては、おおむね適正であるとの評価でありましたが、同時に予算の執行について、一部改善を要するものがあるとのことご指摘もいただきました。

地方自治法を初めとする関係法令及び町の財務規則を中心とする各種条例規則等を遵守しながら財務事務を進めていくことは、税金を筆頭に、町民の皆様から貴重な公金を預かる立場として必要最小限の責務であろうと私は考えております。その立場に立って、さきのご指摘を受けましたことに対しては、反省し、教訓として今後の財務事務に生かしてまいります。

今回ご指摘をいただいた件についての改善方法等を深く分析、研究し、ケーススタディーとして全職員に対する財務事務研修を実施し、また二重チェック体制を図るなど、再発防止に努めてまいります。

このようなきっかけをつくっていただいた根本監査委員の、さらに佐藤代表監査委員のお2人には、改めて感謝申し上げるとともに、今後は改善した財務事務の姿をお見せできるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で13番、根本議員への答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（栗崎千代松君） 持ち時間を全部使用していますので、以上で13番、根本信雄君の一般質問は打ち切ります。

◇ 藤 井 精 七 君

○副議長（栗崎千代松君） 続きまして、通告3番、5番、藤井精七君の一般質問を許します。

5番。

〔5番 藤井精七君登壇〕

○5番（藤井精七君） 議場の皆さん、こんにちは。

それでは、通告に従いまして順次一般質問をいたします。

前同僚議員、いろいろな面で質問を網羅しておりますが、私なりに質問させていただきます。

初めに、災害復旧に関する支援策、農地災害復旧に伴う負担軽減、検討中からぜひ実施へということで伺います。

東日本大震災でにわかに脚光を浴びている言葉にきずなという言葉があります。人と人を結びつけ、助け合い、情愛といった意味で使われておりますが、結いやもやい、きずなは、先人から受け継いできた農村の暮ら

しの土台であり、今を生きる者だけでなく、祖先から子孫へ、過去から未来へのかけ橋でもあります。人間の生存に、とりわけ稲作には水と人々の強いきずなもあります。

矢吹町にとってその生命線とも言える羽鳥湖、またパイプラインの大きな被害、ことしの水田の景観は一変してしまいました。そうした中でも町の農業者支援策によって大豆95ヘクタール、ソバ12ヘクタール、飼料作物12ヘクタール、また、地力増進作物ライ麦が300ヘクタールという作付の状況が示されておりますが、私も幸いには水田が、圃場損壊が余りありませんでしたので、ソバを作付することができました。初めてつくったソバですが、そのソバの早い成長に驚かされ、8月10日に種をまきましたが、今は真っ白い花盛りで、収穫が楽しみです。

しかし、そうした恵まれた圃場だけではありません。農道、畦畔、田面の損壊が深刻な場所がたくさんあります。災害復旧には、今の農家の方々の状況は精神的にも、また経済的にも大変なものがあります。作物をつくってこそ農民ですが、その作物づくりができません。町の被災水田対策にも載れなかった農地、ぜひ町の力強い支援策、農地災害復旧に伴う負担軽減、検討中から実施へ、考えを伺います。

次に、東北地方太平洋沖地震における全壊、大規模半壊未満の住宅被災世帯にも補修費用の助成を求める請願、これは6月議会で可決されておりますが、取り組み状況を伺います。

あの悪夢の大震災からきのうで半年がたちました。徐々にではありますが、屋根のブルーシートが取り払われてきています。被災者の世帯は一番先に雨漏りが心配です。何が何でも、ほかは直さなくても雨漏りだけは防がなくてはならない、そういう思いで、今、状況等進んでおると思います。

1994年から2003年の10年間に発生したマグニチュード6以上の世界の地震は、960回のうち日本が220回、実に22.9%、そういう数字が出ております。また、マグニチュード7以上の地震は、90年間で世界で約900回発生し、そのうち10%が日本で起きております。こうした地震大国の日本であります。今度の大地震での住宅被災状況、税務課からの資料によると、住家の被災は、全壊285、大規模半壊222、半壊1,180、一部損壊1,633、計3,320という驚く件数になります。そうした中で、初めての経験と思いますが、被災状況の査定決定結果には苦勞していると思います。また、その分、それだけの不信、不満もあると思います。

いろいろなうさも耳に入りますが、この前、町民生活課からの損壊家屋解体撤去事業の実施方針についての報告で、今回、鏡石町等がこの事業に取り組んでいることから、全町的に取り組むものだという報告がありました。こうした報告を聞きますと、矢吹町はそうした取り組みが後手、後手に思われます。先ほど同僚議員からは町長の決断力を高く評価しておりますが、私は町長の決断力が問われると思います。

6月議会での請願の可決、大変重いものです。少しでも補修して、またこの家に住む町民の願い、そうした願いに温かい町政の施策を、取り組み状況を伺います。

次に、改定介護保険法が成立しましたが、新たなサービス低下にはつながらないか。また、サービス削減とはならないのか。町の負担がますます大きくなると思われる法改定ですが、対応を伺います。

今回の改定により、市町村は介護予防・日常生活支援総合事業を創設することができます。総合事業は、要支援と介護保険非該当の高齢者を対象とした事業で、予防給付のうち市町村が定めるものと、配食、見回りなどの生活支援、権利擁護などを総合的に支給するとされております。

今回の法改定では、総合事業を実施する市町村は、要支援者について、従来の予防給付を受けるのか、そう

いう総合事業に移行させるのか一人一人について判断することになります。一人一人の判断で従来の予防給付、これが受けられなくなるのか、そういうことになってきます。総合事業というのは、全国一律の基準に基づく介護保険サービスでなく、市町村が行う地域支援事業となり、サービスの内容も料金体系もすべて市町村任せになります。市町村任せになる総合事業ではサービスの質が保たれるのか。介護保険で実施される訪問介護やデイサービスなどは、その質を担保するため、人員や施設、運営など全国一律の基準がありますが、地域支援事業である総合事業には適用されません。これまで予防給付で訪問介護を受け、ヘルパーの支援で食事づくりをしていた人が、総合事業では有料の配食サービスに変更されるということもあり得ます。また、利用者の意に反して、それまで利用していた介護サービスを取り上げられる可能性も出てきます。

要支援と認定された人を総合事業に移すかどうか、地域包括支援センターがケアマネジメントを行い、判断することになります。利用者が従来どおりの介護保険による訪問介護やデイサービスなどを望んでも、尊重はするが最終的には市町村が判断します。

今、重過ぎる負担によって利用を控えなければならない問題、そういう問題も出てきております。ケアプランは必要な支援でなく、幾ら払えるかで決めざるを得ない。5,000円を渡して、これでケアプランをつくってほしい、そういうケースも少なくない。ケアマネジャーの声もあります。今回の介護保険改定は、介護崩壊とまで言われる深刻な介護保険の危機には背を向け、公費抑制とそのための重点化、介護保険制度を重度者向けにシフトさせるものです。

経済産業省の産業構造審議会基本政策部会は、税と社会保障の一体改革に反映させようと、経済成長と持続可能な社会保障のため、軽度者を介護保険から除外するよう求める報告書をまとめました。こうした法改定で市町村の役割はこれまで以上に重大になってきます。総合事業の実施を決めるのも、そのサービス内容を決めるのも市町村です。今回の法改定でますます町の負担が大きくなると思われませんが、対応を伺います。

○副議長（栗崎千代松君） 昼食のため暫時休議いたします。

（午前11時55分）

……（録音漏れ）……

選考による指定が可能となりました。これにより、日常生活や介護に不安を抱く高齢単身者や高齢夫婦世帯が、特別養護老人ホームなどの施設の入所ではなく住みなれた地域で安心して暮らせるよう、市町村の判断により事業所の指定を可能にするなど、保険者の主体的な取り組みが可能となりました。

これらの改正は全般にサービス向上を図るものであるため、介護保険の利用が促進され、給付費の増加が見込まれますが、最後の6点目は、保険料の上昇の緩和として各都道府県の財政安定化基金を取り崩し、介護保険料の軽減等に活用できるようにして介護保険の安定運営ができるよう配慮されています。

これら6つの点のほか、新たに創設できるとされた要支援及び要介護保険非該当の高齢者を対象とした介護予防・日常生活支援総合事業のように、基準が示されない状態においては町負担部分の判断が難しいものも含まれているため、国・県の動向に注意し、町負担の増大につながらないように要望してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で5番、藤井議員への答弁とさせていただきます。

○副議長（栗崎千代松君） 再質問はございませんか。

5番。

○5番（藤井精七君） 2点ほど再質問させていただきます。

ただいま、被災の件に関しては、決断力のある答弁をいただきましたが、現在、民地というか、災害に遭っている民地、箇所と面積等がわかっただらば。今その質問等にある箇所、そういう民地というか。二、三日前、自分のうちの近くでもやはり陥没なんていって測量をやって大変時間もかかって、なかなか大変だなと思ってきました。

あと、第2点目は、直接損壊住宅の助成ではありませんが、今度の地震、連動してまた続くというか、連発のおそれがあると言われておりますが、そうした中で被災住宅、先行投資ならいいんですけども、いろいろな助成事業で地盤の補強とか、また屋根の軽量化とか、いろいろ事業というか、そういうのがあると思いますね。そうした連発地震に、備えあれば憂いなしと同僚議員がさっき午前中に言っていましたが、大きな地震が来ても土壌・地盤の強化等そして屋根の軽量化などで最小限に防げる、そういう町の施策というか、国の施策もあると思いますから、町民の耐震診断の相談を受けながら、やはりそういうアドバイスもして、町でも実行していただきたいと思いますが、現在の対策室のほうではそれをやっているのか伺います。

○副議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 5番、藤井議員の再質問にお答えさせていただきます。

1点目の農地の災害で、災害の箇所数とそれらの面積というようなおただしでございますが、これらについては、産業振興課長のほうから詳しい答弁をさせますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、余震が続く中、この後も大きな地震がまた再び来るのではないかと、その際に被害を最小限に抑えるために住民の家屋の地盤の改良、さらには屋根の軽量化などを図りながら被害を抑えていくというようなことを含めて、町としてどういうふうにするのか。さらには、そうしたことを含めて耐震診断の調査を励行して、そうしたこの後の大きな余震に対応する策についてどう考えているかというようなおただしでございますが、これらについては非常に重要な観点だというふうに思っております。これらのものにすべて補助できるかどうかということについては今は明言を避けさせていただきますが、ただ、おただしのように、耐震診断の徹底した励行、調査の励行、これについては、今も耐震診断については町としても事業として盛り込んでおりますので、これらをさらに徹底するようなものについて今後協議を深めていき、矢吹町の住民のために安心できるような、そうした施策の展開も考えていきたいというふうに思っております。

今現在、対策室の中ではそうした取り組みについて考えておりませんが、これらについては今後十分検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で私からの答弁とさせていただきます。

○副議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

産業振興課長、須藤源太君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 須藤源太君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（須藤源太君） 5番、藤井議員の再質問にお答えをいたします。

件数であります、いわゆる自己負担の通常伴う災害復旧、いわゆる農地の災害の件であります。

田んぼについては107件、畑については19件、計126件でありまして、面積については集計をしておりません、今現在で。ちょっとそういう集計の仕方しておらなかったものですから、面積の集計についてはもう一度調査をすべて集計し直さないと出てきませんので、後から報告したいというふうに思います。

以上です。

○副議長（栗崎千代松君） 再々質問はございませんか。

以上で、5番、藤井精七君の一般質問は打ち切ります。

◇ 鈴木隆司君

○副議長（栗崎千代松君） 続きまして、通告4番、3番、鈴木隆司君の一般質問を許します。

3番。

〔3番 鈴木隆司君登壇〕

○3番（鈴木隆司君） 皆さん、こんにちは。

通告書に従って一般質問をさせていただきます。4番目ということで、特に災害関係については重複するところが多々あると思いますが、了承願いたいと思います。

まず最初に、町の放射能対策についてお伺いします。

皆さん周知のとおり、夏休みを中心に各学校の表土除去作業が行われました。これに関しましては、県北や県中に比べて我が矢吹町は数値が低いということであっても、子供たちの安全を守るため、あるいは父兄の不安を取り除くために行ったということで、町の中でもかなり反響が大きく、安心して子供を学校に行かせられる、校庭・園庭に関しては非常に安心感が出たというような声が上がって、私もとてもよい結果だと思います。

そこで、この校庭や園庭の放射能の低減に向けた土壌改良事業の全容と結果、どの程度の予算規模で行われたか、また各学校の数値は除去前と除去後にどのように変化したのか。これは本当に大変いい反響を生んでいますので、除去前、除去後の結果の報告を願いたいと思います。

また、学校だけではなく、例えば通学路であるとか、家の周りとか道路、さまざまな町内の公園であるとか、やっぱりこれは除染活動が必要だということはもう皆さん言わなくても周知のとおりなんですが、一応学校関係が終わったということで一段落ついた後で、今後、町内の除染活動はどのように進められていくのか。クリーンアップ作戦なども計画されているようでございますが、その辺の町の今後の予定活動をお伺いしたいと思います。

次に、町の水道水の放射性ヨウ素、放射性セシウムのモニタリング結果を伺いたいと思います。

皆さんご存じのとおり、テレビのテロップで県内各市の数値が流れております。それを見て、矢吹町は一体どのような数値なのかと、町民の皆さん大変疑問に思ったり不安に思ったりするところが多々あると思います。現在までの調査結果、わかれば担当のほうから発表願いたいと思います。

また、町内の、町の井戸あるいは民間の井戸、この井戸水の検査はしているのかどうかというのを伺いたしたいと思います。さきに、同僚議員から緊急時の水の確保ということで質問がありましたが、町内の井戸水も

そういったことで大変そういう緊急時には必要不可欠なものであります。ただ、この検査がどのように今現在なっているのか、わかる範囲でお答え願いたいと思います。

次に、2番目に、内陸部への移住計画についてお伺いをいたします。

大手新聞各社、あるいは福島県内でも、8月上旬に地元新聞にも第1面に大きく原発周辺の土地の国有化提言というような見出しで出ました。また、今県議会のほうでも、新聞によりますと災害危険区域の指定というのが今回提言されて、恐らく可決されるんじゃないかというような新聞報道がなっております。これは、今回の災害や津波でも一応は大丈夫だと、助かった地区であっても、今後危険が本当に予想される地区に関しては、危険地域の指定をして、立ち退き、引っ越しを行うというような内容でございます。

こうした場合、現在特に相双地区の人たちが仮設住宅等、あるいは親戚の家等とかで避難しているわけですが、いわゆる仮設から定住へという話に進んでいくのかなと私は考えます。

また、先日の、先般の新聞紙上によりますと、これは総理大臣がかわってしまいました、当時の菅総理の談話では、このような記事になっております。菅直人首相は、松本健一内閣官房参与と官邸で会談した。松本氏は、福島第一原発周辺の居住が長期間困難になった場合の移住先として、内陸部に5万から10万人規模のエコタウンを建設する構想を提案した。菅総理は、この提言に賛同した上で、市の中心部はドイツの田園都市をモデルに考えたいと述べたというような記事でございますが、私は、そのドイツの田園都市が行ったこともないし見たことないので、どういうふうになっているかは存じ上げませんが、被災者の方にとって自分の家、あるいはふるさとを追われるということは、大変本当に気の毒で、本当に心の痛む問題でございます。ただ、私たちが同じ福島県人として、じゃ彼たち、避難者たちにどうしたら協力できて、助けることができるのか。福島県も広いところでございまして、例えば県北や会津では、浜通りの温暖なところで生まれ育った人たちは大変やっぱり雪とか寒さには耐えがたい。そこで、やっぱりこういう構想が本当に進んでいくのであれば、いわき地区とかこの我々の県南地区が、交通の便にとっても、学校・病院の問題、あるいは気候の問題にとっても最適地になるわけでございます。本当に被災者に我々も救済の手を差し伸べながら、こうしたことが実現できるのであれば、矢吹町の遊休地の活用であるとか、過疎化している地域の活性化に同時につなげることにもなると思いますので、私はそう思いますので、町としては今後こうした問題が現実化した場合に、どのようなスタンスで対応を考えていくのかということをお伺いしたいと思います。

それから、3番目、賠償と健康についてお伺いします。

震災や放射能による農工商への賠償や支援は今後どう推移しているのかということで、これは前にも同僚議員の質問にもありましたが、今現在、本当に農家の人は困っています。それから家畜農家の人も、先般のお話ですと出荷停止になっても牛にはえさを食べさせなければならない、その経費もばかにならない。でもまた支援策が見えてこない。一体どうなっているんだろうかとみんな不安でございます。一応、町独自の政策としてどのように考えているのか。また、農家の方、あるいは家畜農家の方、あるいは商工業の方の団体でも、個別でも、ヒアリングを現在しているのか。もししていないのであれば、私はぜひしていただきたいなということをお伺いしたいと思います。

それから、この賠償や支援の件に関しては、町独自の手法として今後どのように、国や県ではなくて町独自としてどのように本当に対応、対処していくのか、具体的なお話が聞ければと思います。

それから、健康についてでございますが、内部被曝等の健康診断の取り組みが遅いのではないかというような声が上がっております。これは、マスコミのほうでも盛んにそう言われておりますし、これは当然国や県の政策や指導の中で行われるものであって、当然矢吹町がどうのこうのという問題ではないかと思いますが、確かに今子供さんを持っている親御さんは、特に小さな子供を持っている親御さんは、うちの子供は本当に内部被曝しているのだろうか、していないのだろうか、仮にしているとすればどの程度なんだろうかということが、もう不安で不安でしょうがないわけでございます。

そこで、町独自としてこの問題についてどう考えているのか伺いたいと思います。また、今後、町として当然国や県の政策の中で行っていくわけでございますが、もう半年も過ぎている現在、町として何か対応策があるのかどうか伺いたいと思います。

以上で最初の質問を終わらせていただきたいと思います。

○副議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、3番、鈴木隆司議員のご質問にお答えいたします。

初めに、校庭や園庭の放射能低減に向けた土壌改良事業の全容と結果報告についてのおたしですが、学校施設等の表土除却事業は、本町の放射線低減対策事業の一環として、6月下旬より、町内の保育園、幼稚園、小中学校において、矢吹町建設協会の協力を受けながら取り組んできたところであります。保育園及び幼稚園は7月上旬に、小中学校についても8月中旬にはすべての施設の表土除却工事を完了いたしました。

工事の内容は、放射性物質が堆積していると言われる地表面の3から5センチメートル程度の表土をグレーダー等の重機やスコップを使いはぎ取る作業を実施いたしました。また、保護者会の奉仕作業や消防団の協力による除染作業等も順次進められてきており、高圧洗浄機及び消防ポンプによる建物外壁やテラス、バルコニー、側溝等の除染作業等、地域の皆様や消防団の全面的な協力をいただきながら施設の除染作業も進んできております。ご協力いただきました地域の皆様や消防団の皆様には、お忙しい中ご協力いただきまことにありがたく、改めて御礼を申し上げます。

除染の結果、施工前と比較し園庭、校庭等の放射線を約3分の1程度まで低減することができ、現在は地表1センチメートルの放射線量が平均で毎時約0.1マイクロシーベルト前後で、校舎等においてもホットスポットと言われるような線量の特に関所もなくなったものと理解しております。

今回の作業等で放射線量低減が図られたことにより、矢吹町の各学校等では児童生徒等が受ける年間の放射線量が0.1ミリシーベルト程度と、国基準の10分の1以下と大幅に下回っておりますので、新たな原発事故発生等の問題が生じなければ、園児並びに児童生徒の園庭、校庭における屋外活動により安心して取り組みます。このような取り組みにより、園児、児童生徒の安全を確保し、保護者や町民の皆様の心配と不安を解消していきたいと考えております。

これからも、できる限りの放射線低減化に努めるため、9月25日に実施する放射線低減クリーンアップ作戦を初めとして、町民の皆様とともに通学路及び町全体の除染対策に積極的に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、表土はぎの詳しい線量の内容等については、学校教育課長から説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

次に、暮らしと安全を守るため、今後町内の除染活動をどう進めるかについてのおたただしですが、原発事故による放射能問題は、福島県内はもとより遠方の地域にまで拡大しており、その影響ははかり知れないものがあります。また、放射能は目に見えないものであるため、健康への影響についても懸念されるところであります。

このような例を見ない問題に直面し、町として町民の暮らしと安全を守るため、今何ができるのか、今何をすべきなのか検討を重ねてまいりましたが、鈴木隆司議員のご指摘のとおり、除染活動を展開し、放射線量をできる限り低減化させることに尽きると考えております。

そこで、国や県等の補助事業を活用しながら町民の皆様と一体となり取り組むこととし、このたび、線量低減化活動支援事業として、9月25日に町内一斉に放射線低減クリーンアップ作戦と称し、議会の皆様を初め各行政区長、消防団、PTA等の多くの皆様のご理解とご協力のもと実施するものであります。

取り組み内容としては、スローガンを「環境放射能から子供たちを守ろう」と掲げ、通学路のうち比較的放射線量が高い箇所を重点に、草刈りや路面及び側溝等の土砂除去を行う予定としております。今回の取り組みを放射線低減化のスタートと位置づけし、今後も継続的な活動を実施していきたいと考えております。

また、個人住宅等への対応として、今後、放射線量測定器の一般貸し出し等も行い、ホットスポットの把握や安全性の確認等に役立てていただくとともに、地域ぐるみでの自主的な活動へ展開していくことも期待しながら、町としてできる限りの支援体制を確立してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、町内各地区のモニタリング調査の詳しい数値については、町民生活課長より答弁させていただきますので、よろしくお願いたします。

次に、町の水道の放射性ヨウ素・セシウムのモニタリング結果及び井戸水の検査についてのおたただしですが、水道水のモニタリングについては、3月27日の検査開始後、放射性ヨウ素が4回検出されたものの、4月11日以降は検出されておられません。現在も水企業団から供給された水道水を2日に1度の間隔で県に依頼し検査しておりますが、結果は不検出、NDを示しており、問題ない状況であります。

井戸水の放射性の検査については、田内・柿之内地域の西部水源で2日に1度の間隔で県に依頼し検査しております。結果については、水道水と同様に不検出、NDを示しており、問題ない状況であります。

なお、個人の井戸水については、現在、福島県で県内の井戸水を原発に近いところから抜き打ちで検査を実施しており、その結果についても不検出、NDを示し、安全が確認されております。また、県南保健所では、7月1日から希望により個人宅の井戸水検査の依頼受け付けも実施しておりますので、ご活用ください。

今後とも、安全で良質な水を安定的に供給していくため努力してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、原発周辺国有化に伴う内陸部移住計画についての本町のスタンス等についてのおたただしですが、政府による原発周辺地の国有化や内陸部への大規模住宅地の開発に関して、現時点はあくまで提唱の段階ではありますが、そのような動きがあることは私も承知しているところであります。

原発周辺市町村においては、津波による住家の喪失、原子力災害によるやむを得ない委棄等により、県内外

への避難、仮設住宅への入居など、引き続き多くの県民の皆様が厳しい状況に置かれております。そうした中、ただいま議員からご提案のあった本町への定住化、そしてそれを受け入れる大規模なエコタウンの開発等については、本町の特性を的確にとらえたすばらしい構想であると認識しております。

矢吹町は、東北新幹線及び東北本線といった鉄道、また東北自動車道及び国道4号が縦貫し、首都圏からの実質的・時間的距離は近く、さらにはあぶくま高原道路によって浜通りへのアクセスも格段に充実しており、その他福島空港も隣接するなど、交通体系には非常に恵まれている場所でもあります。加えて、過酷な暑さ、あるいは寒さや降雪量も少なく、1年を通じ穏やかな気候であります。こうした要因により、他地域から移住されるに当たり、矢吹町は大変魅力的な場所であると確信しております。

このような利便性の高い地域は中通りの他市町村にも共通しておりますが、その中でも本町の特徴として特筆すべきは、放射線量の低さにあります。もちろん平時に比べいまだ高い放射線量ではありますが、それでもなお余りある魅力を兼ね備えた立地条件であると認識しております。今後も引き続き除染への取り組みを進め、可能な限り線量の低減を実現し、その魅力をさらに大きなものにしてまいります。

こうした背景から、県民の皆さんの本町での生活再建のため、大規模なエコタウンの整備を復興事業に位置づけることは、以前にも増して活力ある本町のまちづくりに資することは確実であり、大変意義深いものであると認識しております。

この件について、ご質問の中にあつた県からの情報や打診は今のところありませんが、むしろ、本町から県へこの構想を積極的にアピールしてまいりたいと考えております。また、候補地としてはさまざまな場所が考えられますが、ご質問で挙げられた総合運動公園用地、あるいは中畑・三神地区は特に有力な候補地であろうと思われます。このことにつきましては、今年度末に策定する災害復興計画及びそれに伴い見直しを実施するまちづくり総合計画後期基本計画の中で、十分な検討を重ねてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、震災や放射能による農工商への賠償や支援についてのおたただしであります。初めに、農業関係の賠償ですが、放射能による損害については、原子力損害の賠償に関する法律に基づき、一義的には事故原因者の東京電力の責任となります。農作物におきましては、各JAが窓口となり、組合員から損害賠償に関する委任状を受け、損害賠償の手続をしているところであります。組合員以外の方につきましては、産業振興課が窓口となり、仮払い補償金申請の相談業務に当たっており、現在まで10件程度の相談がありました。

また、商工業関係の賠償ですが、商工会に確認しましたところ、賠償を求める事業者は今のところありませんが、今後の動向を見きわめながら対応してまいりたいと考えております。

次に、農家に対する支援策ですが、福島県及び各JAでは、東日本大震災農業経営対策特別資金等により無利子の資金手当てを行っており、各JAでの取り扱い件数は5件で、1,200万円の融資を行っております。

町においては、農業者戸別所得補償制度の転作作物に対する町単独助成としまして、2,800万円を国の交付金に上乗せし交付する予定であります。また、被災田に対する助成額2,640万円につきましては、年内を目途に商工会発行の商品券を交付する予定であります。今後も農家の経営安定のため各種支援策を講じてまいります。

次に、商工業関係の支援策であります。県補助金への1割上乘せ補助事業として予定している中小企業等復旧復興支援事業の補助金交付申請を行った事業者が現在のところ43社であり、申請額については現時点で確定していない状況であります。また、経済産業省で行うグループ等支援事業の補助申請を予定している町内企業グループからの支援要請があり、既に対応をとらせていただいております。これらも含めて、町としては今後ともできる限りの支援及び情報提供を行ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。

次に、内部被曝等の健康診断の取り組みについてのおたかしであります。ご存じのように、福島第一原発事故による放射線被曝は特に子供への影響が大きいとされ、数十年後に発症する可能性もあり、甲状腺がんや白血病等の病気が心配されております。県では、県民の不安解消と病気の早期発見のため、問診票を送り、事故発生後の行動を記録していただき浴びた放射線量を推定する県民健康調査と、18歳以下の子供への甲状腺がんの超音波検査が始まっております。

これまでの内部被曝等の健康診断の取り組みにつきましては、県では6から7月にかけて、千葉市の放射線医学総合研究所で、川俣町山木屋地区、浪江町及び飯舘村の住民122人にホールボディカウンターによる調査を実施し、8月には茨城県東海村の日本原子力開発機構で同地区住民2,800人を対象に実施しておりますが、9月以降は対象を他の市町村に拡大して実施する予定になっております。

また、県では、12月ごろに納入予定の5台のバス式のホールボディカウンターを活用して、今年度は4万人を目標に検査を実施する計画となっております。町としましては、町民の皆様の不安解消と病気の早期発見のため、早期に内部被曝の検査ができるよう県に強く要望してまいります。

次に、町の今後の健康診断の計画については、平成24年度より町民検診や学校検診を活用し、全町民の方を対象に、白血病や甲状腺がんなどの放射性疾患の早期発見、早期治療及び不安解消につなげていくために、今までの検診項目に追加して白血球数や腎臓機能検査等の血液検査や尿潜血検査を行う予定であります。今後も、各検診を通して、町民の皆様が安心していただけるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で3番、鈴木隆司議員への答弁とさせていただきます。

○副議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

学校教育課長、藤田忠晴君。

〔教育次長兼学校教育課長 藤田忠晴君登壇〕

○教育次長兼学校教育課長（藤田忠晴君） 3番、鈴木隆司議員の質問にお答えいたします。

校庭、園庭の表土除却結果についての詳細についてでございますが、線量につきましては町長答弁のとおりでございます。総じて3分の1までに下がり、詳細につきましては園や学校別に除却前と除却後の具体的な数値結果をホームページ上で公表しております。詳細については、必要であれば後でござらんいただくことができるかというふうに思っております。

また、それにかかった費用はどの程度の予算規模だったのかということにつきましては、あさひ、ひかり保育園及び町立の幼稚園、それから小中学校等を合わせまして専決でもって2,500万円ほどの予算をいただいておりますが、結果としては2,290万円余りで除却をすることができました。面積にして約6万2,000平米でございます。なお、聖和幼稚園・保育園につきましては独自で除却したため、その補助をする予定になっており

ます。

以上でございます。

○副議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町民生活課長、円谷一雄君。

〔町民生活課長 円谷一雄君登壇〕

○町民生活課長（円谷一雄君） 3番、鈴木隆司議員のご質問にお答えいたします。

先ほど町長から答弁ありました放射線量低減クリーンアップ作戦の部分でございますが、これにつきましては、今回県のほうの線量低減化支援事業補助金を活用しまして、矢吹町として実施するものでございます。これは、今月の25日に行政区等のご協力を得ながら実施するわけですが、今回は、子供たちを放射線から守ろうということで、主に通学路等の除染作業を実施していただくということでございますが、今後、やはり個人の住宅等の除染の部分かなり住民のほうからも問い合わせがあるだろうというふうに、私どもとしても考えております。これらにつきましても、今後新たに県のほうの事業が出てくるというような見通しでございます。できれば、町としましてもこれらの事業を活用しながら、ただ、個人の住宅ということになると、なかなか行政区等で果たしてできるか、また新たに除染隊みたいな、そういう組織をつくって、そういった個人の住宅等を除染活動を実施するか、その具体的な内容につきましてはまだ町としても現在見きわめ中でございまして、今後、行政区等ともまた十分ご相談を申し上げながら、個人の住宅等の除染活動にも取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上で鈴木隆司議員への答弁といたします。

○副議長（栗崎千代松君） 再質問はございませんか。

3番。

○3番（鈴木隆司君） 1番目の放射能対策について、再質問をさせていただきます。

町内クリーンアップ作戦に関してでございますが、これは各地区の行政区に任せるということで、25日に行われるということで、これは大変意義深いものであると認識しております。ただ、私の提言ですが、本当に素人の方がやるものですから、特に今回道路の側溝の汚泥なんかやる予定になっていると思っておりますが、特に放射能の数値が高いのはこの道路の側溝であると言われております。あと個人宅の雨どいであるとかという話も出ております。特にこの道路の側溝をやる場合に、かなり、例えば泥しぶきが上がったり、水しぶきが上がったというところが予想されるものですから、私の提言ですが、特に素人がやるもので、マスクとかゴーグルとか手袋とか、安全対策のほうを指示徹底を町のほうでぜひお願ひしたいと思っておりますが、その辺いかがでしょうかということでもあります。

それから、2番、3番目については、大変前向きな答弁をいただきまして、ぜひ町長を中心に町一丸となって取り組んでいってほしいと思っております。

以上です。

○副議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 3番、鈴木隆司議員の再質問にお答えさせていただきます。

放射能の対策ということで、放射線低減クリーンアップ作戦がこの9月25日に実施されます。その際、側溝の汚泥の除却ということになれば、素人がその対応をとらなくてはならないということで、放射能の汚染、人体への影響、そうしたものを心配された内容での質問でございますが、町としましても十分にその辺は協議済みでございます。マスクを含めて、必要とあらば雨がっぱ含めて準備していただくような、そういうことも先日の行政区の臨時の総会でも話をさせていただきましたし、今回は職員がサポーターという形で、各行政区のほうに2人、3人というようなことで職員も配置するようにさせていただきました。行政区の中で十分にそうした除染の活動において十分な対策がとられるよう、行政区の中で職員を交えて協議を深めていただいて、今ご心配の件につきましても、ぜひ協議を深めていただくように、また私のほうからも担当課長を通じて各行政区のほうにお話をさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

なお、今回は、県のほうからこの活動支援事業で50万ということで、今現在放射線の事前の調査と、さらにはどういう資材が必要だとかというような、そういう前段の話し合いがされているところでございますので、そうしたことについては十分に私のほうからも指示をしながら対応に当たっていただくようにしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げて私からの答弁とさせていただきます。

以上です。

○副議長（栗崎千代松君） 再々質問はございませんか。

3番。

○3番（鈴木隆司君） もう1点だけお伺ひします。

そのクリーンアップ作戦で出た放射能を含んだごみや汚泥の運搬、それから置き場ですか、その辺のことについて説明をいただきまして、最後の質問とさせていただきます。

○副議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 3番、鈴木隆司議員の再々質問にお答えさせていただきます。

汚泥の処分についてどうするのかというようなおただしでございますが、先日の行政区の臨時総会の中でも、その話になりました。町としましては、各行政区の間でその問題については対処してほしい、つまり、行政区の中で仮置き場なるものを設定していただいて、その場に仮置きをしていただくと。その後の対応につきましては、国のほうの中間・最終処分も含めたそうした場所が指定され次第、そちらのほうに移動すると、そういうような考え方を説明申し上げましたので、鈴木議員にもそのような形でご理解いただければというふうに思ひます。

以上です。

○副議長（栗崎千代松君） 以上で、3番、鈴木隆司君の一般質問は打ち切ります。

◇ 棚 木 良 一 君

○副議長（栗崎千代松君） 続きまして、通告5番、6番、棚木良一君の一般質問を許します。

6番。

〔6番 棚木良一君登壇〕

○6番(棚木良一君) 通告順に従いまして、順次一般質問を行います。

5番目ということで、同僚議員と重複する点も多々あるかと思えますけれども、私なりに質問をいたしますので、明解な答弁をお願いいたします。

まず最初に、町長、副町長、教育長の退職金の見直しについてであります。

これまでこの件については再三質問をしてきたわけでありまして、6月の議会においても、町長からは、この件については過去4回において棚木議員に回答した内容と変わるものではありません、過去4回の繰り返しになります。町長と常勤特別職のみの退職手当を廃止することは考えておりませんが、ご理解とご協力をお願いいたしますということでもありますけれども、私はご理解もご協力もするつもりはありません。

ご承知のように、これまでも官僚の天下り、これが大きな社会問題になってきていることはご承知のとおりであります。なぜかといいますと、退職して退職金をもらって、この天下りをして腰かけ程度にいて、ちょっとした間にまた退職してまた退職金をもらおうと、こういうことが国民から批判されているわけでありまして。

町長も町三役も4年間で3人合わせますと約3,000万の退職金が出て行くわけですね、町から。そういう点で、町民の皆さんもこの件についてはやはり問題だという認識があるわけです。そういった点について、町長はどのような考えを持っているのかお聞かせいただきたいと思っております。

そこで、私は、今度は、退職金の廃止は町長はやらないということでもありますので、1つは見直しをしてはどうかということで提言をするものであります。特に町長は間もなく2期8年間で終了するわけでありまして、2回目の退職金をいただけるわけですね。そういう点で、私は、町長は任期満了が4年ですけれども、例えば2期8年以上やれば退職金をもらえると、そして教育長や副町長は選挙で選ばれるわけではありませぬので、そういった点では半分くらいに削減すると、そういった改善をしてはどうかと提言するものであります。そういった点について町長の考えをお聞かせください。

次に、健康センター、保健福祉センターの委託の見直しについてであります。

8月31日の全協の中で配付されました資料を見ますと、指定管理者の選定について、健康センターと保健福祉センターについて載っているわけでありまして。健康センターは指定管理者制度を初めて導入した施設であり、事業収支も高額で、かつ高度な専門性、社会性、経営能力をあわせ持つ業者が求められていることから、公募による選定としたいということなんですね。そもそも健康センターの建設については、町民の健康増進施設としてつくられたものであります。しかし、いわゆる小泉構造改革路線によって、すべての自治体に集中改革プランを策定させ、職員の削減、業務の民間委託と民営化など、福祉と暮らしのための施策の一斉切り捨てを推し進めようとして持ち出してきたのが指定管理者制度であります。官から民へのかけ声のもとに、株式会社の民間営利会社が参入できることをねらってつくられたものであります。

矢吹町でも、この財政難を乗り切るために民間の活力導入、こういうことで指定管理者制度を設けて、民間にこの健康センターを指定管理させたわけでありましてけれども、その後どうなったのかといいますと、ご承知のように、料金の値上げ、あるいは消費税がとられたりということで今まで来たわけでありまして。健康センターの当初の目的、健康増進施設ということからは、私は少し外れてきたのではないかなというふうに思います。

そして、特に温泉が老朽化してきているわけです、ますます。そして温泉水も下がってきている。そういうことから、維持管理には、私は、20万以上のいわゆる修繕といったものについては町が負担するんだということでもありますけれども、もうこの辺でやはり全部一切町が管理運営をするべきではないかというふうに思います。そういった点で、町長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、保健福祉センターの問題であります。

保健福祉センターは、健康づくりのための各種事業を実施し、保健福祉医療にかかわる拠点施設として、町と社会福祉協議会は保健福祉の増進のため連携して業務を遂行している。社会福祉協議会は、センター開設時より常駐し、施設に精通しており、過去3年間においても適切な指定管理を行っていることから、非公募による選定としたいということでもありますけれども、この福祉センターについても、町民の健康を守るとりでとして建設されたものであります。

これまでも私は言ってきたわけですが、1つは、福祉協議会は町長が会長であります。町長が会長のところにいわゆる非公募で選定をしたいということでもありますので、私は非常に問題ではないかなというふうに思います。そしてまた、いわゆるこの健康センターは、現在、デイサービスもやっているわけですね。委託されているわけです。特に、今、お年寄りの皆さん、特別養護老人ホームに入りたくても入れない、待機がたくさんいるわけですね。今後、デイサービスばかりでなく、ショートステイ、そして特別養護老人ホームの建設、そういったことを考えた場合、やはり私は保健福祉センターは福祉協議会に任せるのではなく、この町民の健康を守るとりでとして町が管理運営をする、そういったことが必要だというふうに思いますので、ぜひとも来年の任期には町が直接管理運営をやっていただきたいというふうに思いますが、そういった点について町長の考えをお聞かせください。

次に、損壊家屋解体・撤去事業の実施方針について、今回、町長から説明があったわけでもありますけれども、6月の議会で、これについて町長からは、旧円谷呉服店の早期の建物解体・撤去についてのおただしであります。先ほど鈴木隆司議員に答弁をしたとおりでございますが、早期解体・撤去に向け、所有者と権利者の調整に町も関与しながら、早期除却に向けあらゆる方策を検討し、対処してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたしますということで、今回、この損壊家屋解体・撤去事業を実施するということでもありますので、これらの全体で300棟を撤去・解体するということですので、これは町民の皆さんからも喜ばれるし、町長の人気も上がると思います。そういった点では、一日も早く実施していただきたいというふうに思います。

問題としては、先ほど同僚議員からも話がありましたように、鏡石町などがこの事業に取り組んでいることから全町的に取り組むものだと思いますと、鏡石町がやっていることは矢吹町もやらなければならないというふうになるのかなというふうにとれるし、また、西白河管内市町村で統一基準づくりの検討会設置が予定されておりますということで、我が町は独立しているんだと思うんですが、そういった点で、西白河管内で統一基準づくりということになりますと、当然白河が中心になっていわゆるごみや、あるいは消防、そういったものまでこれまでやってきたわけですが、そういった白河のいわゆる命令で矢吹町もそれに従うというふうなことになってしまうのではないかなという心配をするわけでもあります。そういった点で、ぜひとも矢吹町は矢吹町独自にやるんだということで頑張っていただきたいというふうに思いますが、そういった点についての町長

の考え。

またこの建物解体・撤去事業ですが、いわゆる個人住宅はもちろんですが、分譲マンション、賃貸マンション、そして中小企業並みの公益法人などを含むというふうになっていますが、そういった方が所有するものに限るといって、及び事業所などを対象とするということになっているわけでありましてけれども、個人のアパート、あるいは分譲マンション、賃貸マンション、そして事業所なども対象とするというふうに、このいわゆる環境省の要綱ではなっているわけですが、そういったものも該当するということで理解しているのかどうか。そして、先ほど年内ということですが、具体的にいつから実施するのか。これらについてもお答えいただきたいと思います。

そしてまた、これは平均にならして補助するのか、それとも1棟当たりかかった費用全額を持つのか。その点についてもお答えいただきたいと思います。

次に、一部損壊住宅にも助成することです。

これも、先ほど同僚議員からの質問にもあったわけでありまして。矢吹町は5万円以上10万円を限度として2,000件、2億円を予算化するということでありまして、そういった点では町民の皆さんからもこの件についても喜ばれると思います。後手後手という言葉が先ほど出てきましたけれども、そういった点では一日も早く実施していただきたいと。年内ということでありましてけれども、これについても具体的にいつから実施するのか、そして町民に趣旨の徹底ですね。広報やチラシなどで、やはりわからない人がいないということのないように、みんなわかるというようなことで徹底していただきたいと思います。

限度額が5万円から10万円ということですが、白河市は15万円なんですね、限度額が。そういった点で、やはりいわゆる一部損壊のうちも相当修繕するのにかかるわけですから、これらについても5万10万でなくて、矢吹町は後手後手に回っているとすれば、やはり補助を多くするといったことも必要ではないかというふうに思いますので、そういった点でぜひとも頑張ってくださいなというふうに思いますので、その点についてもお答えいただきたいと思います。

次に、乳幼児医療費の無料化対象年齢の引き上げの問題であります。

今回の議会の最初の同僚議員の質疑の中で、町長は、いわゆる子供の出産祝い金、これについて質問があって、よいと思ったのでやったんだというようなことであったわけでありましてけれども、そうしますと、子供の医療費の年齢の引き上げ、ご承知のように、この西白河管内では矢吹町だけが小学校6年で終わっていると。泉崎も白河も西郷もやっている、隣の鏡石、須賀川もやっているということでありまして、先ほどもしましたように、鏡石町がやっているから我が町もやるんだということであれば、この子供の医療費の年齢の引き上げ、これもぜひとも実施していただきたいと思います。

特に、この子供の医療費の年齢の引き上げについては、1,000名の方々の署名を集めて町長にお願いもしてきたという経過があります。町長は、2期目のお約束の中では、未来に持てる矢吹町へ道筋は見えてきたということで、こう言っております。そういう点では、人、産業、議会、行政一体となった協働のまちづくりという中でお約束をしているわけですから、まして、与党の議員がこういったことを取り上げて言っているわけですから、これは町民の皆さんからも実施すれば大変喜ばれますので、ぜひとも実施していただきたいと。いつから実施するのか、その点についてもお聞かせいただきたいと思います。

次に、放射能除染と食品体制の強化についてであります。

先ほども、同僚議員から放射能低減クリーンアップのことにしても質問があつて、町長から答弁されたわけですが、特にこれは8月24日、もたつく学校除染というようなことで、矢吹町の場合には学校除染は終わっておりますけれども、特に今度のこのクリーンアップ作戦でも、いわゆる除染した際に発生した側溝の汚泥などは最終的な処分方法が示されておらず、各自治体は一時保管の場所の確保に苦慮しているということが、この福島民報に載っています。

先ほど、町長は、各地域でやった場合に、その地域にいわゆる保管しておくんだということでありますけれども、保管場所が決まっていないわけですから、いわゆる通学路の近くに置いたり、あるいは民家の近くに置いたりすれば、当然そこを通る場合に放射線が蓄積されて放射線量は高くなりますので、そういった点では、町がやはり1カ所に保管するというにすべきではないかというふうに思いますので、そういった点で、町がやっぱり人里離れた山奥にいわゆる仮置きをすると、そういったことはやっぱり町がやるべきではないかというふうに思いますので、ひとつそういう点で頑張ってくださいたいと。

そして、食品の放射能測定についてであります。

町民の間に、食品や飲料水に関する放射能汚染に対する不安の声が高まっていることはご承知のとおりであります。これは、県による検査が品目ごとに国の暫定基準を下回っていても、全量を検査しているわけではなく、個別の農地や自家菜園で栽培された野菜などの放射性物質の含有量が発表される数値より低いという保証はないため、当然と言えることでもあります。

飲料水については、町水道からは放射性物質は検出されなくなっているが、井戸水については検査されていないため、自家の井戸水を飲むのに不安を感じているという声も聞きます。自家の野菜や水だけでなく、店で売っている食品についても、国の暫定基準以下の場合、一体何ベクレルなのかかわからない、暫定基準ぎりぎりなのか、ゼロに近いのかでは全く違うため、暫定基準ぎりぎりの値なのではと不安を感じ、九州産や北海道産の食品や、南半球産の魚や肉を選んで買っているという声も多く聞かれます。

これは町民に限ったことではなく、東京新聞のアンケートで、たとえ放射能がゼロでも福島県産の食べ物は買わないという回答が多かったことから明らかなように、首都圏でも同様であると言えます。これは一見風評被害と言えますが、はっきりした数値が示されていないことが原因であるため、やはり矢吹町の野菜や肉についてはきちんと数値を測定し、表示することで消費者の不安も払拭され、購買意欲の向上にもつながると考えます。

放射能がわずかに検出されたとしても、子供に食べさせるのには不安でも、大人なら大丈夫だから矢吹の食べ物を買いたいという人もたくさんいます。しかし、今のまま何もしなければ、町民の健康を守ることや町の基幹産業である農業や商店の営業も守れなくなるおそれがあるため、やはりまず町民がだれでも希望する食品や飲料水の放射能検査を強く求めるものであります。これを行うことにより自家でつくった食べ物や井戸水も安心して飲食でき、販売される食品にもきちんとベクレル表示を行うことで、生産者も販売者も売り上げが減少することを避けることができると考えます。

食品のガンマ核種を測定するためにはゲルマニウム半導体検出器か簡易スペクトルメーターを用いますが、民間の検査会社に依頼すると1検体当たり前者で1万5,000円から、後者で8,000円という費用がかかり、個人

で行うことは大変です。そのため町独自にこれらの装置を購入し、町民はだれでも無料で測定ができるようにすべきであると考えます。ゲルマニウム半導体検出器で1,500万から2,000万円、精度の低い簡易スペクトロメーターでも250万円程度がかかり、設備のランニングコストやメンテナンス費用もかかりますが、町民の安全と暮らしを守るためにも、ぜひ検討をお願いするものであります。

次に、福祉と防災に強いまちづくりについてであります。

死者、行方不明合わせて2万人以上、いまだに多くの避難者が避難所や仮設住宅に暮らしています。東日本大震災から、きのうで発生から半年を迎えたわけであります。県内の死者、行方不明者は2,000人余りを数えます。東京電力福島第一原発事故の収束は見通しが立っておりません。

こういった中、9月1日、ことしも防災の日を迎えたわけであります。1923年関東大震災にちなみ、地震や津波、台風や高波など、災害についての認識を深め、それへの対処を準備する日であります。特に我が福島県は、地震と津波被害、続く原発事故、風評被害、さらに7月末の会津地方の集中豪雨災害も加わり五重苦に見舞われました。戦後最大と言われる大災害の中で、これまで経験したことのない災害に対しても対策を考え、準備することが求められているわけであります。

町では今後、災害に強いまちづくり、震災前以上の復興を目指してまちづくりを推進しようと、一部にアンケートを実施していますが、基本は福祉に強いまちづくりを目指していただきたいと思っております。なぜかといいますと、今回、我が町の住宅被災状況を見ましても、全壊285、大規模半壊222、半壊1,180件、一部損壊1,633件、全壊から半壊までの1,687件は支援されますが、しかし、一部損壊の1,633件については、これまで矢吹町では何の支援もなかったわけであります。つまり、応急修理といっても1円も出ない。ところが住宅リフォーム助成事業があるところは、限度はありますが、一部損壊の1,633件の方々も対応できるわけです。ですから、福祉に強い町は災害にも強いということになってまいります。

今回そういった点で、町も一部損壊にも対応するというところで理解はするわけでありますが、いわゆる今後災害に強いまちづくりについては、やはり福祉に強いまちづくりを目指すこと。そして、必要な防災施設の整備と安全点検を徹底した防災まちづくりを進めること。室内防災無線、特にいわゆる受信機ですね。現在の防災無線では聞こえないところもある。そしてまた、最近の建築は二重サッシになっておりますので、なかなか聞きにくいと、こういったこともあります。また防火水槽の増設、そしてまた今度の放射能汚染によります観測体制の整備、こういったことを進め、消防や地域住民などを中心とした地域の防災力を強化すること。災害が発生した場合には、すべての被災者を対象とした再建自立に向けた支援を行うこと。これらを住民参加での実現を目指すこと。4番目に、防災体制の強化を重点課題として進めること。こういったことを提言するわけでありますが、町長の考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○副議長（栗崎千代松君）　ここで暫時休議をいたします。

（午後　2時15分）

○副議長（栗崎千代松君）　再開いたします。

（午後　2時28分）

○副議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、6番、棚木議員のご質問にお答えいたします。

初めに、町長、副町長、教育長の退職金の見直しについてのおたかしであります。おたかしの件については、前回の第362回定例会等、過去5回において、三役の退職金のあり方について廃止はできない旨の答弁をしておりますが、退職金の支給に当たっては、県内の市町村で組織する福島県市町村総合事務組合に加入しており、町長等特別職及び職員の退職手当は、総合事務組合の市町村職員の退職手当に関する条例に基づき、町長等常勤特別職及び職員がそれぞれに定められた利率により退職手当負担金を納入することとされており、この退職手当負担金は予算に基づき全額町より支出しております。

町長等常勤特別職に対する退職手当につきましては、再任された場合でも、市町村職員の退職手当に関する条例第6条第2項の規定により任期満了ごとに支払うこととされていることから、退任後、一括まとめて受給することはできませんし、改選後、町長のみ加入しないこともできない制度となっております。また、町に制度見直しの裁量権はありませんので、当町独自の支給制度とするには、当町が総合事務組合を脱退しない限りできないものであります。

以上の理由から、町長等常勤特別職のみの退職手当の見直しをすることはできないものでありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、健康センター、保健福祉センターの管理運営についてのおたかしであります。多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用し、住民サービスの向上と経費の削減などを図ることを目的とし、町では平成18年度から指定管理者制度を順次導入してきたところであります。健康センターは平成18年度から、保健福祉センターについては平成21年度より導入しております。

導入以来、あゆみ温泉では、休日営業、営業時間の延長、敬老の日の無料開放及び施設を活用したイベントを実施し、温水プールでも子供の日に合わせて無料開放するなどを実施し、ニーズに沿ったサービスの提供がなされ、利用者の利便性の向上が図られました。また、保健福祉センターでは、地域の子育ての総合的な拠点として子育て支援センターに「にこにこひろば」を開設するなど、指定管理者制度により、経費節減はもとよりサービスの向上についても大きな成果を上げております。

なお、施設の改修につきましては、利便性と安全性を高めるため、災害復旧工事も含め計画的に行っているところであります。あゆみ温泉の災害復旧工事は、11月中の営業再開を目指し鋭意施工中であります。また、温水プールは、10月より1カ月の休館をし、毎年6月に行っていた定期清掃と災害復旧工事をあわせて行う予定であります。このほか、今後想定される施設設備の改修等については、老朽化に対応するための維持管理が必要であり、町として計画的な補修、改修を行い、日常的維持管理における修繕等は指定管理者が対処することにより、効果的な施設の維持管理が見込めるものと考えております。

このようなことから、公の施設の管理運営につきましては、指定管理者制度を継続することにより、定期的な管理運営状況の検証を踏まえた改善を積み重ね、さらなる住民サービスの向上が図られることが十分期待されると認識しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、建物解体撤去事業についてのおただしであります。先ほど諸根議員に答弁したとおり、今後これら事業実施に向けては、西白河郡管内の市町村が統一基準を設け、足並みをそろえながら実施していきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、おただしの適用の家屋の範囲、詳細な補助内容等については、町民生活課長より答弁をさせます。

次に、東日本大震災により被災した一部損壊住宅への助成についてのおただしであります。先ほど諸根議員、藤井議員に答弁したとおり、国・県の補助制度の動向、さらには近隣市町村の状況、町の財政状況等を考慮しながら、一部損壊住宅に対する支援制度を年内のできるだけ早い時期に実施できるよう努力してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、子供の医療費、中学卒業までの無料化についてのおただしであります。第359回議会においての一般質問でも答弁いたしました。昨年4月に小学6年生まで無料化対象年齢を引き上げました。ご質問のように、県内市町村の子供の医療費無料化の年齢引き上げの動きは、急速な拡大傾向にあります。しかし、医療費の助成以外にも当町では、幼児や小学校児童を持つ家庭でのアンケート調査を実施し、子育て中の皆さんのニーズを反映させた次世代育成支援行動後期計画を平成22年3月に策定し、子育て支援策として、子育て支援センターやファミリーサポートセンター等の事業を実施しております。

今後、子ども手当等も含め国の動向も見きわめた上で、地方自治体がどのように環境整備を行うべきかを検討し、議員の皆様や子育てを行っている保護者の方々と協議を深め、子育て支援施策を展開してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、放射能除染についてのおただしであります。このほど県の補助事業である線量低減化活動支援事業を活用し、放射線低減クリーンアップ作戦として町全体で放射能除染に取り組むことといたしました。この事業は、将来を担う子供たちを放射線から守るため、通学路や余暇時間を過ごす公園等における放射線量の低減を目的として実施するものであります。

実施に当たっては、各行政区の皆様、学校関係者の皆様、その他各種団体のご協力のもと、町内一斉に9月25日の日曜日に実施いたします。作業の内容としては、事前に放射線量を計測し、線量が比較的高い場所から優先的に、草刈り作業、路面や側溝等の土砂撤去作業、ごみ拾い作業等を行うこととしております。撤去した土砂については、教育施設の表土除去の際に実施した手法と同様に、各行政区等で指定した場所に、国から示された処分方法により仮置きすることとしております。

また、本事業では、実施主体となる行政区等に50万円を上限とした補助金が交付されますので、今後も継続した取り組みとし、放射線量の低減に努めてまいりたいと考えております。

また、幼稚園、保育園の園庭及び小中学校の校庭の表土除却を6月下旬から8月中旬までにすべて完了いたしました。その結果については、町ホームページでも公表しておりますが、工事前と比べますと放射線量を約3分の1程度まで低減することができました。

文部科学省は8月26日付の通知で、夏季休業終了後、学校において児童生徒等が受ける線量については原則年間1ミリシーベルト以下とし、毎時1マイクロシーベルト未満を目安とするとしておりますが、矢吹町の各学校等では平均で毎時0.1マイクロシーベルト前後であり、児童生徒等が受ける年間の放射線量は0.1ミリシーベルト程度と、国の基準の10分の1以下と大幅に下回っておりますので、安全に学校生活を送れるものと考えております。

さらに、各学校や園においては、校舎や側溝等の除染をPTA等による奉仕作業や消防団等の協力をいただきながら実施しているところであり、今後も継続的に放射線量の測定を行いながら、新たに高濃度の箇所等があれば、地域や関係者の皆様とともに除染を実施してまいりたいと考えております。

次に、農地等につきましては、6月議会でも答弁いたしておりますが、農林水産省から示されている、米が作付できる土壌の放射性セシウムの暫定許容値が、土壌1キログラム当たり5,000ベクレルであります。3月31日に採取した土壌から検出された放射性セシウムは、東郷地内の水田で420.6ベクレル、一本木地内の水田では544.5ベクレル、4月15日に採取した寺内地内の畑では92ベクレルと、いずれも暫定許容値を大きく下回る値でありました。

町としては、今後も農家の皆さんが安心して継続的に農産物を作付できるよう、土壌等を測定できる放射能測定機器1台を今議会において予算化し購入することとしております。また、各JAでは、測定機器を購入し独自に検査をしております。福島県においても、福島県農業総合センターが中心となり、放射性物質の除去、軽減対策技術の開発を進めているところであり、それらの結果も踏まえて対応していきたいと考えております。

次に、食品の検査体制であります。現在、福島県が緊急時モニタリング検査によって実施しております。厚生労働省からは、放射性物質で汚染された食品が出回らないように販売を規制するため、食品衛生法により設けた暫定規制値が示され、県において緊急時モニタリング検査を行い、検査した数値が暫定規制値を超えた場合、原子力災害対策本部長である内閣総理大臣が、福島県知事あてに、原子力災害対策特別措置法に基づき摂取及び出荷制限の措置を講ずることになっておりますので、町としましては、正式な検査体制ははいておりませんでした。しかし、放射性物質が食品等を通じて住民に健康被害を及ぼすことを防止する観点から、測定機器を購入し、農産物の検査を実施したいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、福祉と防災に強いまちづくりについてのおたただしであります。初めに、防災無線の屋内受信機の設置につきましては、近年、住宅等の機密性が高まり、屋内では防災無線による放送が聞き取りにくい状況であり、このたびの震災においてもこのような苦情が寄せられております。こうした状況を解消するためには屋内戸別受信機の設置がより有効となりますが、整備費用が高額となるため見送らざるを得ない状況でありました。

今後は、防災無線のデジタル化に伴い、無線操作卓、テーブル等の更新整備が必要となります。これらの整備を含め、できる限り負担の少ない国・県の補助事業の活用を模索していきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

次に、防火水槽の増設につきましては、このたびの震災で経験したとおり、町内全域において断水となりました。断水となると消火栓の機能が失われ、火災等が発生した場合には消火活動が非常に困難となります。議員ご指摘のとおり、防火水槽については、このような場合にも対応できる有効な水利となりますが、最大の欠点は敷地の確保が難しいことでもあります。現在は、消防法の基準に沿った40トンの耐震型防火水槽や、有事の際に有効な飲料水貯水型防火水槽が多く普及しており、敷地の確保等の問題はありますが、計画的な整備が必要であると考えております。

次に、放射能など観測体制の整備につきましては、現在、町においては、役場前において毎日午前、午後の2回、空間線量を県において測定しており、その結果を防災無線によりお知らせしております。また、各集会所においては毎週水曜日に測定し、集会所玄関に放射線量を掲示してお知らせしております。今後、県では、

町内22カ所にモニタリングポストを設け、常時観測できるシステムの構築を進めておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で6番、棚木議員への答弁とさせていただきます。

○副議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町民生活課長、円谷一雄君。

〔町民生活課長 円谷一雄君登壇〕

○町民生活課長（円谷一雄君） 6番、棚木議員のご質問にお答えいたします。

先ほど損壊家屋等の撤去等に関する事業における対象の建物ということでございますが、住居、それから事務所、店舗、倉庫、それからアパート等について、ほとんどすべての建物ということになります。この事業は、あくまでも環境の保全上の問題、あるいは危険性があるということで町が判断した場合ということになっておりますので、それらに該当する場合については、これらの建物すべてが該当するということになると思います。

以上で質問の回答にさせていただきます。

〔「1棟当たりの補助は。県側が補助するのが1棟当たり幾らというのを聞いている」と呼ぶ者あり〕

○町民生活課長（円谷一雄君） まだ正式な基準額というものは定めておりませんが、これでもできれば西白河郡管内の基準の中にそういった部分も含めたいと思っておるわけですが、現在考えておりますのは、大体坪2万程度の金額になるのではないかと考えております。

以上でございます。

○副議長（栗崎千代松君） 再質問はございませんか。

6番。

残り時間4分になります。

○6番（棚木良一君） 時間が余りありませんので、3点について質問します。

一つは、町長の退職金の見直しについては今回時間がありませんのでやめて、乳幼児医療費無料化対象の年齢引き上げについて、先ほど町長から、我が町においては子育て支援策としていろいろやっているということでもありますけれども、子供の医療費の無料化こそがやはり一番、県内ではほとんどの市町村でやっているんです。矢吹町もやっていないわけではないです。小学校卒業するまで去年実施したわけですから。そういう点では、やはり管内、野崎町長就任前は、矢吹町は県内で2番目に進んでいたんです。大玉村の次が矢吹町だったんです。今その大玉村はどうかといいますと、高校を卒業するまで無料なんです。

やはり子育てしていく上で、子供が病気になったときに、前にも言いましたように、お金がなくてお医者さんにかからせられない。親にとってはこれほどつらい思いはないと思うんです。そういった点で、子供の命、これをやはり一番大事にして、そういったところを支援するというのが私は大切ではないかと思うんです。子育て、出生祝い金もいいですけども、やはり子供の医療費の無料化の年齢を高校卒業まで、この際、おくられているわけですから一挙に挽回して、福島県で2番目に実施していただきたいというふうに思いますので、そういった点について再度お答えいただきたいと思います。

あと、いわゆるクリーンアップ作戦ですね、放射能低減の。これについては、行政区にいわゆる任せるんだ

というようなことでありますけれども、いわゆる地域で側溝を掃除して、上げたものを、泥を袋に入れて地域に置くと。何カ所にも置くよりは、町が指定して1カ所、やっぱりつくってやるべきだと思うんです。余にも私は無責任ではないかと思うし、放射能に対する認識、そういった認識が薄いのではないかというふうに思います。

それと、福祉と防災に強いまちづくりについては、先ほどもお話にあったように、防災の基本は、やっぱり災害は忘れたころにやってくるという言葉には重いものがあると思うんです。災害を完全に予知することはできなくとも、対策を講じ被害を減らすことはできるわけでありますので、災害に強いまちづくりを進めて、日ごろの訓練を怠らない、そういったことが必要であると思います。

特に、先ほど防災無線の答弁があったわけですが、大変お金がかかるということなんですが、伊豆の熱海市で、いわゆるデジタル化した防災無線にFM放送のラジオ、700円、1台。500円を市が補助して本人負担は200円というようなことで、いわゆる聞くだけ、防災無線の放送を聞くだけなんです。そういったものを行っている自治体がありますので、そういったことも検討して、ぜひとも一日も早く、いわゆる防災受信機をつけて、町民の安全・安心に頑張ってくださいたいというふうに、最後をお願いを申し上げまして私の質問を終わります。

○副議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 6番、棚木議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の子育て支援策において子供の無料化、中学生までの引き上げ、さらにそれ以上の引き上げをというようなおただしでございますが、これについては、先ほども答弁させていただきましたように、矢吹町にとって子供の支援策、何がより効果的なのかということも含めて、さらに協議を深めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

さらに、2点目の今回の放射線低減クリーンアップ作戦で汚泥の処理について、各行政区に仮置きするのではなく、町が1カ所、仮置き場を指定しながら、そちらのほうに汚泥を搬入すべきだということにつきましては、これらについてはどの程度の汚泥が集まるのかということも見きわめなくてはならない問題だろうというふうに思っております。入るようになった場合に、果たして行政区が指定する仮置き場に置き切れるものなのかどうか、さらには町のほうで人がいない場所に1カ所に集中して仮置き場を設定できるのか、そうしたことも十分にこの後協議を深めながらやっていきたいと思いますが、とりあえずは、先日の行政区の臨時の総会で話をさせていただいたように、各行政区間の中でそういった問題を解決していただくように説明をし、一定の理解を得ておりますので、そうしたことで取り計らいたい、そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

防災の基本、災害に強いまちづくり、おっしゃるとおりだというふうに私も理解し、賛同するものでございます。今後はハード、ソフトということで、ハードにつきましては、先ほどもお話ししたとおり、戸別受信機の設置、さらには防火水槽等を含め、整備がどのようにできるかということについて考えていきたいと思いますし、ソフト面においては、今はちょっと忘れがちになっているんですが、この後におきましても避難訓練の

実施と、さらには町自体の防災訓練というものをさらに徹底していかなければならない問題だろうというふう
に思っております。

特に、今おただしの防災無線については、町のほうでもデジタル無線化に伴いまして、先ほど話があった防
災ラジオの導入についても現在協議を深めている最中でございます。こういった形での戸別受信機が矢吹町に
とって、費用対効果を考えた上で適当なのかということについては、十分今後見きわめていきたいというふう
に考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上で再質問の答弁とさせていただきます。

○副議長（栗崎千代松君） 以上で6番、棚木良一君の一般質問は打ち切ります。

◇ 青 山 英 樹 君

○副議長（栗崎千代松君） 続きまして、通告6番、1番、青山英樹君の質問を許します。

1番。

〔1番 青山英樹君登壇〕

○1番（青山英樹君） 議場の皆さん、こんにちは。

通告に従いまして早速質問を始めさせていただきます。

被災者の復興に向けて早期の支援が急務である中、町が損壊家屋等の解体を行い、費用も負担する方針が示
されました。被災者にとっては、まさにうれしい朗報となりますが、残念ながら第三者に対して人的、物的な
被害を防止するためという縛り、条件がついておりまして、被災者が願う実情に合わないのではないかという
指摘もございます。また、阪神・淡路大震災のときにも物議を醸しましたけれども、被害認定結果に不満を持
つ被災者は少なくないと言われ、当町における指針等をお示しいただきたく存じます。

なお、家屋の損壊程度よりも生活の壊れぐあい、例えば、失職されたり、あるいは生業を廃止せざるを得な
いことになった等に着目して支援することも実情に合っているとの意見がございます。当町での概況と被災者
支援に関する政策課題及びその対象についてお答えいただきたく存じます。

次に、財政について質問いたします。

経年的に財政の推移を見ていきますと、標準財政規模が平成12年度をピークに平成16年度まで減少し、以後、
前年度5億円ほど増加しております。また、経常収支比率は平成22年度78.7%と近年になく低位を示し、数値
的にはゆとりが見られるわけであります。理由はおおむねわかっているところだと思いますが、臨時財政対策
債を除いた場合、この経常収支比率はどうなるのでしょうか。

また、震災前において今年度計画されていたインフラ事業等の投資的経費にかかわる事業で、次年度以降へ
先送りされた事業をお示しいただけば幸いです。

3番目に、放射能による健康被害を防ぐべくどのような認識をもとにどう対応されるのかお尋ねいたします。

新聞等を見ましても、先月末ではありますが、土壌汚染34地点がチェルノブイリの移住基準を超えていると
か、あるいは福島第一原発周辺放射能分析値のミスが94件あったとか、あるいはセシウムが広島原爆の168個
分であるとか、そのようなものが報道されております。ヨウ素が13%、セシウムが22%広範囲に降下している
などが報道されておりまして、どうも後出しされている情報の中で、その信憑性の疑問や対応が注目されてい

るところであります。健康被害等は町でも講習会等を開いて対応しておりますが、この対応への施策があれば具体的にお伺いしたいと思っております。

最後に、矢吹中学校の生徒の生活様態等に関しまして、さまざまな意見が言われております。特に、最近聞かれますのは、男子のみの部活動をなさっている生徒たちで、まゆをいじっている生徒がおられるというような話も聞かれておまして、生徒たちの行動、生活様態において何か変化があるのかどうか。教育委員会のほうで把握しておられるのであれば、その状況及び対応等についてお知らせいただければ幸いです。

〔「青山君、申しわけないけど、何をいじっているって、その後が」と呼ぶ者あり〕

○1番（青山英樹君） まゆをいじっているということです。男子、女子ともにいじっている生徒があると。そのような状況の中、一般生徒の方々は、特に3年生の生徒は、進学におきまして、そういうことが実際に我が身に降りかかってマイナスのイメージとならないか等といった思いをしておまして、ひいては保護者の方々も同様の認識のもとに、町の中で話されていることが見られるということを知っております。

どうしてもそういったことは払拭していただきたく、教育委員会のほうからぜひとも、まじめに一生懸命頑張る生徒のためにも払拭できるようなメッセージを発していただければ幸いです。そのような方策等があればお聞かせ願いたいと考えております。

特に、時代も変わってきておまして、昔は男子生徒は丸坊主でございましたが、今はある程度の長髪、昔から比べれば長髪も許される時代になってまいりました。そういう中であっては、生徒と家庭、あるいは学校と生徒、学校と親というトライアングルの関係での新しいルールづくりとか、そういったものが提言されることが必要なかといったそういうことも踏まえまして、ご意見をちょうだいしたいと思います。

以上、4点ほど質問いたします。よろしく願いいたします。

○副議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 1番、青山議員のご質問にお答えいたします。

損壊家屋解体撤去事業についてのおただしであります。11番、諸根議員、6番、棚木議員への答弁と一部重複しておりますので、事業の趣旨、概要等については割愛させていただきますので、ご了承ください。

初めに、本制度が被災者が願う実情に沿わないのご指摘ですが、今後これら事業実施に向けては、議員おただしのよう、あらゆる方策を含めて使い心地のいい、そうした内容に向けて、西白河郡管内市町村で統一した基準をつくり、被災された皆様の救済に向け事業を展開してまいります。

また、被害認定結果に不満を持つ人も多いとのご指摘ですが、震災により被災した住宅については、内閣府防災担当からの災害の被害認定基準及びその運用指針に基づき市町村が被害程度を認定し、罹災証明書を発行することとなっております。これを受けて、町では住居等に被害を受けた方がすぐに各種支援制度を利用できるよう、近隣自治体に先駆け4月1日より罹災申請受け付けを開始し、迅速な証明書発行に努めてまいりました。当町の被害は近隣市町村と比較し甚大であったため、他県及び東白川郡内の自治体職員の派遣協力を受け、4,100棟に上る調査を実施してきたところであります。

しかしながら、その後のたび重なる余震による被害の拡大もあり、また、一部損壊の判定であっても、修理

費の負担が多額となることから、判定に異論を持つ方もいらっしゃいました。このため、要望があった場合には十分に再調査を行うよう担当課に指示したところであり、判定基準の説明を詳細に行い、被災者の方々が納得していただけるよう努めており、多くの方々のご理解を得ております。

また、家屋の損壊程度により、失業、生業の廃止、負傷などに着目した支援についてであります。被災された皆様の個々の状況に応じ、国・県・町での各種支援制度のご案内をするとともに、町として、できる限りの支援に全力で取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、財政状況は今後どのような推移を見せるのかのおたかしであります。当町の標準財政規模につきましては、平成15年度において40億9,727万2,000円、平成22年度につきましては45億8,658万6,000円と4億8,931万4,000円増加しており、主な要因としましては、平成13年度より制度化された臨時財政対策債が平成16年度より標準財政規模に算入されることとなったためであります。

経常収支比率は、人件費、扶助費、公債費等の経常経費に、地方税、普通交付税の経常的一般財源がどのくらい充当されているかをあらわす比率であり、比率が低いほど弾力性が大きいことを示し、望ましいこととされております。

また、当町の経常収支比率の直近の動向を見てみると、平成19年度が89.6%と最も高く、平成22年度は78.7%と低い指数を示しました。低い指数を示した主な要因といたしましては、財政再健3カ年計画の取り組みなどにより、職員の退職不補充等により人件費が大幅に減少したことや、公債費の補償金免除による繰上償還などにより定時償還額が減少しているためであります。

今後の経常収支比率の推移につきましては、現時点では予測し算出することが困難であります。確実に見込めるものとしては、人件費については、定員適正化計画に基づく職員数の管理等により減額するものと予測しております。扶助費につきましては、老人福祉法、児童福祉法、障害者自立支援法などに基き町の義務的に支出する給付費等や町が独自に行う高齢者施策、児童福祉施策などのサービス給付に要する費目であり、一般財源が増加傾向で推移し、また少子高齢化の進展等により大きく一般財源が左右される項目であります。公債費については、大規模事業の償還が終了することにより年々償還額が減少することや財政健全化計画による繰上償還の実施等により、新規の借入れを実施しても減少すると見込んでおりましたが、東日本大震災の影響等による災害復旧費による起債の償還額が生じることから、経常収支比率にも影響するものと見込んでいます。

また、歳入である地方税については、東日本大震災の影響や現下の景気経済情勢の影響から企業収益の減少や個人所得の減少が懸念されることや、来年度以降普通交付税の基準財政需要額の算定基礎となる個別算定経費等についても変更が予測されることにより、経常収支比率が今後一時的に高くなるものと予想しておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

また、今回の補正予算により災害復旧費の明確な事業費と財源内訳が明らかになることを受け、改めて財政シミュレーションを行い、復興計画とまちづくり総合計画後期基本計画と連携した中長期財政計画を策定してまいります。

また、今年度当初予算において実施予定していたインフラ事業において先送りを行った事業は、田園のまちサイクリングロード整備事業、八幡町善郷内線（羽鳥幹線水路）道路整備事業、新町・弥栄線道路整備事業、

神田西線道路整備事業、道路交付金路線調査事業、建築基準法みなし道路用地買収事業、公園管理事業、公共下水道整備事業（大久保地区）であります。なお、これら見直しをする事業費は2億1,327万6,000円であります。

今後、財政的には多額な一般財源の確保が必要となりますが、町民の皆さんの安全で安心な生活を確保し復興の道を進むため、計画的な財政運営を継続するよう努めてまいります。

なお、おただしの臨時財政対策債を除いた経常収支比率の値についてのおただしについては、企画経営課長より説明をさせますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、放射能による健康被害を防ぐべく、どのような認識をもとに対応されるかとおただしではありますが、国際放射線防護委員会では、今回のような緊急事態では年間20から100ミリシーベルトの間に適切な基準を設定して防護対策を講ずるよう勧告しております。これを受け、政府は最も低い年間20ミリシーベルトを暫定基準として設定いたしました。現在の状況からいたしますと、事故収束後の復旧期基準20ミリシーベルト以下ではなく、町としては1ミリシーベルトを目指す時期ではないかと考えております。

しかし、町民がこの矢吹町で暮らしていくためには、人為的放射線は限りなく少なくする必要があるため、校庭、園庭の表土はぎや放射線低減クリーンアップ作戦など、あらゆる対策に取り組む決意であります。

また、個人の外部被曝調査を高校生まで考えないのかとのことですが、放射線の影響は、細胞分裂の盛んな子供が特に影響を受けやすいため、県では各市町村で実施する15歳未満及び妊婦に対する線量計配布に対し補助することとしております。町ではこの制度を活用して、住民不安解消のため15歳未満及び妊婦に少しでも早く配布できるよう現在準備を進めているところです。高校生については、今後県の動向を見きわめながら実施を検討してまいりたいと思っております。

次に、町民にホールボディカウンターによる検査を実施してはとのことですが、県では、放射線量の高い地域から順次に内部被曝を調べるホールボディカウンターによる検査を実施していますが、ホールボディカウンターの数が限られているため、優先度の高い方から検査を実施しているのが現状です。町民の皆様の不安解消と病気の早期発見のため、早期に内部被曝の検査ができるよう県に要望してまいりたいと思っておりますので、議員の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

以上で1番、青山議員への答弁とさせていただきます。

○副議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 1番、青山議員の質問にお答えいたします。

町民の方々より中学校に関して一部懸念の声が聞かれる。所感を問うとおただしではありますが、矢吹中学校については、議会の皆様を初め、多くの町民の皆様のご理解のもと、校舎改築事業等、施設設備の整備、完成に向け順調に進捗しているところであります。今後は、工事中の事故防止に万全を期すとともに学力向上、スポーツ・文化活動の充実等が必要になってくるものと考えます。

現在、中学校においては、教職員及びPTA、生徒が一丸となり新生矢吹中学校をつくろうと頑張っております。生徒会では、今年度の活動テーマを「新風」とし、新しい校舎とともに新たな気持ちで活動しております。

す。また、今年度は部活動においても、陸上競技における東北大会出場や水泳競技での県南大会総合優勝、先日行われた県南地方駅伝大会で男子優勝、女子準優勝等の活躍を初め、文化部関係でも、先日行われた音楽コンクールにおいて管楽合奏の部で優秀賞を受賞し東北大会に出場する等、輝かしい活動実績をおさめており、生徒達の頑張りに大変誇らしい気持ちを持っているところであります。

議員ご指摘のまゆ毛をいじっているということについてでございますが、中学校に問い合わせたところ、目立ってそういうことはないと認識しているということであります。中学3年生は、修学旅行に9月7日、8日、9日と、先週末行ってきたわけでございますが、その中学生の修学旅行については、まゆ毛いじりなども含めた問題があれば修学旅行からは排除するという予告をしていたようでございますが、該当生徒は特になかったということでございます。

この修学旅行中の中学3年生の態度は、中学校長の報告によりますと、これまでの他市町村における修学旅行、そして、今の校長が昨年、一昨年と矢吹中学校の修学旅行における3年生の態度は、これまでのどの学校にもないような立派な態度で何ら問題なく、そのことについては校長としても大変うれしいことでしたという報告を得ております。

しかしながら、夏休みも終わりました2学期が始まったわけでございますが、少数とはいえ生活態度や服装の乱れ等が全くないというわけではありませんので、今後、さらに学校、保護者が連携を密にするとともに、生徒の意見等も聞き入れながら、より一層の学校教育の充実を図るよう指導してまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

○副議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

企画経営課長、圓谷誠君。

〔企画経営課長 圓谷 誠君登壇〕

○企画経営課長（圓谷 誠君） 1番、青山議員のご質問にお答えいたします。

臨時財政対策債を除いた場合の町の経常収支比率についてのおたただしでございますが、平成22年度87.0%であります。

以上でございます。

○副議長（栗崎千代松君） 再質問はございませんか。

1番。

○1番（青山英樹君） ただいまの答弁の中で、まず、解体に関しましてはすけれども、同僚議員からも同様の質問があり、答弁をいただいた中で、確認になりますが、どうも西白河郡の歩調を合わせてということで前向きに検討するというような話だったと思いますが、結果としましては、第三者に対して人的、物的な被害を防止するため等の縛りがあることというこれを削除するということでしょうか。ちなみに、鏡石におきましても他の家屋等に物的被害を生じさせているものという限定があります。また、家屋等の倒壊による人的、物的被害を防止する必要があるものという、やはり縛りの要素がついておるんですけれども、こういったものを削除するということによろしいのかどうかの確認をしたいと思います。

それと、次に、財政につきましては、今後、一時的に経常収支比率は高くなるという答弁を賜りましたが、経年的にこの財政状況を見ていきますと、自主財源で主要な町税に関しましては、平成19年の21億3,000万を

ピークに、この3年間で1億3,000万ほど減少傾向になっているということがまず一つ取り上げられます。それから、あと目的別歳出のこの民生費に関してであります。平成18年10億8,000万、19年度11億3,000万、5,000ほど上がりまして、20年度11億9,000万、また6,000万ほど上がって、21年度13億2,000万、前年度14億というふうに、18年度から4年ほどで4億1,000万ほど伸びているという、こういう傾向があるんです。

そうしますと、こういうような経過がある中で、今後、今申し上げたこと等を踏まえた上で、経常収支比率は一時的に高くなるというふうにおっしゃっているのか。あるいは、こういう動向を押さえずに、計画だけを見て判断されているのか。震災もありまして、今後の動向もいろいろ必然的に変わるものがあるわけですから、その辺をどういうふうに判断されているのかお聞きしたいと思います。

また、この交付税に関しましても、地方交付税算定台帳を10年間ほど見ていきますと、基準財政需要額の算定で、平成19年に投資的経費の算定を廃止したわけですね。投資的経費というのは、これかなりの金額が大きいわけでありまして、そのかわりに新型交付税と言われて包括算定経費、人口、面積での割合を入れたわけなんです。これを見比べると、当然新しい包括算定経費のほうは額少ないんですよ。そうしますと、結果的には基準財政需要額はやっぱり減っていく傾向にあると。いわゆる交付税を下げっていくというこの国策が見えるわけなんです。それらをも踏まえながら今後の状況というものがかみされているのどうかも確認していきたいと思えます。

次に、放射問題に関しましては、大きな課題は、とにかく除染、この一言にあるような気がします。ベクレルという単位にあっても、要するに500が基準といいますが、490はよくて510はだめなのかというような問題にもなってきますし、これは1ベクレルであっても1秒間に1個の核が崩壊しているわけですから、それを考えていきますと決して、また後々放射能に関してはどうしても後出しが多いものですから、後で大騒ぎにならないようなことも考えていくのであれば、やはり慎重に対応したほうがよろしいと。放射能自体がはっきり言って我々も未知との遭遇なわけですね。そういう意味においては、今またこれから出てくるであろうと言われるのは、低線量被曝というものです。直ちにその被害はあらわれるものではないでしょうけれども、その将来にわたって2世代、3世代という中であって、これは放射能の仕組みから行けばDNA等が傷つけられるわけですから、そういう中であっては、妊娠性貧血とか、あるいは虚弱体質とか、あるいは色盲・色弱とか、そういう部分でのものが予想されているわけです。

よって、まず大きな目標として考えていただきたいのは、まず除染をどのように進めるかということ、ほかの市町村よりも早目に取り組んでいただければありがたいというふうに思っているわけでありまして。

最後に、中学校の問題に関しましては、本当に比較的最近の状況を聞きますと、全く私が問題視したようなことはないというような回答をいただきまして、安心した次第でございます。今後とも、そういうところを見ていただき、今後ともよりよい矢中の環境がつけられるよう期待していきたいと思っております。

以上、再質問を終了します。

○副議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 1番、青山議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず初めに、3階以上の解体する家屋の撤去取り壊し費用等について西白河郡と歩調を合わせてと言っているけれども、これは西白河郡内すべてが国の基準である、そうしたルール、縛りを削除するののかというようなことですが、これはあくまでも基準は基準として国の基準がありますので、削除をするものではありません。

ただし、そうはいつでも、国のルールに、縛りということに大きな着目を置いて補助するということになると、補助していただける家屋とそうでない家屋というものの格差が出てまいると。そうした意味合いにおいては、できるだけ国の基準というものに合致できるような、そうした考え方をもとに、そういった格差をできるだけ解消していった上で、補助というものをしていきたいというふうに考える、そうした考え方でありますので、ご理解いただきたいと思えます。あくまでも国の基準は遵守していくということでございます。

それから、経常収支比率の問題で、矢吹町の町税の収入の状況、細かく説明がございましたし、また各費目、特に民生費の支出の費用が年々伸びている、そうしたことにおいて、経常収支比率というものについてどういうふうに関心を持っていくんだというようなおたがいでございますが、そうした自主財源、地方税の収入も含め、さらに各費用の算出の方向も見きわめて、今までも財政シミュレーションというものを策定しながら議員の皆様にもお示ししてまいりました。この後については、今回の災害の復旧、さらには24年度以降の復興計画、そうしたものも収入と支出のバランスというものは非常に重要視しなくてはならないだろうと。とりわけ、復旧、復興については最優先課題というような位置づけでございますので、収入が低くなれば収入に見合った中で各費用というものについては抑えていかなくてはならないだろうというふうに思っていますが、災害時復旧、さらには復興経費については、そうした中においてもウエートを高めていかなくてはならない。重きを置いて、そうしたシミュレーションをつくらなくてはならないというふうに考えております。

また、その中で交付税の問題で、算定台帳の中で基準財政需要額が今までの算定の内容から変更になったということについては、私どもも十分理解しております。こうした内容等について十分に見きわめをしながら、しかしながら、結果として、国の政策として国の財政的な問題も含めて締めつけが厳しくなれば厳しくなった額に応じて、財政というものはきちっと立てなければいけない。減れば減ったなりの対応をしていかなくてはならない。しかし、これは福島県も含めてすべての全国の市町村が要望していることでありまして、交付税については毎年度ふやしていただけるような、そうした強烈的な運動も展開しておりますので、減らされることのないように今後もこうした対応もとっていかなくてはならないだろうと思っております。

いずれにしても、入りをはかりて出ざるを制すという言葉があるとおあり、収入と支出のバランスを見きわめながら、今後も財政の状況を見守っていき、健全財政に向けて努力を払っていきたいというふうに思っております。

次に、放射能の除染については慎重に対応したほうがよいというのは、これはもっともなことでございます。青山議員のおっしゃるとおりでございますので、町としましても将来を見据えた、特に小さな子供たちの安全、健康、そして命を守るべく早目早目の対応、できる限りの対応、そうしたものに重点を置きながら今後努力をしてまいりますので、議員の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げまして、再質問に対する答弁とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○副議長（栗崎千代松君） 再々質問はございませんか。

1番。

○1番(青山英樹君) 最後の発言の機会となりますので、まず初めに、被災者に対しまして町の職員さん並びに当局者、または県外から支援に来られている方々に対しましては、本当にご尽力とそこそご苦労に対しまして感謝の念並びに改めて敬意を表したいというふうに思っております。本当にありがとうございます。

また同様に、被災認定に関しましては、全国の知事会等でも国立図書館に資料が実はありまして、調査と情報というものがありまして、その中でも小規模災害への対応が不備であるというような知事会の意見等がございます。それに関しては、半壊世帯へ適用するべきというような意見も出ておりまして、やはりこの被災に関しては自治体の方々並びに市長の方々もかなり苦労されて神経を注いでおられるというふうに認識しております。

また、この近隣市町村でも、鏡石ですと全壊が210、半壊は大規模、それから普通の半壊含めて633という形で出ておりまして、泉崎が全壊55、大規模55、半壊250ぐらい。矢吹の場合が全壊が285、大規模半壊222、半壊1,180というふうに矢吹は半壊以上の評価は結構あったのかなと思いますと、これは被災者としては大変な時期においてある程度の、緩いといいますか、優しい判定をいただいたということでは喜んでおられる方も多いんじゃないかというふうに考えております。ただ、矢吹の場合は点数制だったものですから、1点、2点というところでのものが結構トラブルの要因になったかと思うんです。

これは知事会でもありましたが、小規模災害等の対応に関しましては、半壊世帯等への適用をすべきというような意見も出ておりまして、私もできればそのような判断のもとにお願いできるものがありましたら、ぜひそういう措置をとっていただきたいと。なるべく緩やかな判定のほうを基準にさせていただければありがたいというふうに考えております。頑張れ頑張れと言われても、なかなか被害に遭った家庭は頑張り切れるものではございませんので、そういう部分での判断ができるのであればお願いしたいなというふうに思っております。

また、損壊家屋等の撤去解体に関してですけれども、2市と言いましたが、中島村は抜けるんじゃないでしょうか。中島村も入っていますか。

〔「入っています」と呼ぶ者あり〕

○1番(青山英樹君) 入っています。そうですか。それと、仙台市、白石市においては、全くこの縛りがない状態で解体をしております。受け付けております。ほかの市でそういうことが行われているという事実がある以上、同じ震源とする被災に遭いながら、住む地域によって違うのかというようなこともあるわけですね。そういう観点からも、ぜひ努力して解体まで費用を公費で持てるようにお願いしたいというふうに考えます。特に、事務事業を行う職員さん方は、やはりこれは事務、実務的な要素が強いわけですけれども、何とか町長さんのご判断で、矢吹町だけでもそのような判断をしていただけないかと、ぜひとも政治的な判断を野崎町長はいつされるのかというふうに考えております。

例えば、財政面から行きまして繰上償還を平成19年、20年、21年というふうに行いました。22年度はやっておりません。この金額が合計で2億8,307万2,000円というふうになっているかと思えます。これによりまして、実質公債費比率等もかなり改善したわけでありまして。特に22年度を見ますと、前年度よりも2%下がっているということであれば、単年度に換算すればこれはかなりの数値が下がっておりまして、恐らく15%単年度では切っているんじゃないかと思うんですね。とすれば、こういう災害があったときだからこそ、なるべくきつく

きつくではなくて何とか頑張つて被災者のほうに振り向けていただければありがたいと。そういう意味において、解体費に関しましても何らかの措置がとれるのではないかというふうに思っております。いかに野崎町長が政治的判断をされるか。特に半壊以上に関しましては、矢吹は世帯数30%を超えていると思しますので、そういう意味では、弱者に対する政治というものが必要であろうというふうに思っております。

それから、次に放射能汚染に関しても同様でありまして、高校生というものに関しましても、放射能のその性質等を考えていきますと、先ほども申し述べましたが、非常に生殖機能の低下とかそういったものに影響する部分があると。子孫を残すという遺伝子等に対しての傷をつけやすいところでもありますので、例えば高校生の女子、女子高校生等に関しましても適用していくような、そういう特例的な要素をやはりこれも野崎町長ならではの政治的な判断としてできることがあればぜひやっていただきたいというふうに思いまして、それを強く要望いたします。

以上をもちまして、私の再々質問を終了いたします。

○副議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 1番、青山議員の再々質問にお答えさせていただきます。

被災認定におきまして、小規模災害についても対応してほしいというような、そういう全国の知事会の考え方が示されたり、また近隣の市町村においてもさまざまな対応がとられているというふうに伺っています。さらには、小規模災害において、点数で非常に一部損壊等、それから半壊において1点2点で問題が生じているということについては、私も承知しております。特に矢吹町は被害の程度が大きいということで、4,000にも及ぶ罹災証明というものを発行しているんですが、1,700件までは半壊以上になりますので、この方たちは救われますけれども、2,000件に及ぶ人たちが一部損壊だというようなことでございます。これらについては、町のほうでは見方が判定する方によって違うのではないかというような声も受けて、再調査ということで、別の専門員ということで職員を派遣したりして再調査の受け付けもしておりますし、対応をしております。今、第3次の再調査ということで、これらについても金銭が絡むことでございますので、そうした対応についてもとるように担当課のほうに指示したところでございます。

いずれにしましても、審査の基準がございまして、9項目ございまして、青山議員もその審査項目についてはどの程度で点数がどういうふうになるのかということについてはご承知のことと思っておりますけれども、そうしたことにおいて、これは基準を無視して点数を上げるということではできませんが、しかし、余震もありますし、見る人が変われば見方も変わるということもございまして、そうしたことで不満のある方については再調査、再々調査、そのほかにも再々々調査ということで受けられるよということで、青山議員のほうから、そうした不満を持つ方に対してアドバイスをさせていただけたらというふうに思っております。

鏡石町、それからその他の泉崎村も含めて被害が大きいということがございまして、鏡石の矢吹は約倍以上というふうになっておりますので、これらについての対応がいかに大変かということについてはご理解いただけたらと思っておりますが、できるだけ、そうした不満を持つ方の救済をしていきたいというふうに思っております。

なお、半壊以上の方についての建物の取り壊し費用に当たって、国の縛り、基準があると。これは、ある市においては縛りを撤廃したというようなことでございますが、しかし、縛りを撤廃することについての妥当性ということについては今初めて聞きましたので、この後そうしたことができるのかどうか、なおそうした政治的な判断が可能なのかどうか等についても、きちっと調べていきたいと。ただ、私は、先ほど言いましたように、縛りをもって差別とか格差を設けることはしたくないという考え方については今までも述べてきたとおりでございますので、そうした意味においては、皆さんに納得していただけるような、そうした補助制度のあり方というものやっていきたいというふうに思っております。

私自身も、こうしたことについては問題が起きることのないような対応をとりたいという考え方でありますので、その点についてはご理解をいただきたいというふうに思っております。

さらに、放射能の問題で、高校生、人体に影響が出るのではないかということでございますが、こうした点について県のほうに照会した結果、現時点では16歳未満というような県からの回答でございます。これらについてしか補助が出ないというふうなことで、検査についてもこれらの方々だけの対応というふうな、対象者にしているというふうな返事でございます。ただ、私も、青山議員が提案するとおり、高校生について問題がないのかということについては、これもどうしたことができるのかということについても、協議の対象としてテーブルの上ののせて協議を深めていきたいと考えておりますし、県のほうにもそうした考え方があるのかどうか、ない場合でもそういったことについてはできないのかということについても、この後県のほうにもいろんな形で話をしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上で再々質問の答弁とさせていただきます。

○副議長（栗崎千代松君） 以上で、1番、青山英樹君の一般質問は打ち切ります。

以上で、通告のありました一般質問は全部終了いたしました。

これにて一般質問は終結いたします。

◎総括質疑

○副議長（栗崎千代松君） 日程第2、これより町長から提出された議案に対する総括質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて総括質疑を終結いたします。

◎議案・陳情の付託

○副議長（栗崎千代松君） 日程第3、これより議案・陳情の付託をいたします。

お諮りいたします。議案第45号及び認定第2号から第9号については、7名の委員をもって構成する第1予算決算特別委員会を、議案第46号から第51号及び認定第1号については、7名の委員をもって構成する第2予算決算特別委員会をそれぞれ設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、第1予算決算特別委員会、第2予算決算特別委員会を設置し、付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算決算特別委員会の委員の選任につきましては、議長において指名いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名いたします。

事務局長に構成委員名を朗読させます。

事務局長。

○事務局長（坂路寿紀君） 朗読いたします。

第1予算決算特別委員会、平成23年度一般会計補正予算、平成22年度特別会計決算。青山英樹委員、鈴木隆司委員、藤井精七委員、大木義正委員、熊田宏委員、諸根重男委員、根本信雄委員。

第2予算決算特別委員会、平成23年度特別会計補正予算、平成22年度一般会計決算。竹元孝夫委員、鈴木一夫委員、棚木良一委員、角田秀明委員、永沼義和委員、遠藤守委員、吉田伸委員。

以上です。

○副議長（栗崎千代松君） ただいま事務局長朗読のとおり指名いたします。

お諮りいたします。お手元に配付の議案付託表のとおり所管の委員会に付託することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり付託することに決しました。

次に、9月2日までに受理をした陳情は、会議規則第92条の規定により、お手元に配付の議案付託表のとおり総務常任委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

○副議長（栗崎千代松君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

まことにご苦労さまでした。

（午後 3時39分）

平成23年第363回矢吹町議会定例会

議事日程(第3号)

平成23年9月20日(火曜日)午後1時開議

- 日程第 1 陳情第 3号
審査結果報告 総務委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 2 議案第45号
認定第2号・第3号・第4号・第5号・第6号・第7号・第8号・第9号
審査結果報告 第1予算決算特別委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 3 議案第46号・第47号・第48号・第49号・第50号・第51号
認定第 1号
審査結果報告 第2予算決算特別委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 4 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 5 閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第 6 議員の派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(15名)

1番	青 山 英 樹 君	2番	竹 元 孝 夫 君
3番	鈴 木 隆 司 君	4番	鈴 木 一 夫 君
5番	藤 井 精 七 君	6番	棚 木 良 一 君
7番	大 木 義 正 君	8番	角 田 秀 明 君
9番	熊 田 宏 君	10番	永 沼 義 和 君
11番	諸 根 重 男 君	12番	遠 藤 守 君
13番	根 本 信 雄 君	14番	吉 田 伸 君
15番	栗 崎 千 代 松 君		

欠席議員(1名)

16番 柏 村 栄 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 野 崎 吉 郎 君	副 町 長 渡 邊 正 樹 君
教 育 長 栗 林 正 樹 君	企 画 経 営 課 長 圓 谷 誠 君
総 務 課 長 会 田 光 一 君	税 務 課 長 井 戸 沼 寿 量 君
町 民 生 活 課 長 円 谷 一 雄 君	保 健 福 祉 課 長 深 谷 昌 利 君
産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 須 藤 源 太 君	都 市 建 設 課 長 藤 田 豊 君
上 下 水 道 課 長 円 谷 清 茂 君	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長 水 戸 邦 夫 君
教 育 次 長 兼 学 校 教 育 課 長 藤 田 忠 晴 君	生 涯 学 習 課 長 兼 中 央 公 民 館 長 近 藤 尚 一 君

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 坂 路 寿 紀	主 幹 兼 局 長 補 佐 菊 地 利 雄 兼 次 長
---------------------	-----------------------------------

◎開議の宣告

○副議長（栗崎千代松君） 皆さん、ご参集ありがとうございました。

ただいまの出席議員数は15名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午後 1時00分）

◎議事日程の報告

○副議長（栗崎千代松君） 9月12日の本会議において、総務常任委員会、第1、第2予算決算特別委員会に付託した案件を議題とし、審査結果を各委員長から順次報告を求めます。

◎陳情第3号の委員長報告、質疑、討論、採決

○副議長（栗崎千代松君） 日程第1、これより、陳情第3号を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、14番、吉田伸君。

〔14番 吉田 伸君登壇〕

○14番（吉田 伸君） 皆さん、こんにちは。

それでは総務常任委員会から報告いたします。

第363回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書1番から6番までは省略させていただきます。

その前に藤井議員のほうから申し出がありまして、7番の審査結果、上段から4行目、現在福島県は国際と、この「国際」ということは発言しておりませんので、省略してください。

それでは7番読み上げます。

7番、審査結果。

当委員会に付託されました陳情第3号の審査結果は、次のとおりであります。

陳情第3号 福島県庁移転について。

本件は、福島県庁を県中地区へ移転することを陳情するものであります。

討論に入り、藤井委員から現在福島県は震災や原発での放射能の大きな影響を受けている。復興が最優先のため、県庁移転の時期ではないための反対する意見、一方で根本委員から郡山市は会津県南等から考えて中心であり、県民の利便性を考えると将来郡山市への移転が望ましく賛成する意見、また、青山委員からも震災、放射能汚染の影響を考えると産業の発展こそが近道と考えまして、県庁移転の趣旨が十分理解できるため賛成するとの意見がありました。挙手採決の結果、賛成多数により陳情第3号は、原案のとおり採択すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○副議長（栗崎千代松君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

6番。

〔6番 棚木良一君登壇〕

○6番（棚木良一君） 陳情第3号について、これは陳情であるのに請願第3号となっているのは間違いではないかと思うのですが、もし間違っていたら訂正をしていただきたいと思います。

○副議長（栗崎千代松君） 答弁を求めます。

14番、委員長。

○14番（吉田 伸君） お答えします。

6番、棚木議員のおっしゃるとおりで、これは請願が陳情になっております。

訂正してください。

〔「陳情……」と呼ぶ者あり〕

○14番（吉田 伸君） だから請願になっているから、訂正してくださいと言ったの、陳情に。

○副議長（栗崎千代松君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

5番。

〔5番 藤井精七君登壇〕

○5番（藤井精七君） 陳情第3号 福島県庁移転について、反対の立場で討論をいたします。

福島県は全国的に見ても余り知名度のない県の一つでした。しかし、原子力発電所の大事故以来、日本ばかりか世界の福島になりました。そうした中、今福島県は大変な不況の中にあります。だからといって、この現実から逃げることはできません。大震災からの復興のもと、生活基盤、そうした復旧・復興はすぐにでもやらなければならない本当に大きな課題です。

きょうの新聞に愛知県の日進市で開かれた花火大会で川俣町でつくった花火が打ち上げられませんでした。このようにいつまで続くかわからない放射線との闘い、全国で今一番問題、課題が多いのが福島県と思います。

「ピンチをチャンスに変えよ」とよく言われますが、今の福島県は生半可なピンチではありません。そうした状況の中であり、県庁移転についての陳情第3号に私は反対します。

○副議長（栗崎千代松君） ほかに討論ありませんか。

9番。

〔9番 熊田 宏君登壇〕

○9番（熊田 宏君） 議場の皆さんこんにちは。

私は陳情第3号 福島県庁移転について、賛成の立場で討論させていただきます。

委員会の賛成討論の中でも、将来郡山市への移転が望ましくというふうに書いてあります。皇居の近くに憲

政記念館というのがありまして、そこの入り口にタイトルが一言書いてあります。それに政治家の方が言った言葉なんです、「人生の本舞台は常に将来にある」と。政治家はやはり常に将来を見据えて、行政は現状の対応、それで政治家は将来を見るべきだというふうに思いますので、本陳情に賛成いたします。

皆様方のご賛同をよろしくお願いします。

○副議長（栗崎千代松君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗崎千代松君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより陳情第3号 福島県庁移転についてを採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本件に対する委員長報告は採択であります。

本件を委員長報告のとおり採択することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○副議長（栗崎千代松君） 起立多数であります。

よって、陳情第3号は委員長報告のとおり採択と決しました。

◎議案第45号、認定第2号～第9号の委員長報告、質疑、討論、採決

○副議長（栗崎千代松君） 日程第2、これより議案第45号及び認定第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

第1予算決算特別委員長、7番、大木義正君。

〔7番 大木義正君登壇〕

○7番（大木義正君） 皆さん、こんにちは。

第363回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

第1予算決算特別委員会審査結果報告書。

1番から6番までは記載のとおりであります。

7番、審査結果。

当委員会に付託されました議案第45号、認定第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号の審査結果は次のとおりです。

議案第45号 平成23年度矢吹町一般会計補正予算（第5号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ11億4,628万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ92億5,492万1,000円とするものであわせて地方債の補正をするものであります。

歳入の主な内容は、国庫支出金、県支出金、寄附金、繰入金、繰越金、地方債などをそれぞれ増額し、粗収入を減額するものであります。

歳出の主な内容は、民生費、衛生費、農林水産業費、消防費、災害復旧費などをそれぞれ増額し、議会費、

総務費、商工費、土木費、教育費を減額するものであります。

地方債の補正では、経営体育成基盤整備事業債、急傾斜地対策事業債をそれぞれ追加し、一般単独事業債、地方道路等整備事業債、一般補助施設整備等事業債、都市公園安全安心対策緊急総合支援事業債の限度額を減額し、農業施設災害復旧事業債、公共土木施設災害復旧事業債、公立学校施設災害復旧事業債、災害廃棄物処理事業債の限度額をそれぞれ増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第2号 平成22年度矢吹町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額21億3,971万2,000円に対し、歳出総額19億1,506万5,000円で差し引き2億2,464万7,000円の黒字決算であります。

討論に入り、藤井委員から当初予算において国保税の値上げに対して、反対をした予算であり決算認定には反対する意見。一方、鈴木隆司委員から定められた予算に沿って執行された決算であり、賛成する意見があり挙手採決の結果、賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第3号 平成22年度矢吹町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額4億1,022万4,000円に対し、歳出総額4億1,011万9,000円で差し引き10万5,000円の黒字決算であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第4号 平成22年度矢吹町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額1,163万8,000円に対し、歳出総額1,075万9,000円で差し引き87万9,000円の黒字決算であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第5号 平成22年度矢吹町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額1,180万6,000円に対し、歳出総額1,170万8,000円で差し引き9万8,000円の黒字決算であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第6号 平成22年度矢吹町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額1億7,730万5,000円に対し、歳出総額1億7,729万7,000円で差し引き8,000円の黒字決算であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第7号 平成22年度矢吹町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額10億712万8,000円に対し、歳出総額10億168万9,000円で差し引き543万9,000円の黒字決算であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第8号 平成22年度矢吹町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額1億3,311万2,000円に対し、歳出総額1億3,109万円で差し引き202万2,000円の黒字決算であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第9号 平成22年度矢吹町水道事業会計決算認定について。

本件は、収益的収支において収入額5億1,915万2,000円に対し、支出額4億8,282万1,000円で当年度純利益3,633万1,000円の黒字決算であります。

なお、全額翌年度に繰り越しをした内容のものであります。

資本的収支では、収入額3,238万8,000円に対し、支出額1億6,326万8,000円で差し引き、不足する額1億3,088万円は当年度分消費税調整額と過年度及び当年度分損益留保資金で補てんした内容であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○副議長（栗崎千代松君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

5番、藤井精七君。

〔5番 藤井精七君登壇〕

○5番（藤井精七君） 認定第2号 平成22年度矢吹町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論いたします。

国保の支払いが大変だ、月末になると頭が痛い、そんな声をよく聞きます。今の経済状況からは当然の声かもしれません。こうした背景の源、この高い国保税、これが国の国保に対する国庫支出金の削減にあります。今、町は資格証明証の発行など苦肉の策をとる状態であります。

国保は年金者と低所得者が占める割合が高い、こうした国民健康保険は手厚い国庫負担なしには維持できない医療制度です。22年度当初予算でも厳しい経済状況の中にあり、これ以上の値上げは町民の暮らしに大きく影響があるということで私は反対しておりましたが、国の国保に対して負担増を求める声になるためにも認定第2号 平成22年度矢吹町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に反対をいたします。

○副議長（栗崎千代松君） ほかに討論ございませんか。

3番、鈴木隆司君。

〔3番 鈴木隆司君登壇〕

○3番（鈴木隆司君） 認定第2号 平成22年度矢吹町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、私は賛成の立場で討論をいたします。

国保財政は危機的に陥っており、運営は極めて不安定な状況に置かれております。そのような状況の中、早期発見、早期治療を目的とする特定健診や人間ドック委託事業等の医療費適正事業を予算どおり適正に執行しており、医療費抑制に努めた決算内容であることに対して私は賛成するものであります。

議場の皆さんの賛同をよろしく申し上げます。

○副議長（栗崎千代松君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗崎千代松君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第45号 平成23年度矢吹町一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第45号は委員長報告のとおり可決されました。

これより認定第2号 平成22年度矢吹町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本件に対する委員長報告は認定であります。

本件を委員長報告のとおり認定することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○副議長（栗崎千代松君） 起立多数であります。

よって、認定第2号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

これより認定第3号 平成22年度矢吹町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は認定であります。

本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第3号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

これより認定第4号 平成22年度矢吹町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は認定であります。

本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第4号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

これより認定第5号 平成22年度矢吹町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は認定であります。

本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第5号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

これより認定第6号 平成22年度矢吹町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は認定であります。

本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第6号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

これより認定第7号 平成22年度矢吹町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は認定であります。

本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第7号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

これより認定第8号 平成22年度矢吹町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は認定であります。

本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第8号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

これより認定第9号 平成22年度矢吹町水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長報告は認定であります。

本件を委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第9号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

◎議案第46号～第51号、認定第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○副議長（栗崎千代松君） 日程第3、これより議案第46号、第47号、第48号、第49号、第50号、第51号及び認定第1号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

第2予算決算特別委員長、8番、角田秀明君。

〔8番 角田秀明君登壇〕

○8番（角田秀明君） 第2予算決算特別委員会審査結果報告書。

第363回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、

矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

1番から6番まではご案内のとおりですので割愛させていただきます。

7番、審査結果。

当委員会に付託されました議案第46号、第47号、第48号、第49号、第50号、第51号及び認定第1号の審査結果は次のとおりです。

議案第46号 平成23年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1億3,833万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億5,683万8,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、国庫支出金、繰越金を増額し、国民健康保険税、前期高齢者交付金、繰入金を減額するものであります。

歳出の主な内容は、保険給付費、前期高齢者納付金など共同事業拠出金、基金積立金、諸支出金などを増額し、総務費を減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第47号 平成23年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）。

本案は、既定の歳出予算に2億1,173万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億8,640万7,000円とするものと、繰越明許費地方債の補正であります。

歳入の主な内容は、繰入金、地方債を増額し、国庫支出金、県支出金を減額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費、災害復旧費を増額し、事業費を減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第48号 平成23年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）。

本案は、既定の歳出予算に1億9,278万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億8,741万9,000円とするものと、繰越明許費、地方債の補正であります。

歳入の主な内容は、繰入金、地方債、繰越金を増額するものであります。

歳出の主な内容は、議事管理費、災害復旧費を増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第49号 平成23年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第1号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ9,052万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億6,188万5,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰越金をそれぞれ増額し、繰入金を減額するものであります。

歳出の主な内容は、保険給付費、基金積立金及び諸支出金を増額し、総務費を減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第50号 平成23年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ371万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億3,806万3,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、繰入金、繰越金、諸収入をそれぞれ増額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費、後期高齢者医療広域連合納付金、諸支出金を増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第51号 平成23年度矢吹町水道事業会計補正予算（第3号）。

本案は、既定の収益的収支予算予定額のうち支出予定額に299万8,000円を追加し、支出予定総額を4億7,085万4,000円とするものであります。

収益的支出補正の主な内容は、営業費用を増額するものであります。

既定の資本的収入及び支出のうち収入予定額に720万円を追加し、収入予定総額を2億434万9,000円に、支出予定額に800万円を追加し、支出予定総額を2億6,750万5,000円とするものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第1号 平成22年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定について。

本件は、歳入総額76億9,478万5,000円に対し、歳出総額70億8,170万3,000円で、差し引き6億1,308万2,000円の黒字となるが、うち翌年度に繰越すべき財源として1億5,865万8,000円を差し引いた実質収支4億5,442万4,000円の黒字決算であります。

討論に入り、棚木委員から平成22年度当初予算編成の段階から町民の思いが十分に反映されておらず、また指定管理者や職員研修のあり方などについても考えさせられる部分が多いこと及び町民が今後さらに福祉行政の推進を期待する中、予算執行面においてこうした思いがかなえられなく、課題も多いことから反対する意見があった。

一方、鈴木委員からは平成22年度末の東北大震災の中で災害対応と通常業務への取り組みの両立に職員が総力を挙げて町復興に懸命に努力しているものと評価し、行政としての結果が認められるとして賛成する意見があり、挙手採決の結果、賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決しました。

しかし、調査報告書には書きませんでした。棚木委員の反対討論にもあったように指定管理者事業の調査であります。この事業は保健福祉課の指定管理で一般会計で行っている事業であるため、決算認定では一般会計全体の一部のため、今回は表に出してはおりませんが、もしこの事業が特別会計であれば、第2予算決算特別委員会では、否決されていたであろうと思うほど全委員から問題がいろいろと提起されたことをお伝え申し上げて、以上で報告といたします。よろしくお願ひします。

○副議長（栗崎千代松君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

10番、永沼義和議員。

○10番（永沼義和君）

○副議長（栗崎千代松君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

6番、棚木良一君。

〔6番 棚木良一君登壇〕

○6番（棚木良一君） 認定第1号 平成22年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論を行います。

平成22年度矢吹町一般会計歳入歳出決算は、歳入で76億9,478万5,000円、歳出で70億8,170万3,000円で、差し引き6億1,308万2,000円の黒字決算であります。翌年度に繰越すべき財源を差し引いても4億5,442万4,000円もの黒字であります。

事業を見ましても、矢吹中学校の改築事業や小学校の耐震化事業、子供の医療費の中学卒業するまでの無料化については残念ながら小学校卒業まで、こういった事業は町民からも評価されると思いますが、しかし、他市町村はほとんどが中学卒業まで無料化であります。医療の根幹は早期発見、早期治療であります。子供が病気になる時にお金がなくても安心して病院で診てもらえる、そして安心して子育てができる町にしていかなければならないと思います。お金はあります。やる気になればすぐできるものをやらないで来たわけであります。子供を持つ親や町民の切実な要望にこたえていないわけであります。

また、予算要望でも福祉協議会の会長を町長が兼務することを廃止することを要望してまいりました。平成22年度当初予算のときにも言いましたが、野崎町長が会長を兼務しながら福祉協議会の町からの委託問題、ひかり保育園の民間委託を初め、建物の無償譲渡、20年間もの土地の無償貸与など即刻やめることを言ってきたわけであります。

また、町の町営住宅は老朽化しているため、申し込んでもなかなか入れない、待機者がいるのを知りながら購入した雇用促進住宅は町営住宅にしない、定住促進住宅にしたことも町民の切実な要望にこたえない、こういう問題があります。

そして、また指定管理者制度を導入してから、当初から問題のあった健康センターの問題であります。これまでも消費税や使用料の値上げ、契約者の問題など次々に出てきたわけでありますが、ここに至ってまたまた町の持ち出しが多く出されてきているわけであります。館内施設総合利用298万4,000円、浴室改修による従業員の休業補償67万5,000円、さらに震災対応無料開放負担金300万円、合計しますと2,913万9,000円、指定管理者のいわゆる委託料、差し引いても758万8,000円もの負担増になっているわけであります。このことから現行の委託業務については、全面的に詳細に点検評価し、費用設定し見直しを図ること、新たな委託はしないことであります。

また、任期4年のたびにもらえる町三役の退職金制度についても、町長が内に厳しくと言いながら、見直しをしないことは町民感情から言っても問題であります。

また、町の発注する工事の入札についても当初予算の予算編成の要望の中でも特に落札価格が予定価格の97.5%などに見られるように明らかに安い業者が指名からはずされているなどの事実を見るとき、恣意的なものを感じざるを得ない、公平性、公正性、透明性の観点や最小の揭示で最大の効果の観点からも問題があります。

さらに、中小業者の仕事づくりの問題であります。町民の暮らし応援、国の補助金はたくさん来ております。しかし、住宅リフォーム助成制度を毎回議会で取り上げてきたにもかかわらず、こういった要望にこたえていないことも問題であります。

さらに、職員研修の名のもとに人事考課制度導入はこれまでも指摘してきたわけでありますが、職員の協力、協同の精神を欠落させ、職員の労働意欲をそぎ二極化させ、対町民にも異様に映り、暖かさ、親切さを損なうので廃止は当然であります。そもそも地方自治体本来の目的とはなじまないものであり、即刻やめるべきであります。

以上申し上げ、私は町の財産、町民の福祉、暮らしを守る立場から認定第1号 平成22年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定に反対するものであります。

○副議長（栗崎千代松君） ほかに討論ございませんか。

4番、鈴木一夫君。

〔4番 鈴木一夫君登壇〕

○4番（鈴木一夫君） 私は、認定第1号 平成22年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論をいたします。

本件は景気低迷による税収入の減少や東日本大震災の影響などで財政状況が厳しい中、震災対応や町づくり総合計画に基づく各種事業に取り組み、総合的な住民サービスの維持向上を図るために選択と集中による事務事業を推進した結果が如実にあらわれているものと考えます。

特に財政指標の一つであります実質公債費比率について、18%未満へと改善したことは町民サービスの向上を図るために効率的かつ効果的な財政運営の結果が顕著であり、財政健全化に取り組んだ決算内容と評価できるものであります。着実な財政健全化を受け、長年の懸案事項となっていた矢吹中学校改築事業が実現し、校舎1期及び体育館の落成、行政活動支援事業や町づくり団体支援事業もスタートするなど、充実したさまざまな行政サービスの展開が開始となりました。実質公債費比率18%未満となり、早期健全化基準をクリアしたことや財政調整基金を取り崩すことなく、健全な予算執行に努めたことについては大いに評価をできるものであります。

よって、本案に賛成をするものであります。

皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○副議長（栗崎千代松君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗崎千代松君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第46号 平成23年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗崎千代松君） 異議なしと認めます。

よって、議案第46号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第47号 平成23年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第47号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第48号 平成23年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第48号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第49号 平成23年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第49号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第50号 平成23年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第50号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第51号 平成23年度矢吹町水道事業会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第51号は委員長報告のとおり可決されました。

これより認定第1号 平成22年度矢吹町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本件に対する委員長報告は認定であります。

本件を委員長報告のとおり認定することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○副議長（栗崎千代松君） 起立多数であります。

よって、認定第1号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

以上ですべての審議は終了いたしました。今会期中に町長から追加案件の提出、議会運営委員会委員長か

ら閉会中の継続調査の申し出などの提出がありましたので、その取り扱いについてただいまから議会運営委員会を開くため暫時休議いたします。

(午後 1時56分)

○副議長（栗崎千代松君） 再開いたします。

(午後 2時15分)

◎日程の追加

○副議長（栗崎千代松君） 追加案件の取り扱いについては、先ほど議会運営委員会が開催されましたので、その審議結果の報告を求めます。

議会運営委員長、12番、遠藤守君。

〔12番 遠藤 守君登壇〕

○12番（遠藤 守君） 議場の皆さん、ご苦労さまです。

ただいま開催されました議会運営委員会の結果について、ご報告いたします。

会期中に町長から追加議案2件が提出されました。また、議会運営委員会から次期定例会の開催についての会期外付託申し出、副議長から議員の派遣について提出されました。この取り扱いについて企画経営課長及び議会事務局長から説明を求め協議いたしました結果、お手元の配付の追加議事日程表のとおり本日の議事日程に追加し、全体審議をすることに協議が成立いたしました。

以上で、議会運営委員会からの報告を終了いたします。

皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げたいと思います。

〔「議員派遣について……」と呼ぶ者あり〕

○12番（遠藤 守君） はい、そのように訂正いたしますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（栗崎千代松君） お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり、これを本日の日程に追加し、議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、これを日程に追加し議題にすることに決しました。

なお、追加日程については、お手元の資料のとおりであります。

◎諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（栗崎千代松君） 日程第4、これより諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは説明いたします。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。本案は平成23年12月末日で任期満了となります。仲西康夫氏の後任者として、矢吹町小松249番地5、赤城恵子氏、55歳を推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

赤城氏は、本町においてトールペイント教室を主宰するなど活発な芸術文化活動を展開され、矢吹町文化協会の一員としてあゆり祭運営委員も務められております。また、地域との各種活動にも多大な貢献をされており、人格識見も高く地域からの信望も厚く推薦するにふさわしい方であり、ここに提案をいたしました。

皆様の満場一致のご同意をお願い申し上げまして、提案の説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○副議長（栗崎千代松君） 本件は、人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

この採決は、起立により行います。

諮問第1号について、この諮問に賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○副議長（栗崎千代松君） 起立全員であります。

よって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、同意することに決しました。ここで、ただいま推薦につき同意いたしました赤城恵子氏を紹介するため、暫時休議いたします。

（午後 2時20分）

○副議長（栗崎千代松君） 再開いたします。

（午後 2時21分）

◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○副議長（栗崎千代松君） 日程第5、これより議案第52号 動産の取得についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは説明いたします。

議案第52号 動産の取得についてであります。本案は東日本大震災による原発事故の長期化に伴い、住民みずから放射線量を確認することで、自身の積極的な健康管理につなげることができるようにするため、園児以下の子供や妊婦に電子線量計を1,136個を取得し対応するものであります。

入札につきましては平成23年9月13日、株式会社東栄科学産業郡山営業所、株式会社福島情報処理センター、福美商事株式会社、株式会社イオン、株式会社エフコム、の5社による指名競争入札の結果、議案書のとおり3,213万円で郡山市富久山町福原字陣場194の7、株式会社東栄科学産業郡山営業所が落札しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条及び地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づきまして、議会の議決を経て契約を締結するものであります。

なお、小中学生についてはバッジ式線量計で対応することから動産の取得はございませんので、ご了承いただきたいと思ひます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上です。

○副議長（栗崎千代松君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗崎千代松君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗崎千代松君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第52号 動産の取得についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続調査の申し出について

○副議長（栗崎千代松君） 日程第6、これより閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お手元に配付した資料のとおり、議会運営委員会委員長より次期定例会の運営協議のため会期外付託の申し出がございます。

お諮りいたします。委員長申し出のとおり、継続調査の会期外の付託とすることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長より、次期定例会の運営協議のため会期外付託の申し出のとおりとすることに決しました。

◎議員の派遣について

○副議長（栗崎千代松君） 日程第7、これより議員の派遣についてを議題といたします。

会議規則121条第1項の規定により、別紙のとおり議員の派遣をいたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（栗崎千代松君） ご異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり派遣することに決しました。

◎町長発言

○副議長（栗崎千代松君） 以上で議案、審議は全部終了いたしました。

ここで、町長より発言を求められておりますので、これを許します。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 第363回矢吹町議会定例会最終日に議長を初め議員の皆様にご理解を賜り、発言の機会をいただきまして、まことにありがとうございます。

初めに、本定例会において提出いたしました議案は皆様のご理解のもと、全議案原案どおり可決いただきました。改めてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

さて、発言をお願いしたのは臨時議会の開催についてであります。

今議会では答弁させていただきましたとおり応急対策が概ね終了し、本格的な災害復旧及び復興へ向けた各分野における取り組みが急務となり、被災者の生活再建支援、各種施設の復旧と早急かつ的確な対応をしていかなければならないと強く認識しております。これら災害関連工事等について議会の議決が必要となることから10月中旬には臨時議会を開催して、審議をお願いしたいと考えております。

議員の皆さまのご理解のもと、矢吹町の力強い復興の実現のため全町的な認識の統一のもと、強力で推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上です。

◎閉会の宣告

○副議長（栗崎千代松君） これで、本定例会の日程は全部終了いたしましたので、本日の会議を閉じます。

なお、引き続きまして議員控室において全員協議会を開催いたしますので、ご参集をお願いします。

これにて第363回矢吹町議会定例会を閉会といたします。

ご協力、まことにありがとうございました。

（午後 2時27分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成23年12月5日

議 長

副 議 長 栗崎 千代松

署 名 議 員 青山 英樹

署 名 議 員 竹元 孝夫